

ければ。なほ本のまゝにてあらむ外なし。かにかくに此天皇の御年數の事は。古傳のまゝにてあるへくこそ。○即知。以下九字。集解に私記摺入として削去り。此はさも有へし。○一云天皇云々の事。石清水縁起また八幡愚童調などにも見えて。既に引るか如し。

於是皇后及大臣武内宿禰。匿天皇之喪。不令知天下。則皇后詔大臣及中臣烏賊津連。大三輪大友主君。物部膽昨連。大伴武以連。曰。今天下未知天皇之崩。若百姓知之有懈怠乎。則命四大夫領百寮。令守宮中。竊收天皇之屍。付武内宿禰。以從海路遷穴門。而殯于豊浦宮。爲无火殯。无火殯。此謂。甲子。大臣武内宿禰自穴門還之。復奏於皇后。是年由新羅役。以不得葬天皇也。

中臣烏賊津連。此人神功紀には烏賊津使主とあり。續紀に伊賀都臣。姓氏錄に雷大臣など。種々に書たれど。何れも唱は同じ。信友か。イカフノミよみて。使主また臣を尸なりと云るは非なり。此氏の尸は。始終連なり。さてこの紀に。烏賊津とのみあれば。使主を以附ても省きても唱へし名なり。續紀。天應元年七月癸酉。右京人正六位上栗原勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。是中臣遠祖天御中主命二十

世之孫。意美佐夜麻之子也。伊賀都臣。神功皇后御世。使百濟。便娶彼土女。生一男。名曰日本大臣。大臣遠尋本系。歸聖朝云々。姓氏錄未定雜姓。右京神別。中臣栗原連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣之後也。とある是也。さて此世數は。左京神別。中臣志斐連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣命男弟子之後。右京神別。岐直。天兒屋根命九世孫云々。又。攝津國神別。神奴連。天兒屋命十世孫。など區々にしに同じからず。河内國神別。中臣連。津速魂命十四世孫雷大臣命之後。などあり。但此ほか雷大臣の後は。姓氏錄にいと多し。又常陸の中臣部占部も。此人の兄弟の中より出たるを。後に中臣鹿島連と改賜へりし事などあり。さて右の子公が奏言に。對馬卜部の傳ともを併せ考へて。信友か正卜考に云れけるは。此人始め仲哀天皇筑紫へ熊襲征伐に幸行しける時より。皇軍に仕奉り。其處より皇后の新羅征伐に仕奉り。三韓降服奉りて。凱旋したまへる時。百濟に遣されて其國を治め。此間に其國の女に婚て。日本大臣を生し。對馬に還留りて。下縣郡の西面。佐須の阿連村に住み。韓國の事を宰り。トヘマかなひて仕奉しなるへし。子を生し。卜事を傳置るか。その子孫卜部となりて。其阿連村に住て。昔は十家ありしと云傳ふ。さて雷命神社は。豆酸郷豆酸村に在るを祖神として。卜事の時もはら此神を祭れり。といへる趣なり。但しこの雷命。對馬に卜術の傳を遺し置て。後に本土に歸りたまへるかに書せりたるものにして。記さず。は。とあり。なほ此信友か考は。いと委しきを。今省きて出せ。○大三輪大友主君。このたどりのはされは。詳かには知りかたし。り。卜部傳と云ものも。正卜考に委云れたり。○大三輪大友主君。この人の事は。已に垂仁紀三年書に出てそこに云り。此頃は。凡二百五六十歳の齡の人なり。垂仁紀三年より此年まで。二百二十七年なり。集解に雷父子傳。名而同者なき云るは。上世の事を知らぬ説にて。とるに足らず。○物部膽昨連。天孫本紀に。饒速日尊七世孫。十市根命の子物部膽昨宿禰とあり。同書

に。此宿禰志賀高穴穗宮御宇天皇御世。元爲大臣。次爲宿禰。奉齋神宮。其宿禰之官始起。此時一矣。市師宿禰祖。穴太足尼女。比咩古命爲妻。生三女。又阿努建部君祖。太玉女鴨姫爲妻。生一兒。三川。穗國造美己止直妹伊佐姫爲妻。生一兒。宇太笠間連祖。大勢命女止己呂姫爲妻。生一兒。とありて。膽昨宿禰之子。五十琴宿禰連公。妹五十琴姫命。弟五十琴彥連公。などあり。此膽昨連の事は。神代紀。水沼君下にも云る事あり。○大伴武以連。三代實錄に。貞觀三年書博士正六位下佐伯直豐雄款曰。先祖大伴健日連公。景行天皇御世。隨倭武命平定東國。功勳蓋世。賜讚岐國。以爲私宅。健日連公之子。健持大連公子。室屋大連公之第一男。御物宿禰之胤云々。公卿補任に。仲哀天皇御世。大連大伴健持。註曰。元年正月天皇即位。冬十月詔大伴健持。始爲大連。大連之號始於此。大連天忍日命之後。道臣命八世之孫也。祖父豐日命。父健日命。とあり。延喜式層遷記にも。仲哀天皇始置大連。元年詔大伴健持爲大連。とあり。藤原帥も此説に従へり。此補任延喜式の説疑はし。もし此御世の元年に。大連と爲されたらんには。此にかくあるべきよしなきを。此はなほかの垂仁紀二十五年に。十市根大連と書れたる類にもやありけん。詳ならず。○有懈怠乎。諸本乎上に者字あり。然るへし。○遷穴門。永享本遷を還に作る。穴上於字あり。○殯の事は。神代紀に云り。記には。天皇崩後に。爾驚懼而坐。殯宮とあれと。穴門に遷りましこと記されず。近藤清石云。殯陵長門國豊浦郡豊浦村の字侍町の常樂寺の後山の北峯に在り。兆域詳ならず。麓に安良臣の墓と云ふ墓あり。また南の峯に武内宿禰の墓といふかあり。府志に。日額寺の件に。武内大臣の廟。山門より南方の山嶺にあり。方四間許に土手を築く。其中に苦生したる大石あり。と見ゆ。この墓のことは。附尾御座社の件に云ふへし。常樂寺に繪旨あり。左の如し。長門國府常樂寺。爲仲哀天皇聖

跡異于他。靈場之上者。爲御祈願所。可被抽精誠。候由。院御氣色所候也。仍執下如件。觀應二年三月五日。按察使次鵬として。當寺長老宛に記されたり。○无火殯殿は。通證に。謂殯殿不置燈燎。令三人不知也。と云へり。矢野玄道云。この殯宮は。豊浦社説に。豊浦宮の辰巳に小山あり。天皇の御陵所として今もある。是御殯宮の所なり。また宮より北五六里。豊浦山といふ山の峯に。天皇の御太刀を納めたりといふ靈窟あり。と云り。○此云褒那之阿餓利。本に云を謂に作る。今集解本に従ふ。永享本には曰とあり。○甲子は二十二日也。○新羅役は。此年の十月にあり。次の紀に出。

日本書紀卷第八終

終字一活字本になし。

日本書紀通釋卷之三十四

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第九

氣長足姬尊

神功皇后

氣長足姬尊。御名義次に出。○神功皇后。集解云。文選到大司馬記室。踐曰。神功無紀。濟曰。高祖如神妙之功。無能紀述也。隋書煬三子傳曰。聖略神功。載造區夏。とあり。さて此御諡を。省きては神后とも申奉りしこと。天平勝寶三年に撰へる懷風藻に出たり。この事は神武紀諡號の下に云り。

氣長足姬尊。稚日本根子彦大日日天皇之曾孫氣長宿禰王之女也。母曰葛城高賴媛。足仲彦天皇二年立爲皇后。幼而聰明叡智。容貌壯麗。父王異焉。

神功皇后紀

氣長宿禰王。記を按に。開化天皇の御子日子坐王。娶近淡海御上。祝以伊都久天之御影神之女。息長水依比賣母弟袁都比賣命。生子山代之大筒木真若王。此王娶同母弟伊理泥王之女母泥能阿治佐波毗賣。生子迦邇米雷王。此王娶丹波之遠津臣之女高材比賣。生子息長宿禰王。此王娶葛城之高額比賣。生子息長帶比賣命。次虛空津比賣命。次息長日子王。三とあり。此餘にも息長宿禰王。娶河後額依毘賣。生子大多牟坂王。と云るがませり。氣長宿禰王の御名。氣長は地名にて。諸陵式に息長墓在近江國坂田郡と見えたる處なり。萬葉十三。師名立。都久麻左野方。息長之遠智。氣摩も同郡也天武紀。與近江軍戰。息長。橫川。田郡橫川額宮。などあり。此王の祖母袁都比賣命は。近江國なる息長に住坐りければ。其縁によりて。父の迦邇米雷王も其國に坐々けん。さて此王も即て其氣長にて生立なとし玉ひて。御名には負しけん。氣長足姬尊。記傳云。御父の名に同じ。彼地にして生立坐しにやあらむ。此姫尊即卷六十九年崩云々。是日追尊皇太后曰。氣長足姬尊。息長日子と申ししかは。此も生時よりの御名なりしこと著し。彼息長日子の例を以思へば。尊。と此御名を後追尊の如く記されたりとも然らず。御弟をも此姫尊も。本は息長日女命と申せしを。崩坐て後に。足日女とは加へ申せるにやあらむ。帶は足の意なり。三代實錄十七には大帶日姫とあり。めつらし。さて天皇之曾孫とあるは記と合はず。記にては五世御孫也。もし曾孫とあるを息長宿禰王の事としてもなほ合はず。彼王も天皇の玄孫なればなり。と云れたり。釋紀には。氣長宿禰者。開化天皇之玄孫也。曾孫者只表末孫之義。故訓之比々古也。とあり。曾孫和名抄に孫之子爲曾孫。和名比々古とあり。比は重の轉にて。孫の子なるゆゑ然云へり。○葛城高類媛。和名抄大和國葛下郡高類郷あり。此地によれる名なり。さて此媛の世系は。記明宮段に。新羅國王之子天之日矛。泊多遲摩國。即留其國。而娶多遲摩之股尾之女名前津見。生子多遲摩母呂須玖。此之子多遲摩斐波。此之子多

遲摩比那良岐。此之子多遲摩毛理。次多遲摩比多訶。次清日子。此清日子娶當摩之咩斐。生子酢鹿之諸男。次妹菅竈由良度美。故上云多遲摩比多訶。娶其姪由良度美。生子葛城高類比賣命。此者息長帶比賣命之御祖とあり。記傳に。但馬國にて生れたる人と聞えたるに。大和の高類をしも名に負へるは。其地に移居れけるにやあらむ。と云り。○容貌。本に貌容とあり。集解に容貌原例據古本。改とあるに从る。さて八幡愚童訓に。御長九尺御齒一寸五分とあり。

九年春二月。足仲彥天皇崩於筑紫樞日宮。時皇后傷。天皇不從神教。而早崩。以爲知所崇之神。欲求財寶國。是以命群臣及百寮。以解罪改過。更造齋宮於小山田邑。

二月の下に。或本戊申二字あり。六日也。前紀に合へり。○解罪改過。記云。爾驚懼而坐殯宮。更取國之大奴佐。而種々求。生剝。逆剝。阿離。溝埋。尿戶。上通下通婚。馬婚。牛婚。雞婚。犬婚之罪類。爲國之大祓云々。かく國の大祓し玉ふは。更改めて神の命を請奉らんか爲なり。○更造齋宮云々。此齋事を通證に。延喜曰。下文穴門山田邑。式長門國豐浦郡忌宮神社。忌宮即齋宮也。一説筑前國有山田邑。與香椎村相隣。其側有傳稱。聖母屋敷者。蓋齋宮舊跡也。有神祠云々。と記して。長門國の事と爲し。筑前國なるを一説と引れたるは誤なり。もとよりこれは筑前にて

の事なるを。いかて長門の忌宮の事は一に誤られたりけん。前にも齋宮は造玉へりしかとも。復改めて造り玉へるなり。この小山田の齋宮の事は。當國人か小山田邑齋宮考證と云ものに。今當國糟屋郡小山田村に。聖母屋敷と云るかありて其地なり。と云るを。ここにまた岡吉胤は。齋宮考と云を著して其説を辨し。同郡山田村内に伊野村と云るあり。其處に大神宮の御社あり。其なりと云り。其説に云。謹て齋宮の古蹟を釋ね奉るに。當國粕屋郡山田村に齋宮と稱る社あり。又同郡小山田村にも齋宮と稱るあり。何れも往古の事跡を古老の口碑に傳へ。或は地所の字に稱し。或は社傳の縁起に録し。各其説を確守して。其眞疑妄りに定め難しといへとも。右兩社恐らくは上古齋宮の地にあらざるへし。小山田なるは。慶長寛永の段別帳に。古宮聖母邸御所。大蓋。百寮。朝倉。土器屋敷。齋田など多かり。其他の字などあるをおもへは。當昔より傳へし説も無きにあらねと。今の社を齋宮と稱へしは。もと三郎天神と稱へし社なるを。筑前社誌に。小山田村の産神三郎天神とある是なり。文政年間。谷山村の神官某。地名に依て其説を主張し。右天神宮を齋宮なりとして。忌宮と扁せし額を掲げて。齋宮の古蹟とすれとも。鳥居の額には。今尙天神宮と篆書に扁せり。所傳の神鏡神器等。いさゝか有之といへとも。皆百年以後の物品にて。徴するに足る者なし。山田なるは小山田に比すれば。土地清曠なりといへとも。斯また降神齋奉の地とは定め難し。其疆界平坦にして。四方皆野畦田園。前に一派の河水あり。其地を聖母邸といひ。其社を聖母宮と稱へて。古來神功皇后を祭鎮したる社なり。中略香椎宮の縁起に。香椎村に隣て東一里餘とあるに。遠近方角能く符へるにて。齋宮の在所。先今の山田村

なる事を思ひ定むへし。さて此山田村なる聖母邸より。四五町を距て。伊野と云る村あり。是も以前は山田の中にして。別村ならざる事。古老の口碑に存するのみならず。地勢を見ても瞭然たり。今にも伊野山田と同村の如く稱し來れる事は。人の知る處なり。山田も今は上下に分りつれとも。伊野。上山田。下山田。名子。を併せて。山田河内と唱るにて。伊野より名子に至るまで。便ち山田なりし事をも知るへし。さて其伊野は忌野イノの義にて。古昔は荒野なりしと云古老の傳説あるを思へは。今は百二家村となりつれとも。慶長元和のころは。二十四戸ありしと云古蹟あるにても。其野原なりし事を推して知るへし。同所に今猶大神宮の御社ありて。神威赫々諸人の信仰大方ならず。是則齋宮の古蹟たる事を確定せり。其地たるや。前は平坦の地に屬して。山田。谷口。名子の諸村を見齊し。左右には斷崖高く峙立。後ろには伊野山雲に聳て群山に突出せり。宮殿の側には。古木杉松蒼蔚として。千古の緑を顯はし。瑞垣の下には。伊野満山より湧出る所の清水漲り流れて。岩石に滌き。恰も五十鈴川を見らたんが如し。然らば皇后先香椎の行宮を發軔ありて。多々羅河を溯り。今の山田の村中に陣營を張て。諸部諸卒を配置し給ひ。親ら二三の大臣を率ゐて。其川の水源とも謂つへき山間清潔の域に。齋場を建て忌籠らせ給ひし事を想像し奉るに。其景象嚴然として。今猶目撃中に在か如し。其齋宮を建させ給ひし野なれば。是を忌野イノと云ひしを。今は伊野村と稱し。其山を伊野山と稱す。又宮山神路山の號あり。又權現山とも稱へしは。佛語なから。かの四柱の神の神異を顯はし給ひし所由を以て。しか稱へしにもあらん。古來は此山を神體とせしよりしか稱へしとも云り。其最高處をトミカタケと云は。

遠見か嶽の義なり。此山の絶巖に登れば。兩柏屋。御笠。那珂。早良。志摩。怡土。宗像等の郡々は更にもいはす。西北の海上遙に見わたされて。壹岐對馬より。五島平戸の島山も。一望中に髣髴たり。十四年薩兵立花城を攻し時。此山の上に斥候を置しといふ。さては當昔仲哀天皇神託を怪み坐して。高山に御登臨ありしといふも。必此山上なるへくそ思ふ。今伊野の御山とも尊ひ稱るは。大御神の鎮り坐る山なればなり。また齋宮山の義にてもあらん。かく考へ定むれば。皇后の此山麓に齋宮を建させ給ひしも。少縁ならぬ事とおぼえて嚴尊し。さて齋宮の在所は。今の神宮より少し下りて。神宮の第宅あり。其前の田島民屋の地までを別所と字し。又神屋敷といふ。其處より少し離れて古宮と唱ふる社地あり。今何れと決し難けれど。此二三町の方域に外ならざる事皓著なり。さて其齋宮に顯はれ坐し撞賢木殿之御魂天疎向津媛尊。稚日女尊。事代主命。住吉大神の四柱を祭り鎮めて。大神宮と崇め奉りしを。後には大御神の尊號のみ高くして。伊勢大神宮を遷し奉りしか如くなりて。山田村の外宮さへ建立して。伊勢の山田に摸擬する事となれりし也。かゝれば今の大神宮。即齋宮の古蹟たる事顯然なれば。彼四柱の神靈を安置し奉る事勿論なり。然るに猶能考れば。往古は四所に祭りしと思えたり。そは今の大神宮の地を距る事。十五六町卯の方の山間に。幡生薄神社といへる社あり。今は杉の大樹を神實とせり。其谷をウスギ谷と云ふ。其處に隣れる地をハタと云ふ。是書紀に幡生薄社出吾也云々とあるに據れば。ハタス、キなるへきを。ハタウスギと唱へ誤れるならん。又大神宮の地を距る事。十一二町巳の方の河岸に。櫛匣神社

あり。屏を立たるか如き大岩を神實とす。其谿間をクシヤと云。書紀に於天事代於虛事代玉籤入彦云々とあるを思へは。玉籤より出たる號なるへし。又大神宮の地に隣りて水取神社あり。是書紀に水葉稚之出居神云々とある神なり。さては天疎向津媛尊を本社として。上に云る神屋敷古宮の兩所間に鎮祭したりしを。今の地に遷し奉りて。他の三神をも合祭せしなるへし。舊神官豊丹生某曰。維新の始め竊に神體を窺ひ奉りしに。第一座は古鏡に坐て。天照大御神の御靈代なるへし。次に三柱の古き神像坐り。一柱は女體なれば。栲幡千々姬命なるへし。一柱の男體は手力雄神なるへく申傳へしに。今一柱の男神なるは思ひ得ず。といへり。此説を聞て予か考説の謬らざるを知れり。總て伊勢の皇大神宮に擬し奉りしより。如斯る説も起れるなるへし。女體の神像は則稚日女尊にて。男體二柱は事代主神住吉神なる事明けし。さて皇后は四柱神の御教を得給ひ。先此齋宮に於て。征韓の偉略を確定し給ひしにて。今に三韓退治御評議の塲と云所の。土人の口碑に存するも。亦浮説ならざる事を保證せり。上に擧る水取神社は。伊野村の産神にして。彌豆波能賣神。住吉大神。志賀大神を祭るといへり。さて今の山田村なる聖母邸と稱るは。則皇后の御本陣にして。當時群臣百寮を駐め置せ給ひし古蹟なり。貝原氏は。彼縁起に。大神宮の御社地にしと云。再び鎮り坐しも故あるよしに云々。とまでは思ひ考へられしを。只山田村の聖母邸にのみ沈着して。大神宮の齋宮たる事に。心つかれさりしは遺憾也と謂へし。聖母宮の舊記に。右御宮より東。人家の左右を長路館この稱いかなる義か。いまた考へ得ず。と稱す。古へ御籠りの節。群臣百寮の御殿の跡と申傳へ。また此宮の西に古門と字したる田あり。是古へ關門を置せられし跡なり。是より少し南に

馬上留と云る道筋あり。是下馬の場所と覺えたり。又瓦田と云るは土器を調へし地なり。桑田といへるは御膳を進りし地なり。尤も齋宮のは伊野村と久原界の山の麓に。御靈田と云田五段ありと云。是なるへし。かくて神功皇后の御本陣を營ませ給ひしに依て。後に是を聖母邸と稱へ。その遺跡に皇后を祀りて。聖母宮と崇め奉りしなり。又其宮所より一町許南に。サイノ神と稱へし竹藪あり。是審神者を祭りし所なりといふ。又五六町下りて突元たる山あり。俗に黒尊山と號す。其山に社ありて。黒主社と稱るあり。是武内宿禰を祭るといふ。是等をも考へ合せて。當昔の景況を思ひ。今の山田村なる聖母宮は。神功皇后を崇め奉り。今の伊野村なる大神宮は。則齋宮の古趾にして。彼四柱の神靈を崇め奉りし事明晰なり。と云り。なほよく國人にも聞正すへし。

三月壬申朔。皇后選吉日。入齋宮。親爲神主。則命武内宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主爲審神者。因以千縉高縉置琴頭尾。而請曰。先日教天皇者誰神也。願欲知其名。

親爲神主。神主と云稱の舊く見えたるは。記の崇神段に。以意富多々泥古命爲神主。而於御諸山。拜祭意富美和之大神。とあれと。なほ其始は古かるへし。さて神主は。神に奉仕する主人たるを云稱を

ることほもとよりなれと。此にかく皇后の親ら神主と爲玉へるを以思ふに。なへて神に奉仕する稱とはかはりて。いと重かるへし。さるは記に。是より先きにも。神の命を請玉ふ時。太后息長帶日賣命者當時歸神云々。於是大后歸神。言教覺詔者。とありて。太后に神の託て坐ける事も。神主と爲て神の依坐と定まり賜へるか故なり。さるは記傳に。このさまを以て思ふに。神主と云稱はも此段の如く。神の命を請奉る時に。其神の託て命のりあるへき人を。初めより定め設くる其人を云稱にそありけん。かくてまた神に奉仕する人を云稱となれるも。神託のために設くる人よりうつれるなるへし。と云れたる然る説なり。○武内宿禰令撫琴。是より先には。記に天皇控御琴。而。建内宿禰大臣居沙庭。請神之命。とあり。記傳云。神の命を請ふには。必琴を弾ことにて。其琴上に其神の降來坐て。人に託りて命をは詔ふなり。萬葉九に。神南備。神依板爾爲杉乃。とある神依板もこれにて。神の託坐料の板なり。大神宮儀式帳六月に。以二十五日夜乃亥時。第二御門仁。御巫内人仁御琴給豆。大御事請豆。以二十六日。從宮西河原仁退出云々。また九月神嘗祭條にも以二十五日云々。以同日夜亥時。御巫内人乎。第二御門爾令侍豆。御琴給豆。請天照座大神乃神教。豆。即所教雜罪事乎。自禰宜館始。内人物忌四人。館別解除清畢云々。とあるは。上代の禮の遺れりしなり。とあり。なほ記傳に委し。○琴は。倭名抄には漢籍のみ引て。倭名を載せず。次に日本琴。萬葉集云。日本琴。俗用倭琴二字。夜萬度古度。とあり。御鎮坐本記に。猿女君祖天細女命。採天香山竹。其節間彫風孔。通和氣。今世號。留亦天香弓與並叩絃。

今世謂之和琴。其緣也。木木合而備安樂之聲云々。また同書裏書に。この裏書は、神道集成に所引一本の奥にあり。御琴神金鸚命長白羽

命。用天香弓六張。叩弦供妙音。即高幡金鸚居。因以為象也。故名之為尾琴也。今世名和琴。是也云々。

御琴神金鸚命裔孫長白羽命也。本朝事始に。號也。麻止古登。上古天津神奏。命加奈止美命。製之。且橫雙六張弓。以須賀乃字部。有須賀乃字部。以。此為。須賀乃字部。故又號須賀古止。亦號須賀乃字部。奈止美者。高皇產靈與神皇產靈之子也。

これ琴の起なり。古事記には。須佐之男命の生太刀生弓矢天沼琴見たり。記傳云。琴はかく神代より有ことは更に云はず。太刀弓矢に並へて。此にかく云るを思へは。有か中にも重き器財なる事知られたり。

あり。倭名抄に。琴と日本琴とわきて出せるも此よしなり。なほ上代の琴の事は。記傳に詳に云れたり。

○鳥賊津使主。此人上に鳥賊津連とありてそこに云り。使主は。姓氏錄に雷大臣と書るも同じく美稱にて。大身の義なり。順宗紀に使主此云於瀾とある如く。此も其字を假れるのみなり。

○審神分注。或云審神者。言審察神明託宣之語也。在私記。釋紀に兼方案之。審神者也。分明請知所案之神之人也。とあり。先には建内宿禰大臣。沙庭に居玉へりし事記に見えたり。

武内宿禰大臣に係て記せるは。鳥賊津使主の事をわすれたる傳也。と云。記傳云。沙庭は神を降し請せ奉て。其御命を請

ふ場にて。齋清めたる由にて。清場の切りたる名なり。紀に爲審神者とあるは。清庭に候ふ人を云るなり。されは此審神者は。サニハヒトと訓へきなれとも。其意にて。其人をたゞに佐爾波と云むも違はず。

釋に公望私記曰。師說沙者唱進之義也。出居神樂稱沙佐之庭也。今代號撫琴人。爲沙庭者。少有之意。依相兼號耳。と云るは。その比も此稱の遺れりしなるへし。居とはたゞに居のみを云には非ず。

清庭に居て神の命を請奉り。其命を受賜はり。又推復して問奉るへき事あれば問奉りなど。凡て神に對ひ奉て物するを云。下にも如此ある。彼處の形狀を以て知へし。と云り。さて此鳥賊津使主をもて審神者として。神の御諭を問はしめ玉へるは。所謂中臣職に仕奉れるなり。

古傳説とさ。さるは上祖兒屋命以來。神事の宗源を主り。太占の卜事もて仕奉れるか故なり。對馬卜部の傳に。松下見林抄物に。卜庭神をさには神と云たり。こゝたり。さるは上祖兒屋命以來。神事の宗源を主り。太占の卜事もて仕奉れるか故なり。

法を遺し玉へり。と云。なほ上に云ることとも考合すへし。○千繪高繪。通證に千繪之高繪也。意か。又千繪は充並へたる數の多きを云ひ。高繪は如横山積置き高成したるを云か。

繪也。とあるは強言なり。又或説。千比々利爾織成之繪也。とあるはいかなる織にか知かたし。繪は織たる物の類を云也。また神代紀に栲幡千千姫と申か坐る。又栲幡千千姫とも申す。記傳に。千々は縮にて。神功紀の千繪も縮繪の意なるへし。と云れたり。さら

は此も繪の美好を云るにや。見ん人撰みとるへし。○琴頭琴尾。武烈紀歌に舉騰我彌備。枳謂屢箇艘比謎。琴頭と云る辭の例なり。さて今神の託坐を請奉れる琴の頭尾に。數多の幣帛を置は。神の命を請奉る時の常の禮なり。しかして神を降し奉る也。右に引る武烈紀の歌も。琴頭に來居る影媛と云

○日本書紀通釋卷之三十四

千八百三十五

る言かけにて。琴頭に神の降て坐々るを云るなり。

逮于七日七夜。乃答曰。神風伊勢國之。百傳度逢縣之。拆鈴五十鈴宮。所居神。名撞賢木嚴之御魂。天疎向津姫命焉。亦問之。除是神有神乎。答曰。幡荻穗出吾也。於尾田吾田節之淡郡。所居神之有也。

答曰。皇后に託坐て神の答へたまへるなり。○百傳。記應神段御歌に。毛々豆多布。都奴賀能迦邇。とある處の記傳に。毛々豆多布は。百と多くの處々を経傳行よしなりと。冠辭考に見ゆ。下卷近飛鳥宮段大御歌に。阿佐遲波良。袁陀爾袁須疑豆。毛々豆多布。奴豆由良久母。これらも同意と。神功卷に百傳度逢縣。これも遠く道を経傳ひ渡り行く意と同書に見ゆ。萬葉七に。百傳。八十之鳥廻乎。榜船爾。此も遠く意なり。さて角鹿に百傳と詔ふゆゑは。蟹の彼浦より。多くの處々を経傳來つる由なり。とあり。○度逢縣。縣はカタと訓へし。縣の事は神武紀に云り。度逢も古縣と云りしなり。郡と通はして。撰者の意以書れたるとは異なり。さて度逢は伊勢國度會郡なり。名義。釋紀に。度遇之義也とあり。此事既に云り。○拆鈴五十鈴宮。釋紀私記曰。師說鈴口サケタリ。故云拆鈴。集解に按鈴拆而出聲。とあり。記に佐久々斯侶伊須受能宮とある記傳に。釧の事師の冠辭考に詳に説れたり。近き世となりて。釧の事は明

かになりぬるを。此佐久々斯侶はなほ今少し詳ならず。故熟思に。まつ古の鈴には種々の形様ありしとあほしければ。今もある鑿路の鈴。其外にも尋常の鈴。形の甚く異なる古。釧の鈴も一種ありて。他のとは異なりけむ。さて釧とは。其小さき鈴を多く緒に貫て。臂に纏を云名にて。異國の釧と云物とは。其さま異なるへし。又其鈴を除て。別に體は無きものと聞えて。履中巻にも。此をたゞに手鈴と云り。もし鈴の外に體あらは。然れば釧の鈴一種有て。釧即鈴なるか故に。裂釧とは云なるへし。武郷云。裂鈴と云るも即此由なり。然るを記傳に。此さて五十鈴とつゝく故は。繁釧ともある如く。此か鈴は繁く貫るを以て。五十と數々の鈴といふ意なり。たゞに鈴につゞくのみならず。又伊勢の書ともに。宇治と云にもつゞけ云へるは。五十鈴より轉れる後の事なり。と云れたるにて明らけし。○撞賢木嚴之御魂天疎向津姫命。此神は天照太神の荒御魂の神に坐々て。式に荒祭宮。大月次。新嘗。儀式帳に管神宮肆院の内。荒祭宮一院。在太神宮以北。相去二十四丈。稱三太神宮。荒魂宮。とある是なり。御名も其義にとくへし。撞賢木は。重胤は衝杵と云事と同じく。神を杖に衝立るさまの。嚴めしく神々しきさまを以て。發語とせるなりと云ひ。釋には。兼方案之。撞賢木者立神之義。と云り。又記傳に。齋賢木にて伊豆の枕詞なり。神祭る賢木は忌清むる淨き意なり。と云り。嚴之御魂。嚴は清音に讀へし。下の一云の御名告に。吾名。向置男聞襲大歷五。御魂速狹騰尊と。所見たれば。嚴も五も。伊都と清音に唱ふるにて。伊豆にはあらず。言意は皇大神の荒魂に坐せは。嚴く可畏く坐す意の御名なるなり。天疎。向津媛は。重胤云。皇大神の御許を疎らせ御在坐て。遙に向ひ居たまふ義か。

荒祭宮在_二大神宮以北_一。相_去二十四丈。とある是也。されはムカヒツ姫と訓へきなり。天疎は常に發語に云とは異にて。此は皇太神の荒魂と坐て。天宮より疎_{サカ}り來坐る由にて。右に引る速狹騰_{ハヤサカリ}の狹騰も一なり。下に我之荒魂不可_レ近_ニ皇后とあるも。惡き神には坐されとも。荒魂神に坐か故に。疎らせ御在し坐なり。と云り。此說然るへし。或說に向津姫は萬葉集に天雲之向伏國と云るつとまの。さて此御名。五十鈴宮所居神とあるを以て。此迄の注に。皇太神の御身自_{ミツカフ}。御名告坐る御名として。本つ御名と定めたるは非なり。我之荒魂云々の御言をも思漏され。且記に是天照太御神の御心者とあるも。其荒魂神の令せ玉へるならずは。御心者とは御諭あるましきをも。思おとされたるものなり。さて皇后の事竟て。船路より還らせ玉ふ所に。皇后の船列_{フネツラ}に於海中云々。天照大神誨之曰。我之荒魂云々。當_レ居_ニ御心廣田國_一とあるは其結にて。式に攝津國廣田神社_{大神}と所見たる是なり。記に爾_{カレツササニ}具_ツ請_フ之。今如此言教_ヘ之大神者_ヘ。欲_レ知_ニ其御名_一。即答詔。是天照大神之御心者。とありて。此御名をは記されず。さて本に姫を媛とあるは誤なり。今は並河本に依て訂せり。また命字も例にたかへり。必尊とあるへき所也。一云には速狹騰尊とあるにても知られたり。さて和魂荒魂の事は下に委く云へけれど。こゝに重胤云。荒魂は現魂。和魂は饒魂にて。譬へは君上の武臣と文官とを。其事に任せて使はせ玉ふか如し。又其に荒和の義あり。剛柔の義ある事云も更なり。然れば皇太神高天原に大坐々て。天地に照臨ませ玉ふ事は。其本つ大御靈の全なる神_{ミコトノリ}威_イなれば。其は今云限に非ず。唯荒魂和魂は。其左右の如く侍坐て。皇太神のなさせ玉ふへき他物の事に。

係つらはせ玉ふ御所爲の上に在る事と。伺奉らるゝなり。倭荒魂を現魂なりと云は。記に是天照大神之御心者とあるを。此に天疎向津姫命焉と御名乗して。現出玉へるは。皇太神の大御命に依_ヨせ玉へる者也。其は神宮雜例集にみえたる。齋宮内侍の託宣に。我是皇太神第一別宮荒祭宮也。而依_ニ皇太神宮_一勅宣。今更所_ニ託宣_一也云々と。斯る事の往々見えたるは。何れも荒祭宮を以て御託言あると同し事也。又百練抄壽永二年六月二十三日下に見えたる。祭主清親が法皇に奏せる夢想事をもおもふへし。例を以て見るに。荒魂は他に現出る事有を。和魂は唯其本體に着て身を守る耳也。故下に既而神有_レ誨曰。和魂服_ニ玉身_一而守_ニ壽命_一。荒魂爲_ニ先鋒_一。導_ニ師船_一と見えたるは。記に住吉大神御名告ありて。我之御魂坐_ニ于船上_一云々可_レ度とありて。其には荒魂和魂を一にして。我之御魂とはあるなり。紀に右文を承て。既而爲_ニ荒魂_一爲_ニ軍先鋒_一。請_ニ和魂_一爲_ニ王船鎮_一とあり。此にて荒魂和魂の所置甚々あきらけし。其は荒魂の御軍の先鋒となり。また師船を導むと宣へるは。謂ゆる現魂の義にて。外に進み現出坐て。其神威を示し。亦其強暴を摧伏せ玉はむとなるに。其に引替て。和魂は玉體に服て。御壽を守玉はむと宣るは。其玉體を離れず。鎮守御在むといふ事にて。謂ゆる和魂の饒魂なる所以なり。若て記に。爾以_ニ其御杖_一。衝_ニ立新羅國王之門_一。即以_ニ墨江大神之荒御魂_一爲_ニ國守神_一。而_レ祭鎮渡也。と有は。其爲_ニ荒魂_一爲_ニ軍先鋒_一と所見たる荒魂に坐か。其を爲_ニ國守神_一とは。右の請_ニ和魂_一爲_ニ王船鎮_一と有とは異りて。其國主などの背けらは。神の荒魂を以て對め鎮め玉はむため也。然るに御軍を出し進めさせ玉ふにこそ。

荒魂の用は殊更に有けれ。今事竟ては。虜の身に近く坐て。其を鎮させ玉はむ事。肝要と有は更也。又紀に天照大神誨之曰。我之荒魂不可近。皇后一など有か如く。荒魂の玉體に近付せ玉ふ事を。神の避玉へるをも。また彼此考合すへし。と云れたるは。こゝに用ある事なれば。心得置へし。○亦問之云々。此より以下。審神者曰。今不答而更後有言乎と云まての條々。記にはなし。洩たる傳なり。○是神の下。復字あるへし。永享本にはあり。○幡萩穂出吾也。釋云。兼方案之。幡萩者。欲謂穂出之發語也。とあり。出雲風土記に。波多須々支穂振別とあり。また花萩とも云るは。萬葉。目頼布。君之家有。波奈須爲寸。穂出。秋乃過良久惜母。これらの事は冠辭考に委し。萩は後にハツキにのみ書れども。此紀には蘇もも蘇をもス、キに用ひたり。もすすは。大殿祭詞に草乃曉皮。古語云蘇々伎。とある蘇々伎に同じ。亂れそけたるを云。枕草紙に撫子のすまきになると云事あり。それも撫子のそまけてすまきの如くになれるを云なり。蜀などにも云ひ。鬘の毛のそまけたるなど云もみな同じ。さて萩蘆はもとよりにて。尾花も同じ。穂のものなれば。古は共にス、キと云る。穂出吾也は。秀に出し吾やにて。言に顯はし玉ふを然云り。○尾田吾田節之淡郡は。釋に尾田吾田者所名歎とあり。何國の地名ならん。通證に。鴨祐之説謂節當作部。倭名抄攝津國八田部郡同。今按。下文有吾欲居活田長峽之語。則非指八田部郡者明矣。とあり。倭名抄阿波國阿波郡あり。按に阿波國美馬郡祖谷山。菅生氏所藏文書正平康曆の年。阿波國八田山を。菅生氏の先祖か領せし事。數通見えたり。八田山今半田と書てハンタと唱ふよし。小杉楳部云へり。上古は吾田と唱へしにもやありけん。隣郡は即阿波郡なるもよしありけなり。なほ其郡にて祭神等の事委く聞て記すへし。○所居神之有也。本に神字脱たり。今薩摩本中釋紀に引る神名帳曰。阿波國阿波郡建布部。神社。事代主神社は。こゝに由なるへし。

臣本に因て補ふ。中臣本には之下に神字あり。これは寫す時倒置せるなり。さて下文に據るに。此に稚日女尊の御名を脱せり。但し此時はわざと御名をは名告玉はさりしにか。

問亦有耶。答曰。於天事代。於虛事代。玉籤入彦嚴之事代主神有之也。

於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代主神。本に主字脱たるを。釋紀に因て補ふ。さて於天云々於虛云々は。言代主神の御名を説る處に。重胤の説を擧て云る如く。御父大國主神の和魂大物主神を。大物代主神とも物代主神とも。稱奉るに對へて申す御名にて。事と云は物の對にて。其物と云は體なり。事と云は其用を云ふ事なり。代主。釋に代者知也とあるか如く知主にて。此二神の相持別て。物を知と事を知との御行事に因て。御名に稱奉れる者也。其物を知る事を知と云ふ義は。神代上卷の注に委しく云れば。此に非ず。さて於天於虛と云事は。天にも虚にも。八十萬神即物又事なりの棟梁となり坐て。其を統屬し給ふ神なる事を。神代にかけて御名告坐る也。釋紀に兼方案之。天虛事代者。廣知天地事之義也。とあり。また油邊眞隱云。於天於虛の於は。在於の義の於にて。尋常のと少く異なり。と云るはいかゝらん。○玉籤は。これも神代紀に。此神の御妻に玉櫛姫と申か坐す。其は容儀を以稱奉れるにて。此なるも其と同じく。其御容儀は玉の如く奇く麗き狀を以。夫神を玉籤入彦と申し。妻神を玉櫛媛と稱へまつれるなり。籤を本にも釋にも。クシゲと訓へき義。と訓れども誤なり。此字クシケと非されはなり。○嚴は。嚴之御魂の例によらは。こゝも嚴く可畏き義とすへし。また清淨の意と見て

もありぬへし。○有之。例によるに之有とあるへし。

問亦有耶。答曰。有無之不知焉。於是審神者曰。今不答。而更後有言乎。則對曰。於日向國橋小門之水底所居而水葉稚之出居神。名表筒男。中筒男。底筒男。神之有也。問亦有耶。答曰。有無之不知焉。遂不言。且有神矣。

有無之不知。此は神の託言にはあらて。皇后の尋常の御言に告坐る也。此を以て思奉れは。皇后も御自らの御言と。神の託言と別あることは。覺え玉はさるさまなり。○所居而。本に居を底に作る。中臣本薩摩本に居とあるに據る。詔之曰。底當。永享本には生と作り。さては所生と訓へし。これ義勝りて聞ゆるか如し。神代に此神等。橋小門之水底に生出坐ればなり。○水葉稚之出居神。水葉は水の事なり。重胤云。橋小門之水底は。伊弉諾尊の祓除し玉ひし所。其即此神の所在なる事を兼たる文なり。水葉稚之出居神は。其三神の成坐りし時の狀を云なりと云り。水葉は罔象此云。美都波と云は。水走の義にて。天地の間に水と云ふものゝ生れる意の神名なるか。此も其と同じく。彼沈瀝き。潛瀝き。浮

瀝かせ給ふ時。涌出るか如く水の激りたる狀に譬云なり。稚之と云は。水の走りては出々爲るを以云て。此は禊の時に。然る水葉の稚やかに生出るか如く。生出坐りと云事にて。神代紀に。海底潮中潮上に瀝かせ給ふ事を先云て。因以生神と有と同じ事を宣へる者なり。釋に私語曰。師說水中葉葉稚也。曾此神に瀝りたる水葉を以て譬たるには非ず。此は御禊の時の消息を宣へるなり。重胤云。記には此御名告を。是天照大神之御心者。亦底筒男。中筒男。上筒男三柱大神者也。と有る其下に。此時其三柱大神之御名者顯也と注せる。此に就て又心得へき事なり。其神代の古傳に。其三柱の成出坐りし古傳は有なから。其三神は何れの事を主給ふと云事も何れ知られさりしを。此時に至て。其守給ふ行事の顯はれ給へるを云なり。此は外にも例有る事にて。風神の御事なるとも。神代の古傳には有ななから。天下の公民の作りと作るものを。恐しき風荒き水に逢はせず。熱成し給ふ神に坐り申事は。崇神天皇の大御世に至て。諭し申させ給ひし故に。天御柱之命と申す御名の顯れさせ給へるに同じき者なり。と云り。さて本に水葉をミツハモと訓たれと。モはノの誤りなるへし。ミツハノと訓へし。稚之を本にワカヤニと訓めれと。薩摩本にワカヤカニと訓るよろし。出居神は。御身の顯れ出居給ふよしなり。此事は下に續古今集下部兼委しく云ふ。直。西海や櫛か原の潮道より。顯れ出し住吉の神。此義なり。借記には上の御詔に續きて。亦底筒男。中筒男。上筒男三柱大神者也。此時其三柱大神之御名者顯也。今寔思求其國者。於天神地祇。又山神。及河海諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上。而云々可度。とあり。下の一云にも。未知誰神。願欲知其名。時神稱其名曰。表筒雄云々。如是稱三神名。且重曰。吾名向置男云々。とありて。稚日女尊。事代主神二神の御名告は見えず。重胤云。神代紀には底筒男命。中筒男命。表筒男命と。底より中。中より上と。次

第に成坐る故に。右の如くなるを。此には表筒男。中筒男。底筒男と有て。其次に二所出たるも。其成出坐る後に。其神の所在す處。上中底と云ふ次第有を以也。かく其生坐し次第と其所在とに依て。如此記し分られたるは。神の御諭に然有し故なるへし。記には其所にも。底筒男中筒男上筒男三柱大神者也。とあるは。此に成坐し次第を以。擧られたる者なり。御紀には三所迄。然有て正し。また御名乘坐し御言に。於ニ水底一所居而とあるからは。其以前には生坐しぬる任に。小門の水底に坐々たる趣なり。と云れたり。

時得^テ神^ノ語^ヲ隨^ヒ教^ヲ而^{シテ}祭^ス。然後遣^ヒ吉備臣祖鴨別。令^シ擊^ス熊襲國。未經^テ浹^ル辰^ニ而^{シテ}自^ラ服^ス焉。且荷持田村。荷持。此云。能登利。有^リ羽白熊鷲者。其爲^ル人強健。亦身有^リ翼。能飛^ビ以^テ高翔。是以不^レ從^フ皇命。每略^シ盜^ム人民。戊子。皇后欲^シ擊^ス熊鷲。而自^ラ樞^ノ日宮遷^リ于松峽宮。時飄風忽起。御笠墮^リ風。故時人號^シ其處曰^ク御笠也。辛卯。至^リ層增岐野。即舉^シ兵擊^ス羽白熊鷲而滅之。謂^フ左右曰^ク。取^リ得^ル熊鷲。我心則安。故號^シ其處曰^ク安也。丙申。轉^リ至^リ山門縣。則誅^シ土蜘蛛田油津媛。時田油津媛兄夏羽。興^シ軍而迎來。然聞^ク其妹被^シ誅而逃之。

鴨別。應神紀二十二年に。以^テ波區藝縣封^シ御友別弟鴨別。是笠臣之始祖とあり。三代實錄。元慶三年御紀吉備武彦命第二男御友別命云々。第三男鴨別命とあり。この人のことなほ應神紀に云へし。○未經浹辰而自服。矢野氏云。さきには雲霞の如しとある賊徒の。かく速に服従せしは。豈徒然のことならむや。蓋天神の。熊襲も自服なむと詔へる御言の。先此に顯れたるにこう。と云れたる然る言なり。○荷持田村。通證に能與^ニ荷前^ニ訓同。倭名抄肥前國高來郡野鳥乃止利とあり。されど貝原氏云。筑前國夜須郡野鳥村に。古所山とも白髮岳とも云ふ奇峻山ありて。熊鷲が住し地と云傳ふと云り。住吉神代記に。羽白鷲。伏。得地熊取云とあれ。其地は詳ならず。○亦身有翼。集解に亦を而に作りて。原作^レ亦據^ニ古本^ニ改とあり。さて翼有て空を飛翔ると云を。疑^フ人もあるへけれど。愚意訓又其餘の書に出せる塵輪と云ものは。此熊鷲の事を混らし傳へしにもあるへく。やかて熊鷲も。異國の妖賊ならんも將しるへからすと。矢野玄道云へり。○戊子。十七日なり。○松峽宮は。貝原氏云。夜須郡粟田村に在て。神后の御陣所と云傳へて。御社もあり。○墮風。中臣本に墮を隨に作るは誤なるへし。通證に風字疑行と有。倭姫命世記。從^ニ其處^ニ幸行時。御笠服給支云々。是は或人も云る如く。小かさの笠を服て歩行したまへる。非常の事なりと云り。今皇后の御笠は。行旅の御具の笠にて。陸路を幸行し玉ふ時。供奉の采女等。大かさの柄ある笠を執て覆ひ奉るへければ。御自服御し玉へる小笠にはあらし。なほ能考へし。御笠は。倭名抄筑前國御笠郡御笠。萬葉不念乎。思常云者。大野有。三笠之杜之。神思知三。などあり。三笠杜は三笠郡山田村にあり

と。貝原氏云り。さて此故事。姓氏錄なる應神天皇の。吉備國なる加佐米山に上り給へる時の傳に。いと能似たり。○辛卯。二十日也。○層増岐野は。筑前續風土記に。怡土郡雷山あり。雷村の山なり。麓なる高野より一里許坂を登りて。高き處に雷村あり。其高き所を層々岐と云ひ。古よりの文書舊記等にも層々岐とあれは。是古の層増岐野なり。此地名神功紀に見ゆ凡此境に神社三所ありて。上宮中宮下宮といふ。上宮は層増岐野にありて。層々岐明神と云。又下宮は笠折權現と云。上宮を遷し祭れるなり。此社に繪旨御教書多く傳れりと云り。この神社は皇后の祭らせ玉ひしと云傳たり。通説に倭名抄肥前國彼杵郡彼杵山生大壽々木寄層音通とあり○安は。倭名抄筑前國夜須郡。萬葉四爲君。釀之待酒。安野爾。獨哉將飲。友無二思手。○丙申。二十五日也。○山門縣。本に山を小に作る。今活字本薩摩本永享本に从ふ。山門は和名抄筑後國山門郡山門郷とある地なり。好古云。此國御井郡高良山の邊にも。征韓の前つかた。陣を張り錦旗を建玉ふといひ傳ふる遺趾あり。と云り。按に山門郡にては。地理聊か違へるか如し。此郡は。筑後にても南の方にて。筑前とは大に隔たればなり。考へし。○田油津媛。夏羽。地名に依たる名か未詳。

夏四月壬寅朔甲辰。北到火前國松浦縣。而進食於玉島里小河之

側。於是皇后勾針爲鈎。取粒爲餌。抽取裳絲爲緝。登河中石上。而投鈎。祈之曰。朕西欲求財國。若有成事者。河魚飲鈎。因以舉竿。乃獲細鱗魚。時皇后曰。希見物也。希見。此云。梅豆。選志。故時人號其處曰梅豆羅國。今謂松浦訛也。是以其國女人。每當四月上旬。以鈎投河中。捕年魚。於今不絕。唯男夫雖鈎。以不能獲魚。

甲辰。三日なり。○北到火前國。和名抄肥前比乃三知乃久知是なり。北は筑後國より肥前を指て云なるへし。○松浦縣。和名抄。肥前國松浦萬豆郡。記に筑紫末羅縣。此地をよめる歌萬葉に多し。記傳云。萬十五多良志比賣。御船波豆家牟。松浦乃字美。とあるに依れば。新羅より還渡坐る時も。御船此浦に泊しなるへし。さてこゝより筑前に到坐て。御子は産賜へりしなり。さて是に準て思ふに。初に新羅へ御船發ありしも。此浦にそありけむ。さるは初めに御船發有りし地も泊し地も。何地と云事は。此記にも書紀にことありしなるへし。凡て古韓國へ渡るには。多く此浦より船も見えざるを。萬葉にかく此浦に御船泊つるよしよめるは。然語傳へたる開せしにや。萬葉五に見えたる。佐用比賣か故事など思ふへし。○到。今こゝに到り坐るは。韓國へ御船發の時の事に非ず。さるは夏四月に此松浦縣に到り坐て。又次に還詣樞日浦云々とありて。又筑前へ還坐し。次

に冬十月對馬國の和珥津より。新羅に渡り坐つれはなり。さて後和珥津より發しは。此松浦より發して。壹岐を経て對馬に到り坐し。對馬よりの御船發なり。今も津島上縣郡に。鰐津鰐浦と云ありて。秋冬の頃朝鮮國に渡るには。其處より船出し。春夏の頃は佐須奈浦と云より出つと。彼島人云へり。記傳に云れたり。○玉島里小河之側。記云。其河名謂ツカハト小河。亦其磯名謂カサト勝門比賣とあり。萬葉集遊ニ於松浦河一序。暫往ニ松浦之縣。逍遙聊臨ニ玉島之潭。云々。歌もあり。貝原好古曰。松浦郡濱崎の驛より南方半里許にあり。此川二派に流れ。玉島の下にて落合ト。其流の川を今も小川と云ふとそ。○登河中石上。記に坐ニ河中之磯。記傳云。紀に石上と書れ。此をイソノウヘと訓るは。此記に依れるなるへし。萬葉の歌にも伊志とあれは。石なるへきを。磯と書るは。古は石をも伊蘇とも云へりと聞えて。いそのかみを石上とかき。萬葉などにも。磯を通して石とも書ること多し。されは此磯は借字にて。石にそありけむ。萬葉五。多良志比賣。可美能美許等能。奈都良須等。美多々志世利斯。伊志遠多禮美吉。或人云。今玉島川の岸に大なり。俗に紫石と云り。此大后の釣し玉ひし處なりと傳ふと云り。或人は此紫石の在所を。浮島と云ふ處と。玉島川との間の松原にありと云ひ。方五尺ばかりと云り。又今も此石上にて。女の釣すれば。年魚を多く得るを。男の釣れば得ることなし。といへり。又或人云。川邊の小高き處に。皇后の御社あり。其かたへに垂輪石碑あり。紫 ○細鱗魚。次に年魚とあり。和名抄に。鮎本草云鱖魚。蘇敬注云。一名鮎魚和名安由。楊氏漢語抄云。銀口魚又云細鱗魚。崔禹錫食經云。貌似鱖而小。有ニ白皮一無鱗。春生夏長秋衰冬死。故名ニ年魚一とあり。通證に。聞ニ諸松岡翁。鮎是鱖魚非ニ年魚一也。而後人用ニ鮎字一者。本ニ此故事一也。蓋此又太占。故レ占魚字也。と云り。○希見物。履中紀希見。崇峻紀所希聞。

靈異記奇メツラシ。字鏡貨女豆良志。偶儻女豆良志。など見えたり。世に希なるものは。殊に人に愛らしまるゝより。多く希なる物をいふ事になれり。年魚は何處にもありて希見らしからぬを。かく詔はするは。此處のなるは絶れてよろしきを賞めたまへるなり。故萬葉の歌にも。松浦川の年魚を多くよめり。矢野玄道云。後ながら行家卿の歌にも。わかゆつる神代も遠し玉島や。松浦の河の昔おもへは。この年魚は脂多くウチク吻ウチク黄にして味絶美也と。好古云り。とあり。○今謂松浦説也。本に也を作レ焉。今薩摩本傍書に也と作るに从る。さて皇后の此浦に到り坐る事。河海抄玉鬘に所引。また四大寺傳記興福寺下松浦鏡宮事。筑前風土記云。昔者氣長足姬尊在ニ松浦山一。遙覽ニ國形一。而勅祈曰。天神地祇爲レ我助レ福。乃用ニ御鏡一安ニ置此處一。其鏡化爲レ石而在レ山。故名曰ニ鏡宮一。此文を釋紀萬葉註釋に。豊前風土記とせるは誤なり。とあるも此時の事なるへし。また此郡の小倉山一貴山。高祖邑。染井山等にも。皇后の御古蹟といひ傳ふる所ありと。貝原好古云り。また肥前風土記に。彼杵郡周賀郷在郡西南。昔者氣長足姬尊。欲レ征ニ伐新羅一。行幸之時。御船繫ニ此鄉東北之海一。艫触レ之レ狀化而爲レ磯。高二十四丈周十餘丈。相去十餘町。突出嵯峨。草木不生。加以。陪從之船遭レ風漂レ波。於レ玆有ニ土蜘蛛一。名ニ鶴比袁麻呂一。救ニ濟其船一。因名曰ニ救郷一。今謂ニ周賀郷一説之也。とあり。此も此御時の途次に。彼杵郡に立寄り玉ひしものなるへし。異時の事にはあらし。 ○於今不絶。記云。故四月上旬之時。女人拔ニ裳糸一。以レ粒爲レ餌。釣ニ年魚一。至ニ于今一不絶也。記傳云。此大后御故事を思ひ奉りて。ことさらに然爲る事ありしなるへし。只何となく。其頃年魚を釣るには非ず。四月上旬のころ。年魚つることほめつらしからず。何處にも常の事なればなり。さて玉島川に。今世にも此事遺りて有や。國人に尋ねへきことなり。 ○雖釣。本

に釣を鉤に詠る。今訂せり。

既而皇后則識^シ神教有^レ驗。更^ニ祭祀神祇。躬欲^シ西征。爰定^ニ神田。而佃之。時引^ニ儼河水。欲^シ潤^ニ神田。而掘^レ溝。及^ニ于迹驚岡。大磐塞^之。不得^レ穿^レ溝。皇后召^ニ武内宿禰。捧^ニ釵鏡。令^テ禱^ニ祈神祇。而求^ニ通溝。則當時雷電霹靂。蹴^ニ裂其磐。令^テ通^ニ穿水。故時人號^ニ其溝曰裂田溝也。

祭祀。本に祀を祝に詠る。今集解本に據^ニ古本。改^トあるに从る。○神田の訓。持統紀神戶田地の訓同し。續紀三代實錄に御戶代。式祝詞に御刀代など書り。詔詞解云。御戶代は或人の御年代なりといへるよろし。年とは稻をいふ。神の御稻をつくる料の田なり。代は苗代などいふ代にて。即ち田のことなり。○引儼河水。仲哀紀に儼縣とある處の川なり。上に云る筑前國那珂郡なり。さて此川は。或曰水經^ニ博多。入^ニ于海。とあり。地圖を見るに。水を隔て。西引を。カセ。と訓るは。安閑紀激を水マカセとよみ。辨内侍歌に。小山田にまかする水のあさみこそ。などよめり。さて玄道云。此まての幸行は。記傳に云れし如く。御船發^ニより前に。別に筑前より筑後を経て幸し^ニことありしに

て。復筑前の國に還り幸せるなり。好古か説に。筑前國早良郡生松原は。古説に神后御手つかから松枝を折て。逆さまに地に挿て。吾もし賊國を得へくは。此松生へしと宣ひしか。其松生茂りしかは。世人此を生松原と云り。松原に皇后の御陣所なりと云傳ふる所あり。筑紫道記に。生よとてさし玉ひけむ松は早く朽て。其根を人守りに挂し物語も。昔し戀しき催しなり。と云るも此幸時の事にや。○而掘溝。本に而字なし。今並河本薩摩本に从る。溝をウナテと訓るは。井之道の義なり。既に云。和訓彙に。八雲御抄にも。うなではみそを云ふと宣へり。畝手の義なるへし。繩手の類なり。と云り。田畠の畝の如くに見ゆるを以て名けたるか。畝はもとうねると云詞より出たるなるへし。木曾路にて小坂をうねりと云など。同言なるへし。とあるはよからず。○迹驚岡。貝原氏云く。迹驚岡は那珂郡安德村にあり。大藏種直。安德天皇をここに居奉る。故に村に名^ク。此岡の平なること。恰局面の如く。誠に希世の地なり。裂田溝は其東岸の下に在り。小社ありて神后を祀る。といへり。○令禱祈神祇。此時何れの神を祭り玉へるとも。また神田も何の神のとも知られぬことくなれとも。重胤云。式筑前國那珂郡住吉神社あり。此社の起原を思ふに。神功皇后の御時。已に荒魂和魂共に。長門攝津と兩國に鎮坐る事。紀に見えたる如くなれは。此は後に摠ての御靈を祀れるにて。此に識^ニ神教有^レ驗といひ。又爰定^ニ神田。とある。此は何れの神の御田ともなけれとも。上下の文を以考るに。主とは住吉大神を祭らせ玉はむ料と聞えたり。青柳種信説に。那珂郡なる其儼河の傍に。仲村と云あり。和名抄那

珂とある其地なるか。此に現人大明神社あり。住吉神を祭れり。古く住吉の荒人神といふ事あり。又近く山田村と云有るは。神功皇后の住吉の神田を耕ら令玉へる地なり。博多の住吉神社の。本鎮り御在し地なるへし。と云る甚能考なり。然れば此は荒魂にも非ず。和魂にも非ず。唯住吉大神にそ御在すへき。彼現人大明神を以。私記に荒魂と云る事の混れなるを知へし。斯る事には。土人の口碑に傳ふる所も。亦難し捨きものなり。但其事實の撰無ては叶ふへからず。と云れたる言なるへし。この社今は村中なれ海水さし入りける故に。筑紫道記に。住吉の松の海邊とありと。貝原氏云へり。○當時雷電霹靂。集解本に。當時二字古本に無しとて削れり。倭名抄。鬼人霹靂。俗云加美於豆。一云加美止介。兼名苑云。霹折也。霹歷也。所歴皆破折也。とあり。○令通穿水。本に穿字なし。今中臣本に據る。○裂田溝。通證に在迹驚岡東岸下一とあり。

皇后還詣。樞日浦。解髮臨海曰。吾被神祇之教。賴皇祖之靈。浮涉滄海。躬欲西征。是以今頭沐海水。若有驗者。髮自分爲兩。即入海洗之。髮自分也。皇后便結分髮而爲髻。因以謂群臣曰。夫興師動衆。國之大事。安危成敗。必在於斯。今有所征伐。以事付群臣。若事

不成者。罪在於群臣。是甚傷焉。吾婦女之。加以不肖。然暫假男貌。強起雄略。上蒙神祇之靈。下籍群臣之助。振兵甲而度嶮浪。整艦船以求財土。若事就者。群臣共有功。事不就者。吾獨有罪。既有此意。其共議之。群臣皆曰。皇后爲天下計。所以安宗廟社稷。且罪不及于臣下。頓首奉詔。

詣樞日浦。貝原氏云。香椎宮の西濱。男の濱より八九町許沖に大岩ありて。御島といひて。皇后の御髮を沐玉ひし處なり。と云り。○頭沐海水。本に沐を濺と作り。通證に字書皆曰水名。蓋此與沐通用。とあれとなほ疑し。集解本に據古本沐と改めたるに从るへし。小寺本には濺とあり。○結分髮而爲髻。下の一云に。皇后爲男束裝。征新羅とある是なり。此事は神代に天照大神の御古事に習ひ玉へるものなり。こゝに因に云。鹽尻尾張氏巻に云。伊勢の子良。鹿鳴の齋は。月のさほりしらぬ少女なり。鹿鳴の内侍は。年者までも仕へ侍るとかや。伏見の桂。姫は代々同號を傳へて。神功皇后の靈を奉祀す。されば姫は家主にして。其夫は家司の如し。男子生すれば他に養はしめ。女子生すれば。やかて家號を繼しめ侍るとかや。時々江戸にまゐり。諸家をも出入す。結。さて上に出たる。にて製する帽を戴く。傳へて云。神功皇后三尊御征伐の時。服しまし。胃を學ふとかや。と云こと見えたり。年魚を釣玉へる時の御祈。又こゝなる御髮の自分れたる靈驗等の事に就て。重胤の説に。享祿頃記せる八幡愚童訓と云物に。神功皇后神託に任せ。針を海に入れるに。三尺の鮎食付て上る。又御髮を河に

浸せは。水神龍神二人の童女參て。御髮を二に分く。此龍神女は嚴島大明神。水神女は宗像大明神とし。龍神水神の女など云こそ併事なりけれ。御紀にも古事記にも。宗像大神の御事は漏たるを。三代實錄貞觀十二年の告文我皇大神波。掛毛長支。大帶姬乃。彼新羅人乎降伏賜時。爾。相共爾加。力倍賜天。我朝乎救賜比。崇賜奈利云々。此文と無くは。何を以てか知む。甚く可美き賜物なり。然れば皇后勾針爲釣云々。祈之曰。朕西欲求財國。若有成事者。河魚飲釣云々。既而皇后則識神教有驗。と見え。また解髮臨海曰云々。今頭濤海水。若有驗者髮自分爲兩云々。と有る此二事などは。何れの神に祈らせ給へりとも知られさりしを。此書に依て明らかなり。然れば神名式に。大和國城上郡宗像神社三座並名神大。月次新嘗。とあるは。其時など祀給へるにや。此處磐余の地にて。神功皇后の稚櫻宮の近邊なるをも思ふへし。然れば住吉に此神の坐すも。武都云。此事神代紀の註に委く云り。合せ見るへし。彼神功皇后御世に。住吉大神を祭るに就て。共に祀給へるなる可く思ゆ。と云れたる。さる言なれば此に引つ。○艦船。永享本船を軸と作り。○吾獨有罪。本に吾字脱せり。今並河本中臣本薩摩本集解本に从る。○群臣皆曰。此一條の文。呂后本紀史記漢書に因られたるか如くなれど。自ら此群臣奏言に符へるを以て書れたるなり。此等は潤色に添たる文にはあらず。よく讀辨ふへし。玄道云。此群臣の奏されし辭を熟案ふに。此御役は皇神等の御教なることは申も更にて。かの罪魁とある外夷の巢窟を。根をから掃蕩削平けまして。西境の姦臣どもの謀を消除まして。天下を秦平に治め玉へとの情なること。皇后爲天下計云々の詞に。心を附て味知へし。と云れたるをも思ふへし。

秋九月庚午朔己卯。令諸國集船舶練兵甲。時軍卒難集。皇后曰。必神心焉。則立大三輪社。以奉刀矛矣。軍衆自聚。

己卯は十日なり。○令諸國集船舶練兵甲。玄道云。愚童訓などに。長門國舟木山にて材木を伐らせ。豊前國宇佐郡にて。四十八艘の御船を作り立つ。道往ふりに。豊浦宮の傍に。此時御舟作らせける木とて。ふな木の松などいふも侍るへし。筑紫道記に。此舟木と云るは。神功皇后御船を作り玉ひける所と云むといひ。又貝原氏云。右の宇佐郡和間濱入江と云ふ所に。此時御船を繋きしと云ふ大石。今に存すとそ。又和名抄に安藝國高田郡などにも。船木郷と云はあり。さて又神名秘書に。度會神主等遠祖。大君子命の弟乙若子命。鳴鏑矢を作りて。息長足姬命三韓を征討玉へる時に獻りしかは。又の名加夫良居命と云と見え。また三善清行朝臣意見封事に。臣伏見本朝戎器。強弩爲神。其爲用也。短於逐擊。長於守禦。古語相傳云。此器神功皇后奇巧妙思。別所製作也云々。とあるなど。みな此時の事也として云れたるは。さることなり。○立大三輪社。式筑前國夜須郡於保奈牟智神社。筑前風土記に。氣長足姬尊欲伐新羅。整理軍士。發行之間。道中通亡。占求其由。即有祟神。名曰大三輪神。所以樹此神社。遂平新羅。とあり。考證に今在彌長村とあり。和爾雅。同。さて神名式長門國豊浦郡村屋神

社は。此時に祭り玉へるなるへしと。重胤云り。○奉刀矛。崇神紀九年の事と合考ふへし。永享本には刀矛の二字弊とあり。幣の誤寫なるへし。○軍衆自聚。通證に。世以大己貴神爲三軍神是也とあり。さる事なり。さて好古云。夜須郡中尾郷砥上村の古老語に。皇后諸國の兵卒を。まつ此處に集め玉ひ。中宿なりと宣ひし處を中宿といふ。兵卒に命じて。劔戟を磨。礪かせ給ひし所を砥上といふ。山上に甲石。かろうと石なと云ふ石あり。こゝにも皇后の御社あり。と云り。

於是使吾瓮海人烏摩呂出於西海。令察有國耶。還曰。國不見也。又遣磯鹿海人名草而令覩。數日還之曰。西北有山。帶雲橫緘。蓋有國乎。

吾瓮海人。吾瓮とは乃仲哀紀に見えたる阿閉島にて。糟屋郡に隸り。磯鹿島も同郡志珂郷と和名抄に見えて。志加神社の坐地也。此社の事は。已に神代紀に云り。風土記。糟屋郡資珂島。昔氣長足姫尊幸於新羅之時云々。此島與打昇島相連接。殆可謂同地。因曰近島。今說謂之資珂島とあり。借玄道云。二人を遣し玉ひしは。謂ゆる郷導を以て。敵國の情態を視せさせるにそありける。と云れたり。○數日。通證に今按三以上七以下爲數。則舊讀非矣。とあり。さる事なり。アマタヒヘテなとよむへし。

爰卜吉日而臨發有日。時皇后親執斧鉞。令三軍曰。金鼓無節。旌旗錯亂。則士卒不整。貪財多欲。懷私內顧。必爲敵所虜。其敵少而勿輕。敵強而無屈。則奸暴勿聽。自服勿殺。遂戰勝者必有賞。背走者自有罪。既而神有誨曰。和魂服王身。而守壽命。荒魂爲先鋒。而導師船。和魂。此云珥岐彌多摩。荒魂。此云阿羅彌多摩。即得神教。而拜禮之。因以依網吾彥男垂見爲祭神主。

親執斧鉞。景行紀日本武尊の熊襲を伐玉ふ時にも。天皇持斧鉞以授日本武尊云々。日本武尊受斧鉞云々。とあるを。記には比々羅木之八尋矛とあり。此も下文には皇后所杖矛とあり。記には。以其御杖云々とあり。同し。斧鉞は漢文の潤色なること。既に景行紀に云るか如し。○令三軍曰金鼓無節云々。玄道云。此御令を徒に漢文の修飾として。いたく嫌ふ人もあれと。上古にもかゝる軍令は必あるへき事。播磨風土記なる言擧前の故事に考合せて知らるめり。と云り。さる言なり。○神有誨。此神は必住吉大神にます事は。記に大神の御語に。我御魂を船上にまかせて云々と宣玉ひ。後に韓國を平て旋り坐りし時に。

御託言ありて。荒魂の神は長門國に留り玉ひ。和魂神は津國に鎮り玉へるに。相昭應て知らるめり。紀

にも既に此處の注に。兼方案之。和魂者攝津國住吉大明神。荒魂者長門國住吉大明神也。予細見左。とありて。住吉大神とは爲たり。萬葉集なる天平五年贈遣唐使歌に。墨吉乃。吾大御神。船乃倍爾。宇之波伎座。船騰毛爾。御立坐而云々。荒風。浪爾安波世受云々。勝實三年多治真人土作歌。住吉爾。伊都久祝之。神言等。行得毛來等毛。船波早家無云々。かつ袖中抄に引る江記に。神功皇后新羅を伐玉ふ時は。住吉は大將軍。日吉は副將軍。將門追討の時は。日吉は大將軍。住吉は副將軍也とあるを。古事談讀古事談には。住吉明神の託宣とせるをも。はた考合すへし。○和魂服王身云々。荒魂爲先鋒云々。信友校本に。異本に服を昵とありといへる方然るへし。又本に王を玉と誤るは。水戸本中臣本薩摩本永享本に従るへし。此は必王字なるへし。下に王船とあるをも思ふへし。さて和魂荒魂の事。記傳に。すべて爾岐と阿羅とを對言こと多し。和多閑荒多閑。和稻荒稻。和海布荒海布。毛柔物毛龜物などのことし。この和荒に種々の意ありて。荒金荒玉などの類は。物の生れるまゝにて。未修治を加へぬを云ふ。其に對へて修治たる物を和某と云ふ。又物の龜きと精きとをも云。強きと柔なるをも云。又人家などの荒るゝと。饒ふと。又浪風の騒ぐを荒ると云。靜まるを和くと云。神の心なども荒ると云和むと云。さて又物の間隙の間遠なるを龜しと云。遠放るを荒ふと云。分散をあらくと云。右の種々を思ひわたして。和御魂荒御魂といふ名の義を度るへし。と云れたるなほ記傳に詳なるを。今は省きて擧げつ。にて詳なれと。なほ上にも引る重胤説に。荒魂は現魂。和魂は饒魂にて。其に荒和の義あり。剛柔の義あること云も更なり。武藏云。通説にも荒和者

相暴之意。或傳爲示現之義。といへり。其は次に此文を承て。既而搗荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮。とあり。此にて荒魂和魂の所置甚々あきらけし。其は荒魂の御軍の先鋒となり。また師船を導むと宣へるは。謂ゆる現魂の義にて。外に進み現出坐て。其神威を示し。又其強暴を摧伏せ玉はむとなるに。其に引替て。和魂は玉體に服て。御壽を守玉はむと宣へるは。其玉體を離れず。鎮守御在むと云ふことにて。謂ゆる和魂の饒魂なる所以なり。と云れたる。此又然る説ともなり。さて又云。記には三柱大神の御言に。我之御魂坐于船上。而と宣へるを。此紀にはかく和魂荒魂の行事を。かく委曲に宣別たまへるいと尊し。住吉大神の船路を守らせ御在坐事は。申もさらにて。壽命を守りたまふ行事の。較略を知るへきなり。萬葉五。好去好來歌。宇奈原能。邊爾毛與爾毛。神豆麻利。宇志播吉伊麻須。諸能大御神等云々。六に住吉。荒人神。船船爾。牛吐賜云々。荒浪。風爾不令遇云々。十九に賜入唐使歌。墨吉乃。我大御神。船乃倍爾。宇之波伎坐。船騰毛爾御立坐而。二十。陳防人悲別之情歌。安利米具利。和我久流麻泥爾。多比良氣久。於夜波伊麻佐禰。都々美奈久。都麻波麻多世等。須美乃延能。安我須賣可未爾。奴佐麻都利。伊能里麻字之豆。奈爾波都爾。船乎宇氣須惠。とも有て。船路を守り玉ふ事と。壽命を守り玉ふ事を云へるは。全く此紀の古語を取て詠るなり。又十九。入唐使に賜へる大御歌に。虛見都。山跡乃國波。水上波。地往如久。船上波。床座如。大神乃。鎮在國會。四船。船能倍奈良倍。平安。早渡來而。と詠せ玉へるを以。愈其御守の灼然きものなりかし。と云れたるにて知るへし。○理岐瀨多摩。本に瀨を弭に作

る。今考本に从る。集解本にも、據二下
文二改められたり。 ○拜禮之。此時祭られし社は通證に。神名帳に筑前國那珂郡住吉神社三坐とあり。さることなるへし。此御社の事は上にも云り。なほ次に云へし。○依網吾彦は尸。男垂見は名也。記に開化天皇御子。建豐波豆羅和氣王者。依網之阿毘古等之祖也。とあり。記傳に。依網は和名抄に攝津國住吉郡大羅於保興
佐美郷。神名帳に同郡大依羅神社四坐雙名神大月
次相嘗新嘗あり。又和名抄に河内國丹比郡依羅美佐郷あり。水垣宮段に作依網池。此は河内
國なり。推古卷に河内國に作依網池。今丹北郡池内
村の池是なりと見ゆ。如此河内と津國と。二の依網あれども。丹比郡と住吉郡とは相接て。大依羅社も依網池も。殊に此二郡の界によりて。相近き地なるを以見れば。本は一なりしか。二國に分れ屬たるものなり。阿毘古は。日代宮段に木國酒部阿毘古。景行紀に山部阿弼古と云姓も見え。姓氏錄にも輕我孫などあれば。まづは尸なれども。姓氏錄にたゞ我孫我孫公と云もあれば。尋常の尸とはいさゝか異なるか如し。さて稱意は吾彦といふ事にやあらむ。さて此氏は。仁德卷に四十三年秋九月。依網屯倉阿珥古云々。依網阿毘古也。依網屯倉
阿毘古とは一なるへし。續紀十八に。攝津國住吉郡人依羅我孫忍麻呂等五人。賜依羅宿禰姓。神奴意支奈祝長日等五十三人。依羅物忌姓。姓氏錄攝津國
皇別依羅宿禰。日下部宿禰同祖。彦坐命之後也。とあるは。御兄弟の間。傳の異なるにそあらむ。とあり。この事は。なほ神紀根井田部
連男祖の下に云り。併考へし。男垂見。本にヲタリミと訓れど。和名抄播磨國明石郡垂見多留見とあるに依て訓へし。此人の事は住吉神代記云。常須比女乃命住吉大神船坐奉豆。辛國仁渡坐豆云々。即還行幸坐。自筑紫難波長柄仁依坐。大神御言以宣波久。吾

者玉野國有。大垂海小垂海等仁祀所拜禮牟止宜豆。膽駒嶺仁結行支。即是乃人等令奉仕給豆。奉於大御社者也。此者彌麻歸人子命之止者大日々命御子也。とあるにて知られり。さて攝津國住吉郡の大羅は。斯人の子孫の居住れたる地なる事は。續紀に同郡に氏人ありて。式内なる大依羅神社あるは。此氏人の祀られしと聞ゆるにて灼然し。されは此郡に此氏あるも。住吉神に由ある徴とすへし。さて其本は。こゝに筑前なる住吉神社を。此男垂見の拜祭れるに起れるものなること。云まぐもさらなり。○祭神主。永享本に祭字なし

于時也適當皇后之開胎。皇后則取石挿腰而祈之曰。事竟還日。産於茲土。其石今在于伊都縣道邊。既而則擣荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮。

此間に皇后か樞日宮を發せ玉ひて。伊親縣に到り坐るまでの事とも。記紀には漏たれども。風土記また土人の傳など據て。矢野玄道か皇后御傳記に引れたるを。又此に引かは。貝原氏云。古傳に皇后韓に渡玉はむとて。香椎の西黒崎より御船にめし玉ふ。此時軍卒を簡閱玉ひ。各其名を記して船に乗せ玉ふ故に。そこを名けて名島と云。此所にて宗像三神を祭り玉ひ。異國を從へむことを祈り玉ふ故

に。後代三女神社を建て崇祭る。即て糟屋郡資珂島シカシマに幸る事は。筑前風土記に。昔氣長足姫尊新羅へ幸せる時。御船夜來て此島に泊たりきとあり。此島には。神名帳に志加海神社三坐并名神大とある社坐り。海路の事を請奉に行幸しにそあるへき。細川藤孝主か記行に。志賀の島につきて宮司坊に宿りて。縁起など見るに。浪あらしき鹽干の松のかつちかた。島よりつづく海の中道云々。立出て見るに。砂の遠さ三里許も海の中を分て。島に續き侍り。取分て細き所は十間許。廣き所は十四五間もありと見えたり。當社は安曇磯良とて。神功皇后の異國退治の時。龍宮より出て。兵船の柁取にて。海上のしるへせし神と。しはし打詠めて。名にしおふ龍の都の跡とめて。波を分行海の中道。と見え。筑前風土記。御陪從に大濱小濱と云ふ二人從奉りしか。便小濱に救仰せて。此島に遣はして火を覓めさせたまふに。速く得て歸來りしかは。大濱こゝに人家ありやと問へは。小濱對へて。此島と打昇の濱と。近く相續きて。殆同じ地と云ふへしといへり。故近島と名けしを。今訛て資珂島と云。肥前風土記なる值嘉島シカシマの故事といとよく似たり。此島和爾雅に今那珂郡に隸くといへり。貝原氏云。八十柱津日神。大直日神。神直日神も。軍衆を警固し勇氣を振はし玉ひし故に。後那珂郡福崎に鎮坐て。警固大明神と申す。又志摩郡岸浦住吉社説に。皇后此所にて花を懸て明神を祭玉ふ故に。これを花懸明神と申すとそ。さて皇后は。宇瀨里宇瀨里 精谷郡 宇瀨村よりこなたにて。復故ありて。陸路を幸行せる成へし。と云り。

○適當皇后之開胎。開胎を本にウムカツキと訓めり。榮花物語浦々別卷に。うみか月もすき玉ひて云

々。これより怡土郡兒コフ饗原にての事なり。次に云。○取石挿腰云々。記云。故其政未竟之間。其懷妊臨産。即爲鎮コフ御腹コフ。信友云。爲鎮御腹云々は。御腹内に坐す御子の生れ玉は。鎮り坐へき由なり。下に云。取石以經御裳之腰云々。とあり。此事は下に引く筑紫風土記に。俗間婦人忽然娠動。裙腰挿石。脈令延コフ時。とありて脈術なり。信友云。右傳を合コフすことあるを。神ながら察しめし。且彼か易く卵産むにも骨給はむ由の。古き脈術なるへし。さて此時しか脈術して。復断し給ふ御心は。體延給へる御兒の。神さひ給へる善き皇子に坐さば。感しき韓國に。しか脈術なることは本よりなれど。此時のは住吉大神の御託言にて。津守宿禰遠祖田袋見宿禰か。此事に仕奉りしにて。御産期を延し玉へるなれば。た一大概の脈術とのみ見るへからず。此事は住吉神代記の古傳に出たる文ありて。下に田袋見宿禰の名の出たる所に。其文を引出て委く云り。此に引合すへし。猶此石の兩顆ありし事。風土記また萬葉等に見え。また肥前國彼杵郡なる平敷ヒラシキといふ地の石にて。御卜に合へる故に取來れるなどの事も下に引けり。源平盛衰記に。皇后懷胎。月滿ちて産月也。纜を解玉ふ時。御産の氣出きたり給ふ。皇后仰せに云。胎内の皇子體に聞召せ。妾本朝を守らむ爲。新羅の異賊を攻むとて。遙に海上に浮ふ。若今生給はく。必水中の鱗と成玉ふへし。君我國の主と成玉ひ。百王の位に即せ玉ふへくは。異賊を從へ本朝に歸りて誕生し玉へと。宣命し玉ひければ。御産の氣留りて異國へ渡り給ひし。とあり。記傳云。今も婦人産むとする時。傍より力をつけむとては。末異國の治まらぬと云事ありとそ。と云り。

○今在于伊都縣道邊。記云。所經其御裳之石者。在筑紫國之伊計村。とあり。此所在の事は下に云へし。釋に引る筑紫風土記に。逸都縣子饗原有石。兩顆。一者片長

一尺二寸。周一尺八寸。一者長一尺一寸。周一尺八寸。色白而便圓如磨成。俗傳云。息長足比賣命。欲伐伐新羅。閱（日本に國に作る。今古本に依る。）軍之際。懷娠漸動。時取二兩石。挿着裙腰。遂襲新羅。凱旋之日。至芋淵野。太子誕生。有（此因緣。曰芋淵野。一者。謂産婦。芋淵。者。風俗言詞耳。）俗間婦人忽然振動。裙腰挿石。脈令延時。蓋由此乎。筑前風土記に。怡土郡兒饗野。（在郡。一類長一尺二寸。大一尺。重三十一斤。一類長一尺一寸。大一尺。重三十九斤。）此野之西有白石二顆。曩者氣長足姬尊。欲征伐新羅。到於此村。御身有妊。忽當誕生。登時取此二顆石。挿於御腰。祈曰。朕欲定（定字本に脱。今古本に依る。）西堺。來著此野。所姓皇子若此神者。凱旋之後誕生。可遂定西堺。還來即産也。所謂譽田天皇是也。時人號其石曰皇子産石。今訛謂兒饗石。萬葉五に。筑前國怡土郡深江村子負原。臨海丘上有二石。大者長一尺二寸六分。圍一尺八寸六分。重十八斤五兩。小者長一尺一寸。圍一尺八寸。重十六斤十兩。並皆橢圓。狀如鷄子。其美好者不可勝論。所謂徑尺璧是也。（或云。此二石者。肥前國彼所。郡平敷之石。當占而取之。去深江驛家二十許里。近在路頭。公私往來莫不三下馬跪拜。古老相傳曰。往昔息長足日女命。征討新羅國之時。用玆兩石。挿着御袖之中。以爲鎮懷。實是御所。以行人敬拜此石。乃作歌曰。可既麻久波。阿夜爾可斯故斯。多良志比咩。可尾能彌許等。可良久遐遠。武氣多比良宜豆。彌許々呂遠。斯豆迷多麻布等。伊刀良斯豆。伊波比多麻比斯。麻多麻奈須。布多都能伊斯乎云々。故布乃波羅爾。美豆豆可良。意可志多麻比豆。可武奈何良。可武佐備伊麻須。久志美多麻。伊麻能遠部豆爾。多布刀伎呂可儻。短歌。阿米都知能。等母爾比佐之久。伊比都夏等。許能久斯美多麻。志可志家良斯母。とあり。信友云。萬葉の詞書爲鎮懷の下に。實是御裳

中矣と注せるは。上文に挿着御袖之中とある弁書なり。さて脏（コウヤ）て五箇月はかりに腹帶する事は。はやくよりの例なりけん。石をものしたまへるは厭術なるへし。但し腹帶の事のものに見あたりたるは。源氏物語宿木卷なるか。文のさまを見るに。そのかみ裳の腰の上にあらはして結ふならはしなりしなるへし。此事は伊勢貞丈主もいへり。中宮御産部類に。中宮御懷妊之間。初帯令着給也云々。主上令結云々。と見えたり。初帯を夫の結ふ例なりしなるへく。今の世の如く膚にもものする例ならむには。主上の大みつからせさせたまふへくもあらず。これをもて思合へし。さて其は神功皇后の御古事によれるならはしなるへきを。子脏めることを賀て。衣の上にあらはして結ふならひなりけん。と云れたり。（此考はなほ長かるを。今口要文をのみ採れり。）記傳云。怡土郡に今も深江村ありて。肥前の唐津へ通ふ道の驛なり。子負原は深江の西方にあり。古夫と夫を濁りて唱ふ。（今深江驛西岸上に。鎮懐石社あり。）石は二ながら。盗人のぬすみ持去て。今は無しと彼國人云り。萬葉に此石を久志美多麻とよめるは。石を稱て奇き御玉と云るなり。御魂にはあらず。さて此石は長一尺餘もありけるを。御腰にはいかて着給ひけむと。疑ふ人もあるへけれど。彼大石の御世より。奈良宮の頃までは。五百年あまりも經つる時なれば。小さかりしか然大になりけむこと。何か疑はむ。石も多くの年を経れば。漸に大になること。今もつね然るをや。と云り。（なほ此に玄道説あり。）○摺字。訓オキヲキテ未詳。通證に祝招之義と云り。いかうあらむ。熱田本にはヲキオキテとあり。是もいかう。次に請和魂とあるに同じしければ。此をもしかよむへきか。（摺を。紀中サレマ子。タと訓る處はあり。）○摺

荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮。これ上に見えたる荒魂和魂神の御所置なり。さて重胤云。記に爾以ニ其御杖。衝ニ立新羅國王之門。即以墨江大神之荒魂。爲ニ國守。神。而祭鎮還渡也。とあるは。其爲ニ荒魂ニ爲ニ軍先鋒ニと所見たる荒魂に坐る。其を爲ニ國守神ニとは。右の請和魂ニ爲ニ王船鎮ニと有とは異りて。其國主などの背けらは。神の荒魂を以て罰め鎮め玉はむためなり。さるは御軍を出し進めさせ玉ふにこそ。荒魂の用は殊更に在けれ。今事竟ては。虜の身に近く坐て。其を鎮めさせ給はむ事。肝要とあるは更なり。また下に天照大神誨之曰。我之荒魂不可近ニ皇后。などあるか如く。荒魂の玉體に近付せる玉ふ事を。神の避玉へるをも。また彼此考合すへし。とあり。記傳の説。○王船鎮。此時御し玉へる御船は。攝津國風土記に。美奴賣松原。今稱ニ美奴賣。者神名。其神本居ニ能勢郡美奴賣山。昔息長足比賣天皇。幸ニ于筑紫國。時。集ニ諸神祇於川邊郡内神前松原。以求ニ社福。于時此神亦同來集曰。吾亦護治。乃諭之曰。吾所住之山有ニ須義乃木。各宜材。採爲ニ吾造。船。則乘ニ此船。而可ニ行幸。當有ニ幸福。天皇乃隨ニ神教。遣命造。船。此神船遂征ニ新羅。一云。于時此船大鳴響如ニ牛吼。自然從ニ對馬海。還。還來之時。祠ニ祭此神於此浦。并留。船以獻。亦名ニ此地。曰ニ美奴賣。とあり。また塵袋に。日向國古度郡吐濃峯といふ峯あり。神おはす。吐の大明神とぞ申すなる。昔神功皇后新羅を討給ひし時。此神を請し玉ひて。船の軸を護らせ玉ひけるに云々。尙下に引くへし。これ必日向風土記の傳なるへくを覺ゆる。和名抄に同郡に靉。都野。及韓家など云郷見えて。帳に都農神社同郡にあり。誰も此をソヌと訓たれと。若くはトノと訓し

にはあらざるかと。玄道云り。

冬十月己亥朔辛丑。從和珥津發之。時飛廉起風。陽侯舉浪。海中大魚。悉浮挾船。則大風順吹。帆船隨波。不勞櫓楫。便到新羅。時隨船潮浪。遠逮國中。即知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰々栗々。盾身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來。未嘗聞海水凌國。若天運盡之。國爲海乎。是言未訖之間。船師滿海。旌旗耀日。鼓吹起聲。山川悉振。

對馬國和珥津に。未到り坐ざるほどの道程の傳。まつこゝに云へし。肥前風土記。松浦郡逢鹿驛。在郡。曩者氣長足姬尊。欲征伐新羅。行幸時。於此道路。有鹿遇之。因名遇鹿驛。逢鹿今相賀と云海邊なり。海。また登望驛。在郡。昔者氣長足姬尊。到於此處。留爲雄裝。御臂之輒落。於此村。因號輒浦。とあり。輒浦は。今大友小友と云海邊の村にて。那古屋に近き處なり。海をへたて。加部島に向へり。此御船發の御時なる事は明らかし。さて皇后は松浦の海より。また御船に乗しけん事。記傳に。下に引く天平八年遣新羅使の詠れし歌を引て。初に御船發ありし。此浦にそ有けん事あり。宇佐託宣集云。松浦沖にて甲冑を集めて。宴饗を玉ふ所を神集島といひ。其時の土器を棄し所を土器崎といふ事あり。さて或人の云。皇后の御船發し玉ひつらんと思しきは。即今の那古屋灣にて。神集島(名古屋の沖にあり)などの古き傳を見ても知るへく。また中古遣唐使の四船も。此處より解纜せしより。唐津の名あり。されば豐太閤。此地より軍艦。さて壹岐島につき給ひ。記傳の説。好古が引る古傳を發せられし。神功皇后の御跡を追まつりし也と云り。さることなり。とに因つ。玄道云。帳に此島

豊岐郡住吉神社とあるは、蓋此時横に下縣郡住吉神社(名神大)和多郡美神社。合せて三社。和に齊奉玉ひしならむといへり。次に對馬島に泊させ玉ひけり。多郡美御子神社など坐せる。共に此時祭玉へるにやと云

○辛丑。三日也。○從和珥津發。通證に延佳曰在對馬島上縣郡とあり。記傳云。今も津島上縣郡に。鰐津鰐浦と云ありて。秋冬の頃朝鮮國に渡るには。其處より船出し。春夏の頃は佐須奈浦と云より出つと。彼の島人云り。とあり。好古云。此より朝鮮釜山浦まで今路四十八里なりと云り。かくて此御舟路の事。記に住吉大神の誨賜ひて。今寔思求其國者。於天神地祇亦山神。及河海之諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上。而真木灰納瓠。亦著及比羅傳多作。皆々散浮大海。以可度。故備如教覺。整軍雙船。度幸之時。海原之魚不問大小。悉負御船而渡。爾順風大起御船從浪。とあるをはしめ。さきに爾保都比賣命の誨給ひて。授坐る赤土を。天の逆梓に塗りて。神船の艦舳に立。また御舟の裳。及御軍人の著たる衣を染しめ。又海水をかき濁して。播磨風冬十月三日和珥津より發し給ひ。御軍を整へ。御船を連雙て度幸行時。太平記に。樓船三千餘艘にて。こき。高飛鳥等も往來はす。前を遮らす。海中の大小き魚とも。悉に御船を負ひつ。古説に。住吉大神白髮老人と化りて。海中より出て導奉れり。かくて異國をさして渡坐せる時。海中にて皇后妹河上大明神豐姫命も。亦弓箭を携へ。甲冑きて從給へるか。此命と安曇磯童とを。龍宮に遣して借しめ玉ふに。三月經て青珠白珠二を得て返りましぬ。色青きは満水珠。白きは早水珠にて。各二寸許あり。武内大臣此珠を海に投給ひて。三韓降伏せり。磯童とは鹿島明神なり。大臣珠を奉行しませし故に。高良玉垂命と稱申す。二珠は肥前國佐賀

郡河上宮に納奉ると。宇佐託宣集に引る聖母大菩薩緣起。及宇佐緣起。石清水緣起。愚童訓。伊呂波字類抄等に見ゆ。信かたき事もあれと。豐姫命の海宮に行ましことは。信友説に。氣比社舊記に。玉妃命一名空津媛。又名淀媛命。皇后妹也。とあるを引て。玉妃とは二珠を得まして。此時に殊なる功を建玉へるより。申せる御名ならむと論へり。なほ玉の事は。次に云へし。○飛廉云々。陽侯云々。文選注に。飛廉風師也。陽侯波神也。なとあり。かゝる名ともを假たるはいと敬なし。罔象海童の類なり。○海中大魚。記に海原之魚不問大小云々とあるに據れば。大下小字脱たるかと。記傳に云れたるもさる事をから。此説は元より大魚のみの傳なるへし。このあたりみな四字句にとのへられる文章なればなり。○悉浮挾船は。記に負御船とあり。記傳云。御船の腹に集り着て。背を以て撞持つか如くにして行を云。○大風順吹。記に順風大起とあるに依て訓へし。記傳云。淤比風は負風の義なるへし。又追風かとも思へど。なほ然るには非し。何れにまれ。假字は

淤比なり。○武郡云。オヒ風は置風なり。物を置ひ行く意なれば。負と見るも。追と見るも。いひもて行けは同じ。負は我が背に覆ひなり。追は彼方を覆なり。此名萬葉などには見えされとも。通もれたる。なるへし。

後の言とはきこえず。○帆船。ホツムの訓推古紀同じ。此事は既に神代紀に云り。○楳楳。楳本に楳とあり。集解本に據壺井本改とあるに依る。和名抄に。楳使舟捷疾也。和名加遲。また左旁撥水曰權。字亦作棹。漢語抄云加伊。本にカユと訓るは。此に據て正すへし。とあり。楳は今云楳。又加伊の類なり。今云楳に。はあらす。○隨船潮浪の訓。應永三十五年に寫せる奥書ある私記に。此四字布奈奈美とあり。本にマナ、カとあるは。フナ、アの寫誤なり。古本には。マをアと書き。ミをアと書ければなり。○遠逮國中。記云。爾順風大起。御船從浪。故其御船波瀾。

押騰新羅之國。既到半國。とあり。記に押騰といひ。遠遠と云る。今世の津浪の如きさまなり。さてかく國中まで浪に没たるは。かの潮満瓊の靈き功により。さるは此瓊の事。上にも粗言へるか。釋紀に。神代の潮満瓊潮潤瓊は。いつこに在やと問へる答に。先師云。神功皇后征三韓之時。新羅海潮満。彼宮庭。若令持此瓊。御歎如何。先師申云。宇佐宮應神天皇。姫神。大帶姫三所鎮坐也。二種瓊已。有當宮。武靈云。當宮。皇后征三韓之時。就新羅海潮満宮庭。思之。定令持此瓊。御歎。然而無三瓊所見。凡神功皇后有得如意寶珠於海中。之由。見彼皇后紀。耳。と云り。この瓊の事いとまきはし。此釋紀の説にては。神代の瓊の如くなれど。なほ異なるへし。仲哀紀に如意珠を海中に得玉ふよしあるも。記傳に云れたる如く。韓國御言向の時に。功のありつればこそ。其を得玉へる事をは語り傳へけめ。何の功もなく。いたつらならむには。いかてか如意珠と名けて。其を得玉ひし事を語傳ふべき。然れば其かみ大后の持したまひしは。かの如意珠にて。後まで宇佐宮に在るは。其珠なるを。誤て神代の二珠とは申し傳へたるにやあらむ。と云れたるか如く。決して神代にはあらざるへし。さらはかの如意珠ならむかと云ふに。右に引る古説等に。皇后御妹河上大明神豐姫命。又玉の。海宮に到りて得玉ふとある青白二珠そ。まことの潮満瓊潮潤瓊にて。かの仲哀紀に。皇后の海中に得玉ふとあるは。此瓊の事を誤りて語傳へしものなるへし。をほ此瓊の納れる所を。宇佐宮縁起に。奉納于肥前國佐嘉郡河上宮とあるも。此河上大明神に由あり。この事は既に信友の説もあり。記傳の説に云はれける

は。抑此は神代の珠と。如意珠との間の。まきはしきを云にこそあれ。よしや其は何れにもあれ。今如此御船の波の。國半まで押騰りしことは。まことに其珠の功なるへし。奇く靈き神の御所爲申もさらなり。と云れたる。まことに然る事なり。さて又釋紀に引たる播磨風土記に。息長帶日女命。欲平新羅國。下坐之時。禱於衆神。爾時國。堅大神之子。爾保都比賣命。着國造石坂比賣命。教曰。好治奉我前者。我爾出善驗。而比々良木八尋梓根底不附國。越賣眉引國。玉匣賀々益國。若尻有賣白衾。新羅國矣。以丹浪而將平伏賜。如此教賜。於此出賜赤土。其土塗天之逆鋒。建神舟之艦船。又染御舟裳及御軍之着衣。又攪濁海水。渡賜之時。底潛魚及高飛鳥等不往來。不遮前。如是而平伏新羅。已訖。還上乃鎮奉其神於紀伊國。管川。藤代之峯。とあり。爾保都比賣命と申は。紀伊國伊都郡丹生都比賣神社。栗田寛曰。按播磨名跡志。三木郡有丹生野。古所集云。許爾高須。加美乃止理草。毛阿計爾保不。左止能字知久佐。爾和爾止波與夫。又按三才圖會。三木郡丹生山田。有丹生山丹生寺。據此本文蓋美蓋郡之逸文。と云り。 信友云。此古傳を稽ふるに。丹保都比賣神の。赤土地土を出し教給ひて。然梓にも舟にも塗らせ。又舟裳着衣をも染させ給ひ。亦海水をも攪濁して。舟波を漲せて渡し給へるは。皇本國の土に放るまじき故ありて。其埴土もて厭物として。天神國神の御恩頼蒙り。大海原を壓渡り。韓國を平伏へ玉ふ麻自わざときこえて。甚も尊く甚も健々しき術なりかし。此は敵の地の土を取てものするとは。反さまなれど。同じ幽理におつめり。記傳神段に。大物主神の麗美壯夫に化りて。浴玉依麗。實に通ひ給へる條に。其父母欲知其人。誨其女曰。以赤土散床前。以閉蘇紡麻。貫針刺其衣。爾云々。これも此方の赤土を。壯夫の衣に着染て。遠く放れざらしめむた。め。まじわざとせるなるへし。と。方術源論にみゆ。 ○即知天神地祇悉助歎。集解に。仲哀天皇九年紀本注。有下即知不用神言。而早崩九字。考定爲私記攙入。語脈同之。故刪。と云て刪られたり。けに此は攙入なるへ

し。なほ此事は、垂仁紀にも云る事ありき。 ○新羅王。新羅建國の始めを思ふに。神代に素戔嗚尊其子五十猛神と共に。此國に降り玉ひしは。いと古けれど。此時は彼地には。いまた人類も無し頃のこととおほゆれば。此はおきて。彼國の古傳に。檀君と云人。海外より來りて。國王となり。是より後に大國主命の時に。其國王の子天日槍といふが來れりし事。播磨風土記に委曲に見えたれど。此も其始祖はたしかに知かたし。さて又後に。神武天皇の倭國に入り玉ふ時に。熊野海中にて暴風に遇ひ玉へるに。御從に坐せる三毛入野命。浪秀を踏て常世國に渡玉ひ。新羅に至り坐て。その國王と成たまひ。其御裔の次々に彼處を治めたるか。後に其裔は皇國に還り來りぬと見えて。姓氏錄皇別に。新良貴。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男。稻飯命之後也。是於新良國。即爲三國主。稻飯命者。新羅國王之祖也。とあるにて然しられたり。新羅國へ渡坐つるは。實は三毛入野命なるを。性氏錄に稻飯命と云るは。此御兄弟の間にて。傳へ誤れるなり。此は例多かることなり。 さて其後の事を。三國史記東國通鑑によりて考るに。此後の新羅の始祖。姓は朴。名は居西と云ふ者にて。三國史記新羅紀云。始祖姓朴氏。諱赫居世。前漢孝宣帝五鳳元年甲子四月丙辰。一曰正月十五日即位。號三居世干。時年十又三。國號三徐邦伐。通鑑邦作羅。先是朝鮮遺民。分三居山谷之間。爲三六村。一曰關川楊山村。二曰突山高墟村。三曰背山珍支村。或曰千珍村。四曰茂山大樹村。五曰金山加利村。六曰明活山高耶村。是爲辰韓六部。新羅を辰韓と云るは誤にて。高墟村長蘇伐公。望三楊山麓。蘿井傍林間。有馬蹄而嘶。則往觀之。忽不見馬。只有大卵。剖之有嬰兒。出焉。則收而養之。及三年十餘歲。岐嶷夙成。六部人以其生神異。推尊之。至是立爲君焉。辰人謂之爲朴。以初大卵如瓠。故

以朴爲姓。居西干辰言王。或云。呼之曰人。人之稱。これ始祖の由來なり。東國通鑑も大凡同じ。漢宣帝か五鳳元年は。崇神天皇の四十一年に當れり。さて其朴居世か次を南解。次を儒理。次を奈脫解。次を朴婆娑。次を朴祇摩。次を朴逸勢。次を朴阿達羅。次を昔奈解と云り。三國史記東國通鑑 さて此仲哀天皇の九年今歲なりは。昔奈解か王となりし五年なり。然るに此紀本書に。新羅王波沙寐錦一説には。字流助。富利智干殿とあり。とあるは。かの朴婆娑の事にて。又婆娑尼師今とも彼籍に云り。此王は昔奈解よりは五世も前の人なれは。此と合はず。婆娑の立しは。景行帝十年にて。今年より百十一年はかり前なり。昔前國教習部常宮社記に云く。景行天皇十年に王太子沙真婆娑麻といふものと相提擧して。この地より兵を起して。京に攻上らむと計り。されと誤多き彼の東國通鑑を疑はすして。慥かなる正史の傳を。強ちに疑ふはよしなし。彼國の籍に合はずとて拘はるへからず。東國通鑑序云。吾東方自檀君。歷箕子。以至三韓。載籍無幾。下逮三國。僅有國乘。粗略大旨。加以無稽不經之說。後之作者。相繼編述。有全史焉。有節要焉。然復襲本史之疏漏。とあるを以ても。韓史の古史に杜撰ありし事は著し。 ○天運盡之。本に之字なし。今薩摩本永享本に从て補ふ。萬葉集に與能可饗里爾夜。源氏物語に。かくて世はつきぬるにや云々。などあり。○旌旗耀日。鼓吹起聲。軍陣に旌旗鼓吹を用ぬしこと。ここに始めて見えたり。上には。金鼓無節。旌旗錯亂とあり。

新羅王遙望以爲非常之兵。將滅己國。誓焉失志。乃今醒之日。吾聞東

有^ニ神國^一。謂^ニ日本^一。亦有^ニ聖王^一。謂^ニ天皇^一。必其國之神兵也。豈可^ニ舉^レ兵^一以拒^レ乎。即素旆而自服。素組以面縛。封^ニ圖籍^一。降^ニ於王船之前^一。因以叩頭之曰。從今以後。長與^ニ乾坤^一。伏爲^ニ飼部^一。其不^レ乾^ニ船楫^一。而春秋獻^ニ馬^一。梳及馬鞭。復不^レ煩^ニ海遠^一。以每年貢^ニ男女之調^一。則重誓之曰。非^ニ東^一。日更出西。且除^ニ阿利那禮河^一。返^ニ以之逆流^一。及河石昇爲^ニ星辰^一。而殊闕^ニ春秋之朝^一。怠廢^ニ梳鞭之貢^一。天神地祇共討^ニ焉^一。

乃今は。當^ニ其時^一。を差す辭なり。古事記垂仁段なる故。今聞^ニ高往^一。鶴之音。とある今もこゝと同一。土佐日記に。今しはねと云所につきぬ。とあるなどもこれなり。○東有神國云々。神國と云るは。此時韓人の稱し始て。皇國の稱謂となりたりしものなる信友か説。已に首卷に出せるを。なほ又此に引て云へし。其説云。韓國を言向玉へる時より。やゝ年経るほどは。彼國に關係する事は。專韓人に命て書しめ玉へりしなるへく。おもはるゝにつけて。考徴せる事のこれかれある中の。一二を説てむ。そは新羅御言向の時の事などは。殊に韓人に命せて錄さしめ玉へる文なるへく。おもはるゝ中に。彼國王

か言に。吾聞東有神國^一。謂^ニ日本^一。亦有^ニ聖王^一。謂^ニ天皇^一。必其國之神兵也。豈可^ニ舉^レ兵^一以距^レ乎。とあるは。決て韓人の實錄なるへし。其はまつ東有神國^一と云るは。いと既くより大皇國あることを知りて。尊畏み。はた神の御護の。奇靈に厚き御國からなる事を。知りたりけるによりて。深く畏み憚りて。然は稱せるなり。神國と云へる事。是より前の文にはある事なし。必其國之神兵也と云へるは。もとよりさる事にて。殊に此度は。神等の御護厚くして。いと奇異なること多かりければ。實に神兵也と恐懼れたるもことわりなり。三國史新編紙摩か十一年に。大風東來。折^レ木飛^レ瓦^レ。至^レ夕而止。都人訛言。倭兵大來。爭^レ遁^レ山谷。と載せり。此は景行天皇の五十五年に當れり。これ彼國の古傳説にして。當昔既くより。神國の畏^レ事を知れりしなり。○武郡云。今按に。此は景行天皇の五十二年壬戌年にあたり。五は誤なるへし。さて其翌年紙摩十二年春三月。與^ニ倭國^一調和。と云事も見えたり。古く神國と見えたるは。日本後紀延暦十六年二月。續日本紀を奏上れる時の表文に。國史の事を神國典と云り。武郡云。これは留^ニ神國典^一と訓む文にて。神國の證とはすへからず。天書用明帝二年。物部守屋中臣露海護曰。吾國者神國也とあるは。神國の稱の始とすへし。三代實錄に。貞觀十二年^{十二月}十四日。新羅の賊船の來らむ由を聞召て。其を逐遣し玉はむ事を。伊勢の内宮に祈らせ給ふ告文に。新羅云々。兵船必來倍久在波。境內爾入給須之天。逐還。漂沒米給比。我朝乎神國止畏。憚禮留故實乎。澆多之失。比賜布奈。同二十九日。石清水社への告文も相同し。とあるは。かの新羅王か所謂聞東有神國云々と謂て畏憚りて。臣服したむり故實を。澆失はず。とほざけしめ玉へと。禱告さしめ玉へるなり。おもひ證すへし。然れば大御國を神國と稱ふは。もと新羅人の稱號なり。と云ふ説たかひあるましくおほゆ。○有聖王云々。聖王とは。君とある人の徳を稱ふる。彼か常言なり。○素旆而自服。かゝる時に白旆を擧るは。外國のみのならはしかとおもふに然らず。常陸風土記に。行方郡藝津里條に。

寸津毗賣懼悚心愁。表^{アケテ}舉白幡。迎^{マツ}道奉拜。天皇矜降^ニ恩旨^一云々。日本武尊の時也とあるを見れば。皇國にもせし事なり。欲明記に。新羅更舉^ニ白^一。旗^ノ投^レ兵降首^ニともあり。○素組以面縛。釋記に史記曰。沛公破^ニ秦軍^一入^ニ武關^一。遂入^ニ霸上^一。使^ニ人約降^ニ子嬰^一云々。即係^レ頸以^レ組。白馬素車。應劭曰。組者天子轍也。係^レ頸者言欲^ニ自殺^一也。とあり。潤色の漢文か。また韓國にても。かゝる事は漢土に習ひて自爲せしにもあるへし。○圖籍は。地圖と戸籍の事なるへし。下に圖籍文書とあるに同じ。通證に。倍布牟多^ハ戸籍也とあるか如し。戸籍の事は天智紀に云へし。○飼部。記には御馬甘^ニあり。穴種宮長には馬甘。雄略紀に。典馬此云^ニ于麻柯毘^一と見え。馬飼ともあり。外宮儀式帳に。御馬甘内人と云あり。職員令。左馬寮頭一人。掌^ニ云々飼部^一戸口名籍事。又馬部六十人飼丁。などあり。此事次に云。○其不乾船楫。其字衍なるへし。記には不^レ乾^ニ船腹^一不^レ乾^ニ楫^一とあり。推古紀にも不^レ乾^ニ船楫^一とあり。祈年祭祝詞に。青海原者。棹^{サカサ}楫^{カサ}不干。加運の事は上に云り。楫は楫と同じ。記傳云。和名抄に能正^レ船^ノ木也。楊氏漢抄云。花船尾也。或作^レ楫。和語云多伊^イ之。とあり。然は楫は多伊之に。今世に云楫なり。楫は今云楫。又加伊の類なり。然れとも師の祝詞考にも。古歌に多伊之をよます。萬葉に八十楫。又楫。買などあるに。今云楫には非ざることを知るへし。佐袁加運とよめるは。多伊之は句調もかなはされはなり。祝詞も調をととのふる物にて。歌に同じと云れたる如く。調をなすへき語には。佐袁加運とも。加運佐袁とも云るそ古言なる。字はたと船をやる具をば。彼此通はして。さまくに書るなれば。泥拘るへきに非ず。字に泥みて。タイシカチなどよむはひかことなり。と云るにて。此も本のまゝに加運と訓て叶ふへし。○馬梳馬鞭。和名抄調度部。馬取揚氏漢語抄云。馬取于麻波太氣。箋注云。新撰字鏡亦刷字訓^ニ馬波太介^一。按說文取拭也。馬

取洗^ニ拭馬毛^一者。神功紀馬梳蓋是。今俗亦呼^ニ馬梳^一。鞭野王案。鞭无^レ知。俗云无^レ運。馬策也。箋注无^レ知見^ニ後撰集^一。按打也。謂^ニ搥^レ運使^一疾也。字无^レ通。與^ニ梅馬郁子^一貉訓^ニ字ム^一又訓^ニ无^レム^一同。按此和名俗名並載。其名不^レ異可^レ疑。據^ニ新撰字鏡^一。鞭鞭並訓^ニ夫知^一。拾遺集歌小序。撰集抄源賴政歌。爲忠百首。龍馬爲經歌。亦謂^レ鞭爲^ニ布知^一。則此似^レ當^レ作^ニ俗云^一夫運。とあり。さて釋紀。兼方案之。請^レ獻^ニ此兩種^一者。新羅王表^下爲^ニ飼部^一之儀^上也。とあり。○不煩。水戸本竟宴本。煩を憚とあり。訓伊多豆伎は勞づきにて。つきは辭なるへし。かしづく。およづく。など。のつく。等しかるへし。通證に勞端^{イダ}とあるはいかになり。また勞はるとも云り。はるも辭なり。○男女之調の事は。崇神紀に出。こゝは集解に。按謂^ニ新羅國中^一之戸調^一。下文所謂金銀彩色。及綾羅縹絹。とあるか如し。○且除阿利那禮河返以之逆流。除字集解に據^ニ古本^一刪とあり。されと今は本のまゝにてあるなり。また之字古本に无^レしと云て刪れり。されとありてもあしからず。阿利那禮河。釋紀私記曰。師說新羅國之河名也。とあるは古説なるへし。按に此國に東江と云る大河あり。國の中央を流れて金海府の海に出つ。もしくはそれなるへし。通證に。松下氏云。鴨綠江在^ニ三韓^一。天下三大河之其一也。阿利那禮河是耶。阿鴨也。利綠也。二字略音。那禮。三韓河之俗語即江也。再謂^レ河者。猶^ニ佛書梵漢^一竝舉例。今按唐志鴨綠江。其水如^ニ鴨頭^一綠也。朱子曰。中國有^ニ三大水^一。曰^ニ黃河^一。曰^ニ長江^一。曰^ニ鴨綠江^一。とあり。按に此説以來。其在所定りたるか如くなれども。鴨綠江にはあらずと云る辨あり。けにも鴨綠江にはあるへからず。此江は三韓の外なる江なればなり。たゞ新羅國の河名と見てありぬへし。○河石昇爲星

辰。或云。河は沙字の誤かと云へり。さもあるへし。さらは伊佐基とよむへし。通證に。今按以上三項。皆以絶無之事。極言其長久。と云り。さる事なり。○怠廢梳鞭之貢。八十艘の朝貢に。必鞭梳を加へて進りしは。飼部と爲れるしるしなり。本に怠を忍に作り。集解に據古本改とあるに从ふ。○天神地祇共討焉。記云。於是其國主畏惶奉言。自今以後。隨天皇命。而爲御馬甘。毎年雙船。不乾船腹。不乾船楫。共與天地無退仕奉。とあり。記傳に。凡て此新羅王が祈白せる詞を讀見るに。麗く華やかに。調へをどくのへたる文なれば。其意を得て。祝詞などの如く調へきなり。と云れたるは。さることにて。此紀の誓詞も。いとくめてたし。故後世にも。此詞を本として申せる例にやありけん。推古紀なる新羅任那二國王の表に。天上有神。地有天皇。除是二神。何有畏乎。自今以後。不有相改。且不乾船楫。每歲必朝。持統紀に。新羅元來奏云。我國自日本遠皇祖代。並船不乾楫。奉仕之國。などあり。なほ續紀十八に。新羅王子金泰廉が拜朝て奏せる詞。三十六に。新羅使が方物を獻りて奏せる言なども。大方おなじ趣きなり。開きみるべし。

時或曰。欲誅新羅王。於是皇后曰。初承神教。將授金銀之國。又號令三軍曰。勿殺自服。今既獲財國。亦人自降服。殺之不祥。乃解其

縛爲飼部。遂入其國中。封重寶府庫。收圖籍文書。即以皇后所杖矛樹於新羅王門。爲後葉之印。故其矛今猶樹于新羅王門也。

爲飼部。記云。是以新羅國者定御馬甘。とあり。記傳云。かく定賜ふ事は。彼王の祈白せし語の中にあれは。此は本彼方より申出たる事か。但其上文に隨天皇命とあれは。此方より仰せ賜へるを。諾奉りて申せるかとも聞えられた。命の隨とは。凡てに係りて服従ふへき由を申せるにて。御馬甘とやらむとは。猶彼方より申出つらむ。抑あるか中にも。殊に卑き此職をしも。仕奉むと申せる故は。頼に深く厚く服従ふ由なり。續紀十五に。免天下馬飼部人等。因幼日。汝等今負性人之所耻也云々。 ○圖籍文書。漢文の潤色そのみ思ふ人ありなり。東國通鑑によりて考ふるに。百濟國には。開國より其國字は無りしを。近肖古王と云るか。また肖古王と云ふもみえたり。 二十九年と云ふ年に。始めて漢字を用ひ。西土は晋孝武帝が寧康二年。高麗國には。小獸王と云か二年と云に。始て漢字を用ひ。晋簡文帝が咸安二年。新羅國には。法興王と云る元年といふ年に。漢字を用ひ始たる趣に見えたり。梁武帝が天監十三年。仁德天皇の八十年。然れと應神天皇十五年の下に。百濟國より阿直岐王仁二人の博士を進り。漢籍をも論語千字文。貢れる由見え。二十八年の下に。高麗國より漢文の表を上れる事

も見えたるは。新羅に圖籍文書あること疑なし。すへて此御世のあたりの事を。東國通鑑に記せるには。僞多く信られぬ事共多ければ。其心して讀むべし。今朝鮮國にて傳ふる處も。文字は新羅中葉以後に在ると云り。此は彼國の上古の事を。すへて忌みて。故にかゝる説を立し。か。おのつから通説と云りしものなること決し。○皇后所杖矛は。上に所謂斧鉞とある是なり。記に。爾以三其御杖。衝立新羅國主之門。即以三墨江大神之荒御魂。爲三國守神。而祭鎮還渡。記傳云。古の矛は種々ありて。木のかきりにて身なきも常なれば。其杖の如くつくをは。即杖と云も違はず。杖即矛なり。衝立は。かくのみにては事の意足はぬ心ちす。其意紀に記されたる如くにやあらむ。と云れたるさる事なり。其意と云は。次に爲三後葉之印とある。即それにて。此時の稜威を。後葉までも忘れしめしとの御態なり。此に今猶樹三于新羅王之門也とあるを見れば。此紀を記せる頃までは。存在せしにこそ。かゝる印をも。何の世にか取棄てたりけむ。其後は此御矛の事。更に物に記せるものもなきは。早くなくなりたりしとまなり。あなかしこ。○新羅王之門。新羅の都府は。今の慶尙道慶州府なり。三國史記地理に。新羅始祖赫居世。前漢五鳳元年甲子開國。王都長三千七十步。廣三千一十八步三十五里六部。初赫居世二十一年。築宮城。號金城。婆娑王二十二年。於金城東南。築城號月城。或號在城。周一千二百十三步。新月城北有滿月城。周一千八百二十八步。始祖以來居金城。至後世多處。兩月城。輿地勝覽。慶尙道慶州府。本新羅古都金城。在府東四里。土城。周二千四百七尺。月城。在府東南五里。形如半月。故名。土築周三千二十三尺。など見ゆ。

日本書紀通釋卷之三十五

飯田武郷謹撰

神功皇后紀續

爰新羅王波沙寐錦。即以微叱己知波珍干岐爲質。仍賫金銀彩。色及綾羅。縑絹。載于八十艘船。令從官軍。是以新羅王常以八十船之調。貢于日本國。其是之緣也。於是高麗百濟二國王。聞新羅收圖籍。降於日本國。密令伺其軍勢。則知不可勝。自來于營外。叩頭而歎曰。從今以後。永稱西蕃。不絕朝貢。故因以定內官家。是所謂之三韓也。

波沙寐錦。波沙は朴波娑王にて。彼籍に婆娑尼今とも云り。釋紀私記曰。新羅王名とあり。新羅第六主にあたる王なる事。既に云り。○微叱己知波珍干岐。微叱己知は。釋紀弘仁私記曰人名とあり。東國通鑑を考ふるに。新羅第十九主にあたる奈勿王の子。訥祇王が弟に。未斯欣と云ものありて。皇國に質たるよし見えたるは。似たる事ながら別人なるへし。時代の甚くたかへればなり。奈勿の立るは。わか仁德帝四十四年にて。百濟近肖古

王が十一年なり。今年より百五十六年後なり。未買欣か我に買たるは。また五十七年後にて。履中天。波珍は本にハトリと訓り。記に三年なり。但し古事記の紀年に據りて考れば、轉か近きか如くなれど。今たやすく改むる事を得ず。波珍は金波鎮漢紀武と云る人あるにても。ハナムと訓へき事は著明し。されど珍の音チニを通音に。彼國にてトリと云しにもやあらむ。釋私記に。師說新羅爵級也。當此國正三位。東國通鑑に。新羅設官有二十七等。一曰伊伐冷。二曰伊尺冷。三曰匝冷。四曰波珍冷。五曰大阿冷。皆授眞骨。眞骨王族也云々。記傳云。北史新羅傳にも。其官有二十七等。一曰伊尺干。貴。如相國。次伊尺干。次迎干。次破彌干。次大阿尺干云々。と云り。北史に干と云るを。東國通鑑には實と云るは。音にて異なるなるへし。天武紀にも實とあり。さて北史に破彌干とある彌は。珍を誤れるものなり。さて私記に波珍を。正三位に當ると云るは。一階違へるか。天武紀にも波珍冷金智祥。太阿冷金健動と云第四等なれば。從二位に當ると云へきにや。但し正一位をば除きての當か。天武紀にも波珍冷金智祥。太阿冷金健動と云人あり。干岐は彼國の王族の號なり。私記曰。師說云々。干岐也。弘仁私記曰冠名とあり。號也と云るは宜し。冠名にはあらず。此紀に卓淳王未錦早岐。加羅國王已本早岐。繼體紀に任那王已能未多干岐。これらは王を早岐と云り。崇神紀に于斯岐阿利叱智干岐。繼體紀に新羅上臣伊叱夫禮智干岐。欽明紀に任那諸國早岐等。また安羅加羅卓淳早岐等。また新羅下早岐。これらは其國々の王の族なるへし。されは韓の諸國にて。王をも其族をも通はして。早岐と云るなり。記傳云。これ皇國にて。天皇を始め奉りて。諸王までに亘りて。意富俊美と申すと同じ心はへなるへし。波珍早岐と連ねて云は。二。さて波珍の珍を。記に鎮と作き。早岐を漢紀と作るは。同音の字を通し品觀王など申す心はへと開ゆ。と云り。○質。通證に下文訓同。身代也とあり。○綾羅縷絹。倭名抄布帛部。綾附野王案。用る古の例なり。○質。通證に下文訓同。身代也とあり。○綾羅縷絹。倭名抄布帛部。綾附野王案。綾似綺而細者也。和名阿夜。綾有熱線綾。長連綾。二足綾。花文綾。平綾等名。考聲切韻曰。紋。吳越謂小綾也。羅。唐韻云。羅此間云良。一名蟬翼。羅綺。羅亦網羅也。縷。毛詩注云。絹加止利縷也。釋名云。縷其絲細緻。數兼於絹也。絹。陸詞切韻云。絹岐沼。縷帛也。などあり。箋注云。按文訓阿夜。綾有文故名。又云紋

綾文也。說文無紋字。古單作文。又云羅。孝德紀訓三須毛乃。天武紀持統紀訓三須入多。今俗有呼呂者。疑良之轉。又云縷神功紀孝德紀。古本新撰字鏡。絹字同訓加止利。谷川氏曰。蓋堅織之義。又云絹可三以訓須々之乃岐奴。訓爲加止利者。依縷也之注也。蓋堅織之急呼。絲細緻其數多。則所縷繪必堅固。是所三以得堅織之名也。又云絹神功紀同訓。谷川氏云。以三絹字音爲訓。又急就篇注。絹生縷似縷而疎者也。とあり。さらは岐奴も絹布の一種と見るへし。また此を惣名とする時は。其意を得て。アヤ。ウスハタ。カトリノキノノタクヒ。と訓てあるへきか。なほよく考へし。○八十艘船は。通證に。加波買未詳。説文舟之數曰艘。とあり。平家物語に船底をカハラと云り。夜會布禰と訓へし。さて八十船之調とは。仁德紀にも。十七年云々。於是新羅人懼之。乃貢獻調絹一千四百六十疋。及種々雜物並八十一艘。とあり。さるを記尤恭に。新良國主貢御調八十一艘とあり。記傳云。紀に依らば此に八十一艘とある一字は衍か。又は實は八十一艘なりけむを。紀には何れも一字を略きて記されたるか。と云へり。○于日本國四字。古本に無に據て。集解に刪られたるはさる事なれども。今もその本に従へり。○高麗。記傳云。高麗は皇國にては古麻と云。其名義未考得ず。武邦云。和名抄武藏國郡名高麗古末とあり。コマはもと彼地の方言を傳たるなるへし。又字も狛とも書ことは。彼隣國に濊狛と云國あり。又後漢書に。句驪一名狛耳と云ひ。又其別種に小水狛と名ぐる者もあり。されは狛と云は。其あたりの凡ての舊名にやありけむ。と云り。輿地志曰。靺鞨國都在今江原道春川府北十三里昭陽江北。とあり。釋紀にも。後漢書東夷傳曰。高句驪在遼東之千里。南與朝鮮濊狛。東與沃沮。北與夫餘。接地。方二千里。多爲夫餘別種。とあり。此國の始祖は魏書に。高句驪者出於夫餘。自言先祖朱蒙。朱蒙母河伯女。爲夫餘王

閉^ヤ於室中。爲^レ日所照。引自避^レ之。日影又逐。既而有^レ孕。生^二一卵。大如^三五升。夫餘王棄^レ之與^レ犬。犬不^レ食。棄^レ之與^レ豕。豕又不^レ食云々。遂還^二其母。其母以^レ物裹^レ之。置^二於暖處。有^一一男。破^レ殼而出。及^二其長也。字^レ之曰^二朱蒙。其俗言^三朱蒙者善射也云々。夫餘之臣又謀^レ殺^レ之。朱蒙母陰知告^二朱蒙云々。朱蒙乃與^二烏引烏達等二人。棄^レ夫餘。東南走。中道遇^二一大水。欲^レ濟無^レ梁。夫餘人追^レ之甚急。朱蒙告^レ水曰。我是日子。河伯外孫。今日逃走。追兵垂^レ及。如何得^レ濟。於是魚鼈並浮。爲^レ之成^レ橋。朱蒙得^レ渡云々。遂至^二普通水云々。至^二紇升骨城。遂居焉。號曰^二高句麗云々。北史にも如此記せり。近き頃朝鮮國にて掘出たる。我允恭天皇三年と云ふに。彼高麗國にて建たりと云。東夫餘永樂王碑銘に。惟昔始祖鄒牟王之創^レ基也。出^レ自^二北夫餘。天帝之子。母河伯女郎。剖^レ卵降出生^レ子云々。以下文。鄒牟王は。姓氏錄長背連。また高井道條にも出て。鄒牟王一名朱蒙とあり。さて史を合するに。朱蒙の元年は。崇神天皇六十一年にて。漢の元帝建昭二年。新羅始祖赫居世か二十一年にあたり。○百濟は。記傳云。久陀羅と訓り。此名の古書に正しく見えたるは。和名抄に播津國郡名百濟久太良。續紀三十二に。蘇造久太良と云人名あり。此百濟の謂なるへし。名義末考得ず。此は久陀羅と云名のことなり。百濟と云名は。からふか北史に。初以^二百家。濟。因號^二百濟。と云り。○落合直澄云。韓史中。地名王名等は。惣て古代の韓語或は皇國語を以て記せるを。漢字を以て史を編纂するに至り。字義を取て附會せる事多し。譬へば百濟はクダラの略語なり。クダラ音通ず。百をクの音に用たるは。音の下を取れるなり。韓にては。漢字の音の下を取て。一音に用る事あり。諺文の字母に當てたる漢字に由て知へし。高句麗碑文に。百濟とも書けり。是韓語にして。字義には由らざるなり。繼體卷に扶余扶余は別に一國なりしを。百濟は扶余の別種とあれば。後に百濟の名に本邦に所謂假字なりと知るへし。と云り。もせしなるへし。又百濟王の姓は。多く餘と云るを。唐書には夫餘と云れば。此も此國名を取れるにこそ。とも見え。雄略卷に尉禮國とあるも是なり。キキヲフクニと訓るは甚妄なり。これもクダラノクニとこそ訓へけれ。東國通鑑に。慰禮は百濟の舊名なるよし云り。さて此國王の先祖は。續紀四十に。百濟遠祖都慕王者。河伯之女。感^二日精。而所^レ生。また夫百濟太祖都

慕大王者。日神降^レ靈。奄^二扶餘。而開^レ國。などあり。都慕王は姓氏錄にも處々に見えたり。かの朱蒙と云ると同人なりと云り。後漢書に。夫餘國云々。初北夷朱蒙離國王出行。其侍兒於後。姓身。王還欲^レ殺^レ之。侍兒曰。前見^二天上有^一氣。大明奔走。南至^二掩淪水。以^レ弓擊^レ水。魚鼈皆聚。浮水上。東明乘^レ之得^レ渡。因至^二夫餘。而王之焉。とあり。北史百濟傳に。右の後漢書に載たる事を記して。云々東明之後有^二仇台。萬^二於仁信。始立^二國於帶方故地。漢遼東太守公孫度以^レ女妻^レ之。遂爲^二東夷強國。初以^二百家。濟。因號^二百濟。と云へり。さて三國史記東國通鑑等の書によるに。東明王に子三人あり。長を類利。次を沸流。次を温祚と云ふ。此温祚を百濟の始祖とす。後漢書に仇台と云ると。もしくは同人なるへし。さて史を合するに。其温祚の元年は。垂仁天皇の十二年。漢成帝鴻喜三年にあたり。○降於日本國。於日本國四字古本に無しとて。集解に刪れり。○二國王云々。自來于營外云々。此事いと疑はし。さるは記には。是以新羅國者定^二御馬甘。百濟國者定^二波屯家。とありて。高麗國の事は始終見えす。また百濟國者云々とのみにて。其王の事もまた見えす。然るに此に二國王の自來^二于營外云々の事を。具に載たるに附て。記傳に云れけるは。此記にも。高麗百濟二國王云々の事をも記すへきに。高麗の事は凡て見えす。百濟も其王云々と云ことも無く。只ふと定^二波屯家。とのみあるは。卒^ニにして由なく聞え。又屯家と定玉ふも。書紀の趣は三國にわたりて聞ゆるを。繼體紀に。夫往吉大神。初以^二海表金銀之國。高麗百濟新羅任那等。授^二託胎中。豐田天皇云々。每^レ國初置^二官家。爲^二海表之蕃屏。また海表諸蕃。自^二胎中。天皇。置^二內官家云々。欽明登^レ。海表諸蕃移居之事。敏達登^レ。新羅城^二內官家云々。などある。皆百濟に局らす。官家と云り。萬葉十五に。新羅國に往^レ事。須賀呂伎能等保能朝廷等。可^レ真國爾。和多流我世波云々。ともあり。たゞに百濟に局りて云るなど。一わたりは如何なる如く聞ゆれとも。此は紀を熟考るに。此御卷四十六年の下に。遣^二斯摩宿彌于卓淳國云々。四十七年。百濟王使^二久氏。彌州流。莫古。令^二朝貢。時新羅國調使與^二久氏。

共詣云々。かゝれば百濟國の朝貢初しは。同御世ながら遙に後の事にして。新羅國を言向賜へる同時よりの事にはあらず。されは記に定_二渡屯家_一とあるも。後の事なるを。新羅を定_二御馬甘_一と云る因に。此段に一に運ては語傳たるなり。其王云々と云こと無きも此故そかし。又高麗國の朝貢しことは。百濟に准へて思ふに。應神卷に七年秋九月。高麗人百濟人任那人新羅人并來朝とある。是や初ならむ。假令此初には非ずとも。應神天皇の御世に至ての事なりけむ。されは此大后の御世の事に非るか故に。記には此に其國の事は云さるなるへし。若然らずは。彼四十六年の趣と。同御世の中にして。忽前後相違へるは如何や。かの四十六年の文は。其委曲にして。實に古記の趣と聞えたり。況や高麗國は。百濟國より千餘里北方なりと見えて。皇國の今の諸程百餘里距て。新羅へはまして遠ければ。此大后の新羅を征賜ふ事を傳へ聞て。さて人を遣て何はせて。其人の遣りて後。其王新羅の御營まで参らむには。速くとも六七十日を經へし。然るに大后は。十月三日に津島より御船開し玉ひて。十二月十四日には。既に筑紫に遣り坐て。御子生れ坐り坐れば。新羅國に。さてまた屯家と定賜へることを。百濟に止り坐しと聞は。いづくもあらしを。其間に彼王は。いかてか御營に得参らむ。さてまた屯家と定賜へることを。百濟に局りて云へる故は。三韓諸國の中にも。彼國は後まで殊に忠信に親く奉仕りしかは。屯家の國とも取分てそ云けむかし。と云れたる然る説なり。さらは二國王の事は。此より遙に後の事なるか。因にかく語傳へたるものとすへし。但し矢野玄道説に。皇后崩坐し。年の冬十一月。新羅百濟高麗。みな皇后の崩坐と聞て。朝貢てそしかと。此傳などに因るに。なほ此大御代よりや。朝貢そめけん。大御代を甲奉りける事。天書に見えたり。記傳に。高麗は應神天皇七年に。來朝しそ初ならむと説れを。二典に偶りの事の漏しならむ。と云れたるは。さるることなり。○欵を。本に欵に説れり。今永享本活字本中臣本に从る。○西蕃は。記傳に西のミヤツコクニと訓るよろし。御臣國の。本の訓西ノトナリは。記傳に云れたる如く非なり。○内官家。家を並河本薩摩本中臣本ともに倉と作り。本のまゝにてよろし。他巻にも内官家とあり。内とは。集解に按蓋不_二以外爲_一外。故稱_レ内。と云るは。あまり理めきたり。たゞ内は親しみ睦みなり。

玉ふ稱なるへし。記には百濟國者定_二渡屯家_一とあり。記傳云。渡屯家は。師のワタノミヤケと訓れたる宜し。海を渡りゆく彼方に在るを以て。渡とは云なり。凡て海を和多と云も渡る意なり。欵明卷に。海表彌移居。海北彌移居などあり。此海表海北などを。ワタノミヤケと訓へし。表字北字などは。意を以添たるものなり。屯家の事は既云へり。抑外國なる百濟をしも。如此定められたるは。皇國內なる屯家に准へ賜へるなり。雄略卷高麗王か言に。百濟國者。日本國之官家。所_二由來_一遠久。欵明卷に。百濟造_二丈六佛像_一。製_二顯文_一曰。天皇所用彌移居國。また百濟官家。孝德卷詔に以_二百濟國_一爲_二内官家_一。などあり。○三韓也。三韓は新羅高麗百濟なり。されと古代三韓と云るはしからず。通證に。考_二後漢東夷傳_一。百濟高麗外別收_二三韓_一。と云るか如し。されは三韓は此御世の稱にあらす。後の稱を以て書れたること。是所謂云々とあるにて明らかし。此事は次なる記傳の說にするし。さて古代三韓の說にも。互に不同ありて混らしきを。記傳の說を擧て辨ふへし。其說云。三韓の事。漢國の代々の史ともを合せて考るに。先つ後漢書に。韓有三種。一曰馬韓。二曰辰韓。三曰辨辰。とあり。辨辰をば辨辰韓とも辨韓とも云り。下韓と云も是なり。かくて馬韓は西方にあり。三韓の内には。辨辰韓合二十四辰韓は其東に在て十二國あり。辨韓は辰韓の南方にて。此も十二國あり。魏志には。辨辰韓合二十四國と云て。其擧たる國名は二十六あり。此は辰韓と辨韓とを合せて云るか。まきはし。武郡云。後漢書韓_一雜居。城郭衣服皆同。言語風俗自異。などありて。むかしより判ちかたかりしなるへし。凡て彼書に三韓の事を記せる。統理なくたゞしき多し。さて新羅國は。辨韓の中の一國にして。東方南方に海をうけて。皇國に最近き國なり。魏志に辨辰韓二十

六國を擧たる中に斯盧國と云あり。是なり。唐書にも新羅辨韓苗裔也と云り。然を北史に。新羅者其先本辰韓種也。と云るは誤なるへし。辰字によりて。辰韓と辨韓とを思ひまかへたる事。他書にも彼此あり。但し地は辨辰の内なれども。もと辰韓の種なりと云事か。とまれかくまれ辨韓の國なり。若辰韓とする時は。其南につゞきて辨韓あれば。東又南に海をうけたるに叶はず。又魏志に。馬韓の五十餘國の中にも。馴盧國と云あれど。其には非ず。さて百濟國は。後漢書に伯濟とある國なるへし。魏志に。馬韓五十餘國の内には伯濟國あり是なり。北史にも百濟は馬韓の屬なりと云り。新羅の西北方に在て。西方南方に海をうけ。北方にも小海あり。皇國へは新羅より參るよりも遠し。書紀の卷々に見えたるさまもまた然聞えたり。さて高麗國は。高句麗とも云て。古の朝鮮の北方にあり。三韓は皆其朝鮮より南方なれば。高麗は本は三韓の内國には非ず。故後漢志魏志などにも。三韓とは別に擧けたり。然るに高麗百濟新羅。あの一く其傍なる國々をも併せなとして。漸々に此三國を強く大にされるに依て。後には自ら此三國を三韓と云ことにはなれる也。漢國の南北朝のころよりの史ともにも。もはら此三國の傳あり。然れども神功皇后の御世の頃は。未此三國を並へて三韓と云る事はなかりしを。所謂三韓也と記されたるは。後の稱を及ぼしてなり。又今の朝鮮の東國通鑑と云書に。百濟を馬韓。新羅を辰韓。高麗を辨韓としたるは。百濟のみ然る事にて。餘は遠へり。新羅か辰韓に非ず辨辰なることは。上に辨へ云るか如し。又高麗は遙に北方なる物を。南の極の辨韓にしも當たるは。いかな

る妄説そや。高麗や、後に南の傍なる國々を併せて。強大になれりし世とても。其域をば辨韓には及はず。辨韓は新羅の有なるをや。凡てかの東國通鑑と云もの。取るに足らざるひかことのみ多し。と云れたるにて明らけし。なほ此他にも云れしことともあれと略けり。本書に付て見る。既く彼國の文獻備考にも辨したる説ありき。さて此征韓の事に就て。落合直澄曰。神功皇后の征韓の事跡。韓史に載せずとて。人の疑ふ所となれり。是は我が古史の年紀に。誤謬あるに心付かされはなり。今古史の年紀を訂正して。之を韓史に比較すれば。一年の差異もなく符合するなり。皇后の征韓の役は。祇摩尼師今の十一年にして。三國史記。夏四月大風東來。折木飛瓦。至レタ而止。都人説言。倭兵大來。爭遁山谷。王命伊殫聖宗等。諭止之。とあるに當れり。説言とあるは誤なり。皇后の新羅を征し玉ふは。天助を得て。戦はずして新羅王伏罪せしことは。記紀に詳なり。此時人民は倭の大軍を見て。山谷に遁逃せしならむ。然るに戦もなく事済となりし故に。人民に諭告して其遁逃を止めしめしなり。後世に至り。此諭告の理由を知らず。説言の字を攪入せり。其證は十二年春三月與倭國講和にて知へし。と云れたるは。然る言のやうにはあれど。年代を私に訂正して云る説は採かたし。考の一助には備ふへし。

皇后從新羅還之。十二月戊戌朔辛亥。生譽田天皇於筑紫。故時人號其產處曰宇瀨也。

皇后從新羅還。此時對馬島に着給ひ。其より肥前國松浦に泊玉ひけり。其ことの見えたるは。玄道云。皇后轉國の政事へ。津島に歸りつゝ玉へる

時。御軍に從ひませる鳥賊津由。此島の下縣郡佐須郷阿連村に。故ありて其子孫を留置て。龜卜又祭禮の法を遺し傳へませは。後分れて十家となれり。また木板八幡宮社に云。皇后和珥津に著玉ひ。其所に御矛を八本發しおかる。後に崇奉りて才大明神とす。また上縣郡三根郷佐賀村に著坐て。此に神旗を八流發し置玉ふ。これ木板社の神體なりとぞ。壹岐島壹岐郡勝本浦なる勝本社に。對馬より此に歸り著玉ひ。三轉に轉坐る事を。吾く悦ばせ玉ひし故に。勝本と名づく。後此に御社を建て。皇后を崇奉りてと云り。さて遂に松浦縣に御船を泊させ玉ひぬ。此は萬葉天平八年遣新羅使等か。同郡相島亭に泊られし時の歌。多真思比賣。御船はてけむ。松浦の海とあるにて知られたり。と云へり。○辛亥は十四日なり。○譽田天皇。記に品陀和氣命とあり。記傳云。品陀は地名にて。今河内國古市郡に譽田村あり。即此村に陵あり。さて此地名古書にはみえされとも。古き名なるべし。今世にはみ

こんだと呼へとも。其は後の訛なり。古は志紀郡に屬せり。御若かりしほど。其地に居住しなるへし。此天皇品陀眞若王の御女を娶たること見えたるも。此地に居住しに由あり。さて崩坐て。此地に葬奉りしも。初居住りし由縁にやありけん。抑此御名の事。御兒王の御名と云近きに就ては。地名に非しかの疑もあり。彼河内の譽田は。此天皇御陵あるに依て。後に貢たる名にて。元よりの名には非しかの疑もなきに非ず。雄略卷に。此御陵を譽田陵とあるは。譽田天皇の陵と云ことにて。地名の謂には非るへし。地名は蓬。葛丘とあればなり。其外譽田と云る地名。古書に見えたることなし。然れともかの品陀。と云り。玄道云。後に此地名の見えぬは。大化の新令に。神名天皇の御名眞若王の品陀は。決り地名と聞えたるは。決りかかねてなん。と云り。を貢る地名は。改め玉へりと聞ゆれば。さもあるへき理なり。

云。○生。世に生さかしき學者とも。昔より應神天皇御降誕の御事を。種々に論ふこと絶えず。中には打捨おかれぬ妖言とも見ゆめり。されと其説を見れば。よくも古典を讀ぬよりの論なれば。取にも足らぬ事をから。猶彼等の爲に一言を辨ふべし。仲哀紀八年己卯九月の神の御教言に。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。とある文は。さきに矢野玄道の説を出して。其處に註せしか。なほよく按に。其本文のまゝに心得て説かば。此時未だ皇后は胎み玉はぬ以前の御事なり。今より神の皇后に御子を授け玉はんとその託宣なり。されは有胎。とよみ。其子有獲。と。後を豫たる御言と見るべきこと。既に云り。同じ趣なれとも。記の御教言は。凡此國者坐。汝命御腹之御子所知國者とあるは。已に天皇崩御の後の御言なれば。仲哀紀に云るとは時異なり。坐。御腹と訓むべき事もとよりなり。但し此神の御言を。次の

一云には。九年二月の神託として。神謂天皇曰。汝王如此不信。必不得其國。唯今皇后懷妊之子。蓋有獲歟。是夜天皇忽病發以崩。とあり。かくては事もなく通えられたれと。仲哀紀の文のまゝに心得たりとも。右の説の如く見れば。更に疑を容るべきふしなし。さらは何時頃よりか胎み坐ると見奉らむに。其翌十月より十二月までには。必懷妊し玉ふべきなり。さるは其明年九月當開胎とたしかに見えられたれは。前年十二月には。已に懷妊し玉ひしこと明らかなり。八幡愚童訓に。明年二月の天皇の御言に。懷妊まして三月に成玉ふよし見えたり。其まては。未神の御上におのみ。豫め定めまして。皇后には未御身に知しめさぬ程の御事なり。さて右に見えたる如く。九月には御開胎に當らせ玉へとも。其月より十二月まで。御産の延期し玉へるは。是即當時皇后御祈の驗なり。此御祈の驗ありしことは。すへて神御上の事なり。何の疑かあらむ。是をしも疑はも。上代の歴史に記しある神の御事は。みな疑はずはあるへからず。當時靈櫃石の御故事も何も。みな徒事となりぬへし。さて其年の十二月十四日に産れ玉へるなれば。すへては十三箇月にて生れ玉へるなり。十二三箇月にて子を生む事。昔も今もめつらしからねと。一二をいはは。まつ聖德太子十二箇月にて生れたまひしこと。太子傳曆に見え。鎌足公傳に。大臣在孕而十有二月乃誕とあり。また夢應國師年譜に。母平氏願生男子云々。經三十三月一方誕。而母無所惱。ともあり。かゝる事は今も眼前に見る事なり。疑ふまじき事を疑ふも。尋常にある事とは云乍ら。かへすくも。生物知の學者ほど。愚かなるものはなし。はやく本居翁も。此御降誕の御事を辨へられて。これを疑はは。天下の人の父。みを疑はしと云へし。と云置れたり。確言と云つへし。○字瀾。記云。渡筑紫國。其御子者阿禮坐。故號其御子生地。謂二字

美一也。亦所纏其御裳之石者。在筑紫國之伊計村也。計。延佳斗に作るはさかしらなり。應神記には。生於筑紫之蚊田とあり。然る時は蚊田は宇瀨の古名なりけり。さて此地は貝原氏説に。宇瀨社在精屋郡宇瀨村。所祭之神一座。八幡大神相殿四座。乃大神之産土也とあり。記傳も此に。また記傳に。帝王編年記には。還筑紫誕生譽田皇子。其産處筑前國那珂郡宮崎濱也。と記し。或説に。宮崎は應神天皇の胞衣を宮に入れて。此地に埋みたる故に。宮崎と名く。其しるしの松。宮崎の宮の邊にありと云り。宮崎の松をよめる歌。拾遺集にあり。しるしの松とよめるも。新拾遺にあり。抑宮崎には種々の説ありて。さたかならず。されど此御子に由縁ある地にてはあるへし。式に筑前國那珂郡八幡大菩薩宮崎宮。名神。さて又筑前風土記の趣は。宇美も子譽原と同處にて。怡土郡と聞えたり。武郷云。此風土記の文は既に引り。なほよく國人に問いて考定むべきなり。と云り。されど重胤云。國人の考に。今も怡土郡深江より一里許陸方に。片山村片岸村の名あり。長野村に蚊田と云田字もあり。和名抄に謂ゆる大野長野の二郷は。古の蚊田の地にて。今長野村に宇美社と申すあり。是そ其宇瀨なるへき。借伊計村は今池田村と云て。志摩郡に屬する所にて。同所に産宮と申す有て。其神體は白石にて橢圓なる。其寸法風土記に載るか如し。故に萬葉には伊計村を脱し。怡土郡深江村とあり。記には深江村を脱されたるにて。其二方に別れおはし坐なり。と云へり。其産宮の神前に一木の梅あり。神功皇后安産の祈願に。韓地の梅を始て持歸りて。植させ玉ふと云傳へたりとそ。以上土人説と云れたる説によれば。怡土郡なるそ。宇瀨の地にはあるへ

玄道云。宇佐縁起に。十二月被定置之御産所。被造内裏。同十四日辛卯。被懸御手於彼槐枝之時。王子御誕生。此時自龍宮城。御初衣御福八枚等といひ。石清水縁起に。蚊田と申すに。鶴羽を以て産屋を造り。槐木を倒し卓て。取らせ玉ひて。皇子を産奉り。彼木は傾て生着て今に有り。愚管抄にも。皇后筑紫に還りて。宇瀨宮の槐に取すかりて。應神天皇をば生奉り玉ひける。愚管抄に。槐のこを。當時の木は三度まで生替りたる木なれども。一枝猶遺さまなる形なり。宇美槐とて。國母仙院を始奉り。御産平安の御祈の御衣木に。此の槐を用おらる。河津にて胞衣を洗はせ玉ふに。其血を飲し魚皆腹赤く成ける。今世まで替らす。など見え。記傳に。今も植付て。社内に大なる槐樹あり。とあり。また常陸風土記茨城郡下云。茨城國造初祖。天津多那許呂命。仕息長帶比賣天皇之朝。當至品太天皇之誕時。多那許呂命有子八人。中男筑波使主。茨城郡湯座連等之初祖也。とあり。此記も抄本にて。委まことば知られぬ。御産満のことに仕奉られし事も。韓國まで御從せられし事も。能く知られたり。姓氏錄によるに。建許呂命は。天津彦根命の十四世孫なり。序にいはむ。同風土記行方郡田里。息長足日賣皇后之時。此地人名古津比古。三度遣於韓國。重其功勞。賜田因名。とあり。又河野系圖に。彦狹島命の御子の。伊豫國に下り坐せるか末裔に三井といふ人あり。新羅退治に大將十人を遣されし中の一人なりと記せり。右等は。此御役の時にやあらん。また史官記。久安五年十二月下に。宮内卿源時後朝臣。與石清水權別當法印嚴清。相論筑前國宇美宮。三味堂長野庄。と見えたるもよしあり。拾玉集に。かけまくもかしこけれとも宇瀨の宮。我が頼む君にしるしあらばせ。夫木集に。正三位季經。諸人をばよくむ願あれはこそ。宇瀨の宮には跡を垂けぬ。西行。朝日さす香椎の杉に木船かけて。くもらす照らせ世を宇美の宮。武郷云。此歌にては。香椎の方を宇瀨の宮と爲たるなり。また志賀社説に云。筑前國志賀島に着玉ひ。船より上玉ふとて。朕懐かなふことを得たりと宣玉ひし所。かなふの濱と云ふ。諸臣を率て島に上り玉ふ時。遙に望見玉ひしよりは廣かりしかは。ひろしと宣ひし所を。廣の浦と云ふ。また宣く。朕婦女の身に。遠く韓國を征ち。功成れる事は。實に諸神の恩報なり。殊に波瀾穩にして。舟恙なかりしは。偏に海神の御力なりとて。武内宿禰に命せて。幣帛を奉りて。報賽したまふ時に。御馬皆嘶て悦へる聲あり。因てそこを號て勝馬浦と云ひ。勅して志賀島を勝山と名つけ玉へり。若宮八幡宮社説に。十二月四日。勝馬濱より早良郡姓濱に着せ玉ひ。御衣裳の濕たるを乾し玉ひしより。船濱と云。其夜鳥飼村に遷幸し。時。村長夕御饌を厭れるを。皇后悦玉ひ。諸臣に酒を賜ひて。此に宿らせ玉ふ後。此に御社を建て。若宮八幡宮と申すとそ。御船名島に着し時。御留守に在しける諸臣。海濱に出て。異國は征平け玉ふやと問けるに。船中の人。異賊をば皆打ぬと答へし所を。皆打限といふ。名島濱に皇后御船の櫓なりとて。帆柱に似たる石七あり。鐵繩を廻らしたる迹には。鐵色なほ發れり。かくて香椎宮に歸入らせ玉ひ。功あるを賞し。科あるは罪し玉ふ。此時の飯塚冨家甲塚と云ふもの。今濱男色に在り。並に貝原氏か説なり。と云り。

一云。足仲彦天皇居筑紫樞日宮。是有神託沙麼縣主祖。内避高國避

高。松屋種。以誨_テ天皇曰。御孫尊也。若欲得_レ寶國耶。將現授_レ之。便復曰。琴將來以進_ニ于皇后。則隨_ニ神言。而皇后撫_レ琴。於是神託_ニ皇后。以誨_テ之曰。今御孫尊所望_ニ之國。譬如鹿角。以無實國也。其今御孫尊所御之船。及穴戸直踐立所貢_ニ之水田。名大田爲_レ幣。能祭_レ我者。則如_ニ美女之。而金銀多_ニ之。眼炎國。以授_ニ御孫尊。時天皇對_レ神曰。其雖神何謗_レ語耶。何處將有_レ國。且朕所乘船。既奉_ニ於神。朕乘_ニ曷船。然未知_ニ誰神。願欲_レ知其名。時神稱_ニ其名曰。表筒雄。中筒雄。底筒雄。如是稱_ニ三神名。且重曰。吾名向_ニ置男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也。時天皇謂_ニ皇后曰。聞惡事之言坐婦人乎。何言_ニ速狹騰也。於是神謂_ニ天皇曰。汝王如_レ是不信。必不得_ニ其國。唯今皇后懷_ニ妊之子。蓋有_レ獲歟。是夜天皇忽_ニ病發以崩之。

一云。永享本には一書云と作り。○是有神云々。仲哀紀八年秋九月。詔_ニ群臣。以議_レ討_ニ熊襲。時有_レ神託_ニ皇后。而誨_レ曰。とある時の事を。九年二月の事と爲て傳たり。是夜天皇崩とあるにて知られたり。○沙摩縣主。沙摩は周防なり。縣主ものに見えず。○内避高。國避高。松屋種。集解に。原於_ニ内避高國。避_ニ爲_ニ句讀。據_ニ古本。改。按蓋縣主兄弟。若_ニ一族。三人名也云々。松屋種以_レ地爲_レ名者。檢_ニ類聚鈔。長門國厚狹郡松室萬都也。とあり。また薩摩本及住吉神代記に引る本文には。内避國避高松屋種とあり。上の高字なし。かくては一人の名の如し。○現は。宇都志と云に同じ。現在の意なり。又ツツイと。○如鹿角以無實國。本書に齊夫之空國とあるに同じ。無實本にウツケタルと訓めれども。本居翁の牟奈と訓るに従へし。鹿角は身無きものなれば。無_レ身國と云ふかたまさるへし。○大田。近藤清石云。長門雜記に。大田は住吉郷の内に在り。住吉神社のまします所を山田と云ふ。其所より南の方に當れりといへるが。今詳ならず。美禰郡大田村風土注進案に。日本書紀に。穴戸直踐立所献_ニ之水田名大田爲_レ幣とある大田。この地なるへし。今も豊浦郡一宮より散米を納めに來る。先づ本村を始めとするは。古昔神領たりし餘波なるへしと云へり。按に踐立か齋山田を氏とすれば。住吉神社のあたり踐立か本居の地なるへし。されは大田は雜記にいへるか如く。住吉神社に遠からぬ地とおもはる。美禰郡の大田は甚遠し。さりながら散米納のこ由縁あり。猶よく考ふべし。と云り。これは仲哀紀に云へ。○爲_レ幣。萬葉五に末比波世武。六に幣者將爲。古今集にまひなしに云々。みな幣の字の意なり。紀中幣をも貨賂

をも讀り。賄賂をまひなひと云も。幣を贈る意より轉れるにて。本義にはあらず。言義は詳ならず。強て思ふに廻と同義ならんか。廻とは神また貴人の御前に立廻り仕奉りて。あるは匍匐廻り。あるは拜みなどして。至誠に敬ひまつるより出たる名ならんとおもはるゝなり。なほ考へし。○向賈男聞襲大歷五御魂速狹騰尊。皇太神の荒御魂の御名なり。御紀に兼方案之。若大物主神之御自稱歟。と云るは更に證なし。向賈男は。本書に向津媛とある御名に同じく。向は皇大神の御本體の御許を疎らせ御在坐て。遙に對居給ふ義。此御名に依て。向むべき事知られたり。さて媛を男と云へるは異なるか如くなれど。御本體は姫神には坐々せども。荒魂の雄々しく坐ますより。其御形狀を以て御名乗坐るなるへし。重胤云。向賈男は向人男と云る事にて。此は女神に被らせ玉へとも。向來る益光男神にも。面勝せ玉ふよし也。記に汝者雖有手弱女。與伊半迦布神。面勝神。と有を取。聞襲大歷は未詳ならず。重胤説に。聞襲と云事にて。雄偉しき神といへとも。聞襲は遺伏て心得へし。と云れたるはいか。聞襲大歷は未詳ならず。す義にて。五御魂と云む序なるにて。先なるには。撞實木と其殿めしき御形狀を序に置て。殿之御魂と連けたるに同じ。と云れたれといか。また或説に。聞襲は葦の草。五御魂は。本書嚴之御書より誤れるか。葦大歷は。葦麻生と云義にて。葦の枕詞なりと云れど。これも叶へりともおもはれず。五御魂は。本書嚴之御魂に同じ。速狹騰は。本にハヤサノホリと訓れど。重胤かハヤサカリと訓るに従へし。本書に天疎とあると一にて。速は烈しき義。狹騰は疎にて。本つ御體に疎らせ玉ふ由の御名なり。なほ其意は次に云へし。○聞惡事之言坐。集解に坐字傍訓撥入として刪れり。信に衍字なるへし。さてかく天皇の詔ふ意を熟考るに。右の速疎の疎は。記傳六に。古書に多く放又離字などを訓り。今言にも遠者加留と云。即其意なり。さかるとさくるとは。自然なること。物を然爲るとの差別あり。と見えたる如く。去離るゝ意あり。また疎き意あり。故式の祝詞に疎物とも作り。また疎くなるを荒ふとも云り。萬葉に荒ふる妹などよめり。されは佐加留と云へは。疎ひ荒ひ遠さかる意あり。

御名告の上にては。たゞ荒魂に坐々せは。皇大神の本御體を。遠さからせ坐々由のみなるを。今天皇の大御心に。聞負坐る方にては。疎き意あり。荒ふる意ありて。速く烈しき方に取成し給か故に。聞惡き事とは詔へるなりけり。記傳には。速狹騰をハヤサアカリとよみて。速狹騰尊とは。天照大神にて。伊邪那岐大神。天御住ると云事を忌みてなり。貴人の死坐を。あかり坐と云故と云れたる。速狹騰尊を大神なりとして説れたるは。甚しき非事なれば信られず。○是夜天皇忽病發以崩之。とあるは記の傳に同じかるへし。

然後皇后隨神教而祭。則皇后男束裝。征新羅。時神導之。由是隨船浪之。遠及于新羅國中。於是新羅王宇流助富利知干。參迎跪之。取王船。即叩頭曰。臣自今以後。於日本國所居神御子爲内官家。無絶朝貢。一云。禽獲新羅王。詣于海邊。拔王臙肋。令匍匐石上。俄而斬之埋沙中。則留一人。爲新羅宰。而還之。然後新羅王妻。不知埋夫屍之地。獨有誘宰之情。乃詭宰曰。汝當令識埋王屍之處。必篤報之。且吾爲汝妻。於是宰信誘言。密告埋屍之處。則王妻與國

人共議之殺宰。更出王屍。葬於他處。時取宰屍。埋于王墓土底。以
舉王櫬。窆其上。曰。尊卑次第固當如此。於是天皇聞之。重發震
忿。大起軍衆。欲頓滅新羅。是以軍船滿海而詣之。是時新羅國人
悉懼。不知所如。則相集共議之。殺王妻以謝罪。

神導之。神下或本爲字あり。然るへし。並河本中臣本薩摩本には晋字あるは。爲の字の謬りしなるへ
し。○字流助富利智干。干を子に作るは誤なり智干下或校本に岐字あり。通説には盛干岐之路とあり干岐は。上にも云る如く族名
にて。王にも云へり。さて此王名は。彼籍ともに考なし。もしくは王族の人なるへし。○一云。永享
本には一書云とあり。○禽獲。薩摩本に捉とあり。○臙助。倭名抄形體部。膝削。宿曜經云。膝削師說
比佐乃加波良。野王案。臙字亦作臙。阿波太古。俗云阿波太。今案臙與膝削一名異實同。膝骨也。とあり。
箋注云。按比佐乃加波良。與臙訓加之良乃加波良同。今俗呼比佐乃佐良。又比佐加之良。醫心方臙訓
比佐。又訓安波太古。又臙臙訓加波良。神功紀臙助訓安八多古。新撰字鏡臙訓比佐可美乃阿波太。と
あり。字鏡集にも。臙臙同アハタコ。亦ヒサノホネ。ヒサノアヒイ作タ。と云り。○留一人爲新羅宰。姓
氏錄右京皇別。眞野臣。天足彦國押人命二世孫。彦。蒼命之後也。男大口納命。百樹云納網之誤男難波宿禰。男大

矢田宿禰。後從氣長足姫尊。證神功征伐新羅。凱旋之日。便留爲鎮守將軍。于時娶彼國王猶楊之女。生
二男云々。兄佐久命。次武義命云々。などあり。此の宰は大矢田宿禰のことなるへし。宰は本にミコト
モチと訓る。釋紀私記曰。師說合持天皇御言之人也。故稱美古止毛知。とあるか如く。天皇の天命を
承はり持て往て。其國の政を執行ふよしの名なり。さて宰の始は詳ならず。上代より有しものなるへ
し。應神紀に海人之宰。姓氏錄仁德帝御世に。皇子湯沐宰などもあり。國司と云も是なり。仁德紀に遠
江國司。雄畧紀に任那國司などあり。これみな後世の國守とは異なりみな臨時其人を撰みて定めたる宰官なり。○且吾
爲汝妻。右に引る姓氏錄に。于時娶國王猶楊之女。生二男。とあるは。此王妻ならむかともおもはる
れど。此大矢田宿禰。彼國にて殺されたる事も聞えねは。此はなほ別事なるへし。○窆は。説文に葬
下棺也とあり。訓は下し居なり。○震忿。集解に。忿字怒に改めたり。されど本のまゝにてもありぬ
へし。○殺王妻以謝罪。この事東國通鑑。新羅沾解王三年に云へることあり。東國通鑑曰。魏嘉平元年。
新羅沾解王三年夏四月。倭寇新羅。殺于老。初倭使葛耶古。聘新羅。王使于老擯之。于老戲言曰。早
晚以汝王爲鹽奴。王妃爲農婢。倭王聞之。遣將軍于道朱君來侵。王出居于柚林。于老曰。今日之寇
由臣言致之。臣請當之。遂抵倭軍。曰。前日之言戲之耳。豈意興師至此耶。倭人執之。積薪燒殺之。
乃去。後倭使來聘。于老之妻請於王。私讐之。及其醉。使人執而焚之。倭怒來攻金城。不克引去。とあ
るは。此時の事とはきこゆれども。かくては神功皇后五十年のこととなれり。されどこれは後にあり

しことぞ。こゝに引上て語傳へしものごとくも。さのみ妨あらず。これも記の紀年に據てみれば。符はすとも云かたし。なほこれのみならず。かゝる事往々あり。下にも次々云へし。

於是從軍神。表筒男。中筒男。底筒男。三神誨皇后曰。我荒魂令祭於穴門山田邑也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰。啓于皇后曰。神欲居之地。必宜奉定。則以踐立爲祭荒魂之主。仍祠立於穴門山田邑。

我荒魂令祭於穴門山田邑云々。此荒魂と申は。上に荒魂爲先鋒而導師船とも。搦荒魂爲軍先鋒とも見わたる御事なり。重胤云。此大神をは。次に出たる踐立。田裳見宿禰二人。共に供奉れるか。其大御船に搦奉り請奉らし荒魂神に。各相分りて。其船中にて仕奉れりし狀に所見たり。偕かく新羅より還渡らせたまひし即。皇后の御許を離れて。急に山田邑に鎮坐むと定玉へるは。荒魂は外に出て活機く方の御魂に坐故に。其御軍を誘もひて。敵國に渡らせ玉ふ時などこそあらめ。事治れる後は。和魂の方を以。守らせ玉ふへき筈の事なる故に。然る御誨は有ける者なるへし。其は明年二月難波を指て上らせ玉ふ時に。御船の能進まさりしかは。務古水門に還坐て占へさせ玉へるに。於是天照太神

誨之曰。我之荒魂不可近皇后。當居御心廣田國。と託玉ひて。其御許を放り玉へると。同じ御事なるを曉るへき物なり。と云れたり。○津守連は。姓氏錄和泉國津守連。火明命。男。香山命之後也。攝津國津守宿禰。尾張宿禰同祖。火明命八世孫大御日足尼之後也。津守。火明命之後也。天武紀十三年十二月津守連賜姓曰宿禰とあり。氏は。皇極紀津守連大海。齊明紀大山下津守連吉祥あり。續紀萬葉に津守連通あり。さて舊事紀に。津守連等齋祠住吉三前神とありて。記傳云。記に墨江之津と云。神功紀に。表筒男。中筒男。底筒男。三神。誨之曰。吾和魂宜居大津。淳中倉云々。とあれは。住吉は本より津にて。津守は此津を守し由なるへし。西生郡に津守郷あるは。其人の住し里ならむ。萬葉十一に住吉乃津守綱引之云々。さて此氏の此神を以伊都久由は。神功卷に。荒魂を穴門に祠玉ふ時に。穴門直踐立を其神主と爲玉ふ由見えたれば。其後に和魂を津國に祠玉ふ時に。かの津守連田裳見をは。その神主と爲玉ひしなるへし。さて其人にもあれ。子孫にもあれ。兼て津を守りしよりそ。津守連とは負けむと云れたるか如し。さて上に引たる氏人の津守連吉祥も。此社の神主にて。それは住吉社神代記の跋文に。以前神代記。己未年秋七月朔丙子注進。大山下右大辨津守連吉祥。以大寶二年壬寅八月二十七日壬辰。定給引勘云々。と云文見えたり。さて其文に引つゝきて。以前御大神顯坐神代記引勘云々。本縁起等。依宣旨具勘注。所言上一如件。謹以解。天平三年七月五日。神主從八位下津守宿禰島麻呂。遣唐使神主正六位上津守宿禰客人。件神代記肆通云々。妄不可傳見。努力如前起請了。爲後人驗請

判。津守宿禰屋主。郡判依_レ請。住吉郡の判なり。擬大領外正六位下勳十二等津守宿禰知麻呂。擬主帳土師豐繼。少領外從八位上津守宿禰淨山。職判依_二郡判_一云々。攝津縣の判也。延曆八年八月二十七日とあり。これは此氏人のこと。又此神代記の事などしらぬ人の爲にかく其に載じつ。なほ此氏人は。世々にも聞えて。續古今集津守國平。わか君を松の千年に祝ふかな。世々に津守の神のみやつこ。此人も此神社の神主なり。○田裳見宿禰。名義は次に云。此人は右の神代記に。船木等本記と云文の中に。津守遠祖折羽足尼子手搓足尼命とあれと。折羽足尼と云人。誰の子なりやは詳ならず。世々此住吉地に居しものなることは下に見えたり。手搓も田裳見も同じ。其由は。同社神代記に神功皇后の御事を。事竟還日産_二於茲土_一。宣賜事在_レ驗。一云。田裳見足尼取_レ石。搓_二御裳_一。挿_二御裳_一。祈白彦吾_レ廣國美土賜。爰脱_レ石落_レ因。耶波多佐波奈良波佐志止白。強_レ挾_レ挿_レ支。仍_レ八幡止皇子白隨祈賜止譽田天皇止號曰。故改_レ名手搓宿禰止詔賜。其石今在_二于伊都縣道側_一云々。此文古文のまじに記したるものならぬと。いと讀かたし。よく考へし。とあるにて田裳見の名義知られたり。さるは皇后の御開胎の時に當りて。此宿禰大神の御託宣_{あり}て。其開胎の期を。延奉らむ御祈言を白して。石を取て。皇后の御裳を搓て。御裳腰に挿み奉れるに依て。手搓宿禰と名を改めしとある。まづ搓_二御裳_一とは。いかなる由を考るに。御裳の襦を搓み舉たるものと通えたり。さて搓字を充たるは。新撰字鏡に搓與留。又太毛牟。類聚名義抄にも。搓モム。ヨル。イトヨル。ナフなど見えたり。萬葉四に。吾以在三相二搓流絲用。また玉緒乎沫緒二搓而結有者。とあるもこれなり。字典などには。絲を料る義は見えぬと。古き字書には。必其義ありしものと通えたり。石を御腰に挿まむには。御裳

を擧すはあるへからず。さて此は神の御告にて。かく奉りしなりけり。もしさもあらさらむには。皇后の御體に。かふる事此人などの仕奉るべきにあらず。さて其御託によりて仕奉りしより。手搓宿禰とは名を改めしとあるか。此より先の名田裳見ならむには。改めしとは云かたし。思ふに此より以前の名は。傳はらさりしなるへし。然るに重胤は。大同類聚方に。田面久須利。攝津國田面浦津守通主とある。此を神代方には。津守通と見え。又類聚方に。生守里藥。攝津國田面浦津守連等云々とあれば。右の田裳見宿禰は。田裳浦の地名を以負る名なり。此地物に見當らすと雖。住吉の近邊にてはあるべきなり。右の津守連通主は。萬葉に所見たる。津守連通とある人に非しか。もし同人ならむには。其田裳浦は。正しく住吉の内に在る小姓なる事決しと云り。大同類聚方は疑はしき書なれど。神代方にも出たれば。田裳と云地名はありしなるへし。さるに。なほ今の住吉社地は。此人の舍處なること。此時奉りても其もとは。手搓宿禰の名より出たる地名と見るに妨なし。なほ今の住吉社地は。此人の舍處なること。此時奉りしといふも。此神代記に見えたり。下の鎮坐の下に其文を引て云へし。また右の神代記に。神功皇后の御世頃に。守宿禰遠祖也。船司任職と云ことも見えたりと。この田裳見宿禰とは筋ことなる人か。また同族か詳に知かたし。○爲祭荒魂之主。主上永享本に神字あり。本の傍にも此二字あるにや。さて穴門直祖踐立と云人は。國造本紀を考るに。景行天皇の時。空門國造と定玉へる。速都鳥命の子孫と聞えたるを。此事は仲哀紀に既に云り。こゝに近藤清石云。穴門直踐立は。豐浦郡豐東上村の大字浦。乃村鎮座。國幣中社住吉神社の舊大宮司。山田盛實の遠祖にて。系圖に。明立天御影命の裔。速都鳥命の子とす。同上の大字秋根村。村社香宮神社(住吉神社の攝社)の祭神踐立にて。神功皇后四十九年八月創建と云。と云り。されど系圖に。穴門直草壁連。連經とあるを。豐浦郡住吉神社舊大宮司山田氏系圖。熊都禰に作り。穴門の直踐立十一世に系れり。此系圖に據れば。穴門直草壁連。同氏なること明かなり。さうば重胤説あたれり。(狹穂彦命の後なり)さうば山田氏の天御影命の裔と云るは誤りなるへし。なほ考へし。今神主と爲させ玉へるは。所謂上古は祭政一致也ければ。國造にて神祭を兼掌らしめ給へるなるへし。○祠立於穴門山田邑。今まては御船上に令_レ坐奉_レしを。祠を立て其處に鎮坐しめ玉ふなり。此御社は。帳に長門國豐浦郡住吉坐荒魂神社三坐。井名。神大。永萬記に一宮とありて。一宮記に。底筒男中筒男表筒男也。三代實錄貞觀元年正月。奉_レ授_二長門國從五位下

住吉荒魂神從五位上。とあるより。仁和二年十一月。授長門國從四位上住吉荒魂神正四位下。と繼々に見えたり。編年集成に豊浦住吉とあり。好古云。山田村府中西二十八町許。今云一宮村に在て。後世神后。八幡大神。高良明神。諏訪明神を。相殿に祭りて五坐とす。毎年十二月晦の夜。此社の神人と。豊前國早鞆明神の神人と。早鞆の沖に出て。稚海藻菊といふ神事を行ふて。元日の朝御饌に仕奉れり。昔者朝廷へもこれを献りしと云り。重胤云。臨時祭式。凡住吉社云々。豊浦郡封戸儀夫者。便充御祭社とある。住吉社は攝津申すは。和名抄に。靈日本紀云美太萬一云美加介と有て。名義抄に出たるも。美加介と云訓有り。然れば御祭社と申は。御祭社と申義にて。是即住吉本宮を本と爲たる稱にて。荒御魂神社を申奉れる事。決さるものなりと云り。

爰伐新羅之明年春二月。皇后領群卿及百寮。移于穴門豊浦宮。即收天皇之喪。從海路以向京。時麁坂王。忍熊王。聞天皇崩。亦皇后西征。并皇子新生。而密謀之曰。今皇后有子。群臣皆從焉。必共議之立幼主。吾等何以兄從弟乎。乃詳爲天皇作陵。詣播磨興山陵於赤石。仍編船緝于淡路島。運其島石而造之。則每人令取兵而待皇后。

伐新羅之明年は。即皇后の元年なる事下に見ゆ。さるは去年の十二月。譽田天皇を筑紫蚊田に生給ひ

て。其處に暫く留りたまひ。正月を。今長門國の方へ幸行るなり。其御路女は。好古云。穂浪郡大分村に八幡宮あり。子を率奉りて。大口嶺を越て。穂浪郡に出玉ふ。時に皇子に御乳を授け玉ひし地を。乳呑坂と號く。さて其麓に出玉ふに。山中ながら廣く平なりしかば。眺望て。かゝる山中にめつらしき大野ありと宣ひし所を。大野と云。かく山路に勞き坐て。小高き石上に坐て息はせ玉ひ。四方を眺め玉ふ。其石を御腰石とて今に有り。大分村に到まして。其行宮に留坐る故に。後人こゝを宮の裏といふ。此處にて筑紫の政を定玉ひ。陪從の軍兵を國郷へ歸し。縣主村主を所々に分遣さる。故に此地を大分と名て。神龜三年神託に用て。大分村に八幡宮を建て奉らる。宇佐託宣集にも。宇佐宮よりも穂浪大分宮は我本宮なりと詔へり。上にあげたる豊前國なる鏡山の故事は。此時の事ならむもえしらすと。矢野玄道云り。○收天皇之喪は。前に無火殯斂を爲玉ひて。假に葬り玉ひし其屍を收めて。京に持上り玉ふなり。○從海路向京。記云。於是息長帶日賣命。於倭還上之時。因疑人心。一具喪船。御子載其喪船。先令言漏之御子既崩。如此上幸之時云々。とありて此紀と異なり。此紀の趣は。下に命武内宿禰。懷皇子。横出南海云々。皇后之船直指難波。とあるを。記の趣は。皇后も皇子も共に海路を直に上幸すなり。さて記に喪船を備へ給ふに就て。玄道説に。此は謂ゆる奇兵にて。實は御子命をは。喪船には載奉らすて。下に擧たる如く。密に紀伊國に幸まされしめ奉り玉ひ。尙喪船は太后の御船と同く。難波を射て度されしめ玉へるなるへし。そはこゝに言漏されしめ玉ふといひ。下に空船を攻玉はむとすと有に。心を付て辨ふへし。また喪船の事は。記紀氷炭相反せる傳の如くなれど。記は喪船の事を傳へて。密に紀伊國へ幸せる事を漏し。紀には紀伊國へ幸ませる事のみを傳へて。奇兵とし玉へる喪船の事を漏せるにて。何れも正しき傳なり。と云れたる。然る説とさきこえたり。○詳。字典に音陽詐也。通作伴。史記殷本紀。箕子詳狂爲奴。とあり。考本には伴に作れり。○興山陵於赤石。倭名抄播磨國明石郡安加志。集解に。陵在山田村。陵上有千壺。俗曰

千壹陵。ごあり。この千壹陵は、已れも先年行て見たることあり。陵は須磨と明石との間の道はたを、五六町も入る丘山なり。何はかり高くはあらねど、廻りに畑など器々のこれり。この山に、みかの大きき一尺ばかりなるか、いと多くほり居てありすへて頂も山のめぐりも、大かた同じさまに居たり。今はかけそかねて、僅け散れるか、なほ其まゝなるもあり。其間に小き石をしき並へたるものと見えて、大三四寸ばかりなるが、こまかしこに、散けあり。此は此國にある石にはあらで、みな淡路島のなりと土人云り。これまことに、此時造れる御陵と云へといかちあり。 ○每人令取兵。後紀八に。清麻呂之先。出自垂仁天皇。皇子鐸石別命スチリシケノミらん。かにかくに古き處にてはあるなりけり。

三世孫弟彥王。從神功皇后。征新羅。凱旋明年。忍熊別皇子有逆謀。皇后遣弟彥王於針間吉備堺。山一誅之。以從軍功。封藤原縣。因家焉。また姓氏錄右京皇別和氣朝臣。垂仁天皇々子鐸石別命之後也。神功皇后征伐新羅。凱旋歸。明年車駕還都。于時忍熊別皇子等。竊構逆謀。於明石堺。備兵待之。皇后監識。遣弟彥王於針間吉備堺。造關防之。所謂和氣關是也云々。弟彥王の事は。應神紀に見えたり。ごあるは此時の事なり。

さて玄道云。或人此條に因て。上古は農兵一なりしを知るへしと云りき。ごあり。

於是犬上君祖倉見別。與吉師祖五十狹茅宿禰。共隸于甞坂王。因以為將軍。令興東國兵。時甞坂王忍熊王。共出菟餓野。而祈狩之。曰。祈狩。此云。子氣比餓利。若有成事。必獲良獸也。二王各居假殿。赤猪忽出之。登假殿。咋甞坂王。而殺焉。軍士悉慄也。忍熊王謂倉見別曰。是事大。惟也。於此不可。

待敵。則引軍更返屯於住吉。時皇后聞忍熊王起師以待之。命武内宿禰。懷皇子。橫出南海。泊于紀伊水門。皇后之船直指難波。于時皇后之船迴於海中。以不能進。更還務古水門而卜之。

犬上君。景行紀に出。○倉見別。此人の事考なし。○吉師。記には難波吉師部之祖ごあり。記傳云。此難波は吉師部の郷里を云るなり。姓には非す。故書紀には難波ごはあらで。たゞ吉師ごあり。書紀の巻々々。難波吉士と云姓の人多く見えたるは別なり。思ひ混ふへからす。○武郷云。難波吉士とあるは。みな此の同姓なるへし。記傳に別なりと云れたれど。記に難波吉師之祖とあるは。なほ別なりとは通えず。吉師部は姓なり。姓氏錄攝津國皇別に。吉志難波忌寸同祖大彥命之後也。難波忌寸。大彥命之後也。ごあり。此なるへし。阿倍氏の支別なるへし。さて吉師部ご負へるごは。本地名より出たるか。今も島下郡に吉志部村あり。是此氏の郷里なるへし。かくて此地名は。もと吉師の住けるより負るか。吉師と云者の事は。阿知吉師の下に委く云へり。○武郷云。攝津志に有馬郡貴志村あり。はた吉志舞より出たるか。續紀十一に。攝津職奏吉師部樂ごある是なり。阿倍氏の人。昔新羅國より。大嘗會の日に歸參。されは此本末地名より出たるか。舞より出たるか。決めたかたし。さて又書紀繼體卷に。吉士老ごあるを始めて。卷々に吉士某と云名の人多く見えたるは。皆韓國の吉士に因れる稱にして。此氏人には非す。是又思ひ混ふへからす。ごあり。さて大日本史なる氏族志に引る外記日記。及類聚符宣鈔に。考へし。この事なほ下文多。○五十狹茅宿禰。記には伊佐比宿禰ごあり。記傳云。歌にも伊佐智須區禰ごあれ

は。比字は地の誤か。名の例も彼此あり。然れども此記には。次にも比字を書れば決め難し。さて此人は。右に引る姓氏録に依るに。大彦命の子孫なるへし。とあり。さて記には。此時忍熊王以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍。とありて。倉見別事は見えす。○令與東國兵。此東國は。後に云る吾嬬の地にはあらて。近江より以東の國と云義なるへし。○菟餓野。記に斗賀野とあり。仁德紀三十八年秋七月。天皇與皇后居高臺而避暑。時每夜自菟餓野有聞鹿鳴。其聲寥亮而悲之。攝津國風土記に。雄伴郡有夢野。父老相傳云。昔者刀我野有牡鹿云々。故名此野曰夢野。などある野なり。記傳云。雄伴郡と云るは何郡ならむ詳ならず。と云れつれど。これを西成郡なりと云る説もは。すへて信下。天神橋在天滿橋西云々。一名渡邊橋。又名大江橋。在大江岸。故名。中古橋梁斷絕。以在府北。曰國府濟。又名堀江濟。文德實錄曰。攝津國奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁斷絕。人馬不通。請准堀江。置二艘船。以通濟渡。許之。是也。此地初名菟餓野。後呼濟南。北曰渡邊村云々。とあり。また同書菟餓野の下にも云る事あり。維波。信友云。雄伴郡夢野。天平十九年の法隆寺古圖にもしか見えたり。されどこれはたゞくさる地名のありしなるへし。雄伴郡夢野。天平十九年の法隆寺流記に。攝津國雄伴郡宇治郷。宇奈五岳臺地。東限。彌奈刀川。南限。加須加多池。とあり。和名抄八田部郡。田は野字なり。宇治郷あり。吉記に車駕發福原至宇治。これを盛衰記二十三。新院殿島よ。十一日夢野といふところに。新しき御所をつくりて云々。法皇御こしに召て御幸あり。とあり。福原新都より云々の御事ありしなり。さて今八部郡に宇治村ありと。畿内志にいへれば。雄伴郡は後に八部郡となりしなるへし。夢野も宇治の邊なりしこと。上に引きたる書どもに證し知るへし。といはれ。また攝津志。矢田部郡夢野村。相傳夢野舊名刀我野云々。又豆介野。山家集曰。夜殘寐覺聞哀成。夢野

鹿。此哉鳴等六。夫木集曰。爲相也。忌詫良牟鳥羽玉。夢野鹿。諸聲爾鳴。左近中將公衡卿。湊河憂寐床。今宵社。秋告野鹿。鳴奈禮。とあり。豆介野と呼しは。菟をつと讀ひかめたる。中ころよりの誤りなるへし。類聚解に。兵庫北鵜越よりも少し北の野なりとあり。右らの説にて明らけし。○祈狩は。皇后の先に若有成事者河魚飲釣と詔ひて。年魚を釣せしと同心はへにて。上代に此類のことなほ多しと。記傳に云れたるか如し。國部東平云。予氣比我利といふは。神祇に誓して。此度の思立。天神地祇の御幸にて。討勝せ給ふと。ならば。獲獸あらむ。もし思食す如くならずは。利あらしの意なり。近昔より血祭と云事の聞ゆるも。祈狩のなこりなるへしと云り。○二王各居假殿。記には爾香坂王騰坐歷木而云々とあり。歷木に造り懸けたる假殿にやありけん。さて記によれば。忍熊王は異處にや坐しけん。また假殿は歷木とは別なりしにもやありけむ。知かたし。○赤猪云々。赤猪は野猪なり。東平云。赤猪とは毛色の火の如く赤きにて。所謂神獸なり。此時御許の人々ありて。防禦つらめと。怒猪怪しく猛くて。えも防あへず。たゞ戰慄さわきて。せんすべなかりけむと云り。記には大怒猪出。堀其歷木。即昨食其香坂王。とあり。攝津名所圖繪。能勢郡木代村所傳云。云を引て曰。むかし神功皇后御凱旋の時。皇太子を供奉し玉ふ。こゝに香坂王といふ無道の人あり。國家を奪はむとて。軍勢を催し。皇后を亡さんとて。所々に挑み戦ひ。此山中に追馳奉り。既に殺し奉らんとする處に。猪多く出て。香坂王に飛かざる。王詮方なくて。大木の梢に上る。猪是を見て。其木根を穿堀て打倒し。終に香坂王を喰殺しける云々。此猪の緣故を以。古來此村より毎年十月亥子餅を調賣するを例とし。康安二年五月三日。應永三十二年八月十一日の口宣を傳へたりと云。かゝれば菟餓野は難波に接近の地にあらずしるへし。○於此不可待敵云々。記には其弟忍熊王。不畏其態。與軍待向之時。赴喪船。將攻空船。爾自其喪船下軍相戰。とあれど。此紀には此時に戦ひしことは見えす。○住吉。今の住吉郡なり。此事は次に云。通證に或曰。兎原郡住吉疑是とあるは非なり。○時皇后云々。忍熊王は退きて。津國に屯して待玉

ふ時に。皇后は播磨國まで進み幸ませりけむ。皇后播磨國に還幸ませること。風土記印南郡大國里なる伊保山下に。帶中日子命乎坐於神宮。而息長帶日女命率石作連大來而求讚岐國羽若石也。同國阿野郡羽床郡波以可。自彼處一度賜未定御廬之時。大來見顯。曰云々。また楫保郡萩原里。右所三名萩原者。息長帶日賣命。韓國還上之時。御船宿於此村。一夜之間生萩。根高一丈許。仍名萩原。なごあり。此御時の事なるへし。○命武内宿禰懷皇子横出南海云々。玄道云。此時上に云る如く。彼喪船と陽り言るは。津國に向ましけむ。御子命を木國へ幸させ奉られし事は。岡部東平云く。此は御心かよりなく。住吉にて戦ひ給はむ時。紀伊に廻ることも襲討むの策なりといへり。さもあるへし。と云へり。○泊于紀伊水門。玄道云。紀伊水門は。神武紀なる男水門とある地にや。紀伊名所圖繪の海部郡衣奈八幡宮の下に。古老傳云。應神天皇の御船。當郡大引浦に著し。夫より上陸したまひて。此地に行宮を建て。暫く坐しければ。土人尊ひて其趾に神宮を造り。後世八幡宮と尊崇奉ることあり。又同氏云。中古緣起に。むかし大三木浦に。若守といふものあり。天皇を迎奉り。丹き盤に和布を盛りて。雙願奉る。天皇若守に登美の姓を賜ひて。子孫世々この地の下司職を許し玉ふと云事見ゆ。とあり。○直指難波は。攝津國河邊郡尼崎近邊に。難波村東西に分れたり。○還務古水門而卜之。水戸本薩摩本。務古を武庫とあり。和名抄に攝津國武庫郡武庫郷とあり。攝津志に。武庫郡東至河邊郡界。西至菟原郡界。南至海濱。北至有馬郡界。武庫郷今日武庫莊とあり。名義は住吉神代記に。神封河邊郡爲奈山四至。限西御子代國堺山云々。御子代國今謂武庫國と説。とあるにて明らけし。風土記に。皇后その兵器を埋ませ

玉ひし所を。武庫といひしを。今兵庫といふといひ。元亨釋書に。如意珠また金甲冑弓箭寶劍等を埋み玉ふ故に。武庫と曰ふと記し。道往ふりに。津の川つらに沿ひて。木深く物ふりたる山あり。鳥居たより。其邊の人に尋ね侍れば。これは昔足姫のもろこしの三の國從へかへり玉ひける時。此山によりひかふことと埋給ひけるより。即て武庫山と申すとなんといへり。この山をまた六甲山ともいふなと云るはみな俗説なり。

於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可近。皇后當居御心廣田國。即以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。亦事代主尊誨之曰。祠吾子御心長田國。則以葉山媛之弟長媛令祭。亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜居大津。淳中倉之長峽。便因看往來船。於是隨神教以鎮坐焉。則平得度海。

天照大神は。皇大神の本つ御體なり。さてトに現はれて誨玉ふなり。○荒魂不可近皇后。后を古寫本

ごもに居に作る。集解にも改めて出せりさる事のやうなれども。なほ本のまゝにてありぬへし。上に住吉大神の御誨にも。和魂服三王身云々とあるか如く。王身即皇后の御身なれば。たゞに皇居と云にあらす。御身の上に就て詔ふ處なれば。必皇后とあるへきなり。さて今かく御誨坐る御旨は。御軍を出し。虜を征ち罰め給ふなどにこそ。荒魂の用は有けれ。皇后の御許近く坐々ては。其荒魂の進みに。御爲に善からぬ事もこそあれ。はやく御許を避て。鎮坐すへき處を定めよと。詔はするなり。これ即上に御名告坐る。嚴之御魂天疎向津姫尊と一云に。向原男國大屋五御魂速後尊也申せる御名の。事の上に發はれ玉ふ處なり。本來惡き神と申には坐まさねとも。荒魂の御上をば。本御身にては。其御行事を制し給ふ事は。得爲玉ふまじき所由のありて。かく御誨し坐るなりけり。上の皇后之船廻り於海中。以不能進也あるも。今ト事以て。始て大御神の荒魂の御行事なる事の知られたるなり。さてかく御船の海中に廻りて進まぬは。神の廣田國の地を欲し給ふかゆるなり。これ皇后の御爲に。善からぬ事爲玉ふにはあらねど。御舟の進まぬは。自ら善からぬ事とも成れるなり。○御心廣田。御心は廣といはんとての發語なり。次に御心長田國。また萬葉一に。御心乎吉野乃國とあるに同じ。萬葉云。此つゞけ天皇の大御心よ善と稱奉れる謂にて。つゞけたるならむか。さらば乎は餘といはむかとくなるへし。又例の之に通ふ言にて。味酒乎。未通女等乎。など云乎にてもあるへし。さて日本紀に御心廣田。御心長田などつゞけたるも。大御心の廣く長きを。稱奉る謂なるへきに。倭名抄攝津國武庫郡廣田比呂多とあり。風土記。皇后到攝津國海濱北崖廣田郷。今號廣田明神是也。故號其海濱。曰御前濱。とあり。○山背根子は。姓氏錄攝津國神別に。凡河内忌寸。額田部湯坐根命子。天月間見。山代直。天。御影。命十一世孫。山代根子之後也。山代直は神代紀に見えて。天津彦根命の裔なり。湯坐根命之後也。の次に。山代國造。檀原朝御世。阿多根命爲。山代國造。と

あり。阿多根命は。彦己曾保理命同人か。又。と見えたる時代を以て考ふるに。即此人にて。其女二人を以て二神を祭らしめ玉へるなり。さるは此人攝津國造として。故攝津神別に入たるなり其國に在しかは。國造にして部内の神社を祭る例に依れる者なり。かゞれは國造本紀に。凡河内國造。檀原朝御世。以彦己曾保理命爲。凡河内國造。とあると。國造本紀に。二流に立たれど。其本一にて。河内山代の國造として。皇后の御時も。猶未分れすこそ有けらし。さて攝津は。河内に置きたれば。其國を。さてまた此に紛らはしき事あり。重胤云。神名式に山城國久世郡水主神社十座。並大月次新嘗。就中同水主坐天照御魂神。と有る山背大國魂命神は。山代直の祖神なり。然るに姓氏錄。山城國神別。天孫。水主直火明命之後也と有り。其天照御魂神は。乃火明命に坐て。天神本紀に。天。伊岐志邇保命。山代國造等祖。と有て。天孫本紀に。天火明命。亦名。膽杵磯丹杵穗命。と有に合り。儲其十座は。其紀に依て考ふるに。右の天火明命。亦云天照御魂神を一として。二に天香語山命。三に天村雲命。四に天忍男命。五に建額赤命。六に建箇草命。七に建田背命。八に建諸隅命。九に倭得玉彦命。十に玉勝山代根古命にて。其數合るが如きに依て。延佳説に。天照御魂神者。天火明命。山背大國魂命者。玉勝山代根古命乎。と有れども。國魂神と申すは。其國作の事に功有る神に稱る例なるを。天孫本紀に。其命を山代水主者。雀部連等祖と耳こそ有けれ。然稱ふる由も所見されども。姓氏錄。左京神別。下天孫に。榎室。連火明命十七世孫云々。于時古麻呂家在山城國久世郡水主村。と有れば。世々其水主村に住れしなり。然れども佗氏の神を祭らる可くも非れば。玉勝山代根古命と爲とも。違はざ

るか如し。然は云へ。右の山代根子命と。此命の山代根古も同じく。彼も山代直。此も同録未定姓に山城國。山代直火明命之後者。と有れば。其定むる所を知らざるなり。續後紀に。承和十一年五月甲辰。奉授山代直火明命之後者。三代實錄に。貞觀八年十一月廿日。授山城國從四位下水主神從四位上。又讚岐國大内郡水主神社見ゆ。此水主神社二柱。共に用なき事なれども。右の山背大國魂命神の事に就て注せるなり。同郡伊勢田神社三座と有る。或説に。按山背根子命。水主氏祖既神也。因三其女葉山媛祭。伊勢荒魂。亦建祠乎。從祀同時所。顯惟日女事代主歟。と云り。右の山代根子命と。玉勝山代根古命と。同氏にして同名。同名にして同時の人の如く見ゆれば。何れにか傳の混れつる者ならむか。所愚ゆれども。今其定むる所を得ず。と云れたり。猶よく考へし。通説に。延佳以爲天火明命孫玉勝山代根子命。者恐不。是と云り。○葉山媛。地名に依れる名か。○令祭。神名式武庫郡廣田神社名神大月次相嘗新嘗。是なり。今西宮郷廣田村に在す。西宮人吉井良秀か。武庫郡式社記。御鎮坐地沿革の事の條に云。御鎮坐の始は。神功皇后の攝政元年二月なりし事は。既に歴然たれども。其始て齋祀り玉ひし地は。廣田の内はいつくなりけん知かたし。古記を見るに。數度御遷坐ありたればなり。始は高隈原と云ふ地に在しよしにて。今は其地の名さへ知るものなければ。東山天皇の元祿の頃に書きたる。廣田西宮參詣獨案内と題せる冊子に。六軒新田の上。高隈原と申は。昔廣田大神鎮坐の地なり。とあれば。是を最初の御社地なるへきか。然れど六軒新田の上とのみにて。東なるへきか西なるへきか定かならず。甚後の記録に。風神社高熊原の麓に在りて在るを見れば。東の上にて。今の上原新田の西南に續きたる岡の上なるへし。此地を今の里俗雲雀山と呼へり。良秀此地に到りみるに。柳麥等の畑となれど。地相を考ふるに。南方海上を見霧し。左右に等しき岡山の禿兀たる。又後に武庫山嶺の聳ゆるは。得も云はれ

ぬ風致有り。且は總稱を上か原と云へる地の。坤位に指し出たるにて。高隈の名稱にも叶へれば。正しく最初の御社地なるへくおほゆるなり。と云り。文德實錄嘉祥三年十月。授攝津國廣田神從五位下。とあるより。つきく御位進みて。三代實錄貞觀十年十二月十六日。進正三位勳八等廣田神階。御三加從一位とあり。釋紀古本に。廣田國下に天照大神荒魂。二十二社注式に。或説曰。廣田者天照大神之荒魂也。可謂神宮御同體。如式文者一坐也。現在五社。住吉廣田八幡を三社とし。南宮に松尾南宮まじ。八祖神といふに。大山昨神。殿島明神。宗像明神まして。已上五坐也と見ゆ。良秀云。現今祭神は。東より別大神。同三即中央天照大神荒魂。同四。諏訪大神。同五高皇產靈大神なりと云り。さて後の物なから。後崇光院御記。應永二十六年六月二十五日下。抑大唐蜂起事沙汰云々。又西宮荒夷宮震動。又軍兵數十騎。廣田社より出て東方へ行。其中に女騎之武者一人如大將云々。神人奉見之。其後狂氣云々。自社家注進。伯二位馳下尋實否云々。異國襲來勿論歟。又同八月十一日下。西國探題持範注進狀に。七月十五日。日付なり。合戰難義の時節。いつくよりとはしらす。大船四艘錦の旗三流差たるか。大將とおほしきは女人也。其力量へからず。蒙古の舟に乘移つて。軍兵三百餘人手取にして海中に投入。大將蒙古か弟。其外以下咎のもの二十八人。少しは即時に斬弄。相殘七人は。上意によりてのほすへし。下注進狀如件。七月十五日探題持範判。雖末代神明威力。吾國擁護顯然也。此注進狀正説也。と記したまへり。天照大神の荒御魂の。奇しく尊きことはいはまくもかしこし。○稚日女尊は。前に於尾田吾田節之淡郡所居神之有。と告玉へる即此神なり。さて此神

は。紀伊國伊都郡丹生都比賣神社の御事にして。此時功勳を顯はし給ひし事。同國續風土記を引く下に委く云へし。然るを宗像大神三女神なりと云る説あるはあらず。○活田長峽は。和名抄に八田郡生田以久多とあり。今生田村あり。攝津志。生田山在生田宮村上方。又名大福宜山。生田川源自。長峽は。地のさまに據て名つけたるか。○海上五十○海上五十狹茅。通證に。倭名抄上總國海上郡宇名加美。延佳曰。國造本紀胸刺國造條。岐閉國造祖。兄多毛比命兒伊狹知直。定賜國造。疑此人也。今按國造本紀。上海國造。下海上國造。俱天穗日命孫也。岐閉國造。舊事古事並爲天津彦根命之後。古事記曰。天善比命之子建比良鳥命。上兔上國造。下兔上國造之祖。とあり。されど右に引るか如く。海上國造と岐閉國造と出處異なれば。慥に此人とも定めかたし。栗田寛は。此胸刺國造の條を誤と定めて。海上の五十狹茅と伊狹知直とは。異人と爲り。其説國造本紀考にみゆ。○令祭。式に攝津國八郡生田神社。名神大月女。相嘗新嘗。とある是なり。三代實錄貞觀元年正月。正五位上勳八等生田神從四位下より。同十年十二月從三位とあり。攝津志に。生田宮村。廣前有井。曰梶原井。今近隣十三村。共預祭祀。裔神八前。成在域外。と云へり。但し古昔の生田は。生田川の東にあり。今の生田は。川より西にて古生田の西南に當れりと云り。○事代主尊。尊を考本に命に作る。集解に據り。例。改とあり。○御心長田國。御心これも發語なり。長田は倭名抄八田郡郡長田奈加多。今も長田村あり。○長媛は。事代主命の裔孫に長我孫長公見え。こゝなる長媛も。共に長田に由ある名にやと。玄道云り。○令祭。式に八郡郡長田神社。名神大月女。相嘗新嘗。とある是なり。三代實錄貞觀元年正月。從五位上勳八等長田神從四位下とあり。今も兵庫の西一里なる御社にて。攝津志に。

長田村與西代。尻池。池田。須磨。共預祭祀。神官大中臣氏。家藏。保元建久延慶年間國宣。建武天正中應入文等。とあり。さて右の廣田生田長田の社どもの事に就て。玉勝間に。欽明紀に四年唐國高表仁等到于難波津云々。即日給神酒。玄蕃式に。凡新羅客入朝給神酒。其釀酒料酒稻。大和國智茂。意富。纏向。倭文。四社。河內國恩智一社。和泉國安那志一社。攝津國住道。伊佐具二社。各三十束。合二百四十束。送住道社。大和國片岡一社。攝津國廣田生田長田二社。各五十束。合二百束。送生田社。并令神部造。差中臣一人。充給酒使。釀生田社酒者。於敏賣崎給之。釀住道社酒者。於難波館給之。若從筑紫還者。應給酒肴。便付使人云々。此神酒を蕃客に給ふこと。思ふに神功皇后の御世の由縁あることなるへし。と云れたり。○大津淳中倉之長峽は。今の津國の住吉郡なる住吉なり。攝津國風土記に。所以稱住吉者。昔息長足比賣天皇世。住吉大神現出而巡行天下。竟可住國。時到於沼名掠之長岡之前。前者。今神宮。南邊。是其地。乃謂斯實可住之國。遂讚稱之云。眞住吉住吉國。仍是定神社。今俗畧之直稱須美乃叡。とあり。四の國なるをと云は。此の名。前者。今神宮南邊是其地。とあるにて明けし。然るを通證に。白井氏爲。萬原郡住吉社。者恐不。とあるをを取れるなり。見れば。舊くより萬原郡なるを此時の住吉と云る説ありとみえて。記傳三十にも。其説を語はれしとみえて。大津淳中倉之長峽は。和名抄に同國萬原郡住吉郡ある其處にて。今も住吉村と云ひ。本住吉とて神社もあるなり。住吉村古名。ゆなくらの里と云しとそ。此地は武庫山の支別。雨の方へ。長く引延たる尾崎にて。まことに長峽と云へき地なり。今海邊へは村より七八町あり。さて今の住吉郡なる住吉は。後に移されたる處にて。此淳中倉之長峽とある地にはあらず。今の地にては。神功紀に。云々直指難波。于時皇后之船過。於海中。以不能進。更還務古水門。而卜之云々。則平得度海。とあるに叶はず。萬原郡の住吉にてよく叶へり。傳六に是を今の住吉の地として云りしは。精しからざりき。さて今の地に移し奉られし事は。高津宮の御時なり。として云れたる説はあれと。却りて非事なり。其説ともをば次々に辨ふへし。大津は。船の泊る所なるに附て云。即住吉津と。淳名倉は。住吉神代記に。玉野國淳名掠長岡。玉出峽。御峽。大神。今謂住吉

郡神戸郷住吉大神。とあるによるに。淳名倉は。此も玉に據れる名と通えたり。長峽は長岡なり。攝津志に。住吉郡住吉岡住吉村。松林四時蒼翠。風土記所謂沼名掠長岡即此。地脉與東生郡一連。故嘗有長岡之名。一名岸野。又名玉出岸。とありて。今も岡の狀殘れり。かく岡のさまも。さたかに長峽と云へき地なるを。菟原郡なる本住吉の方をさうられたる説はいかに。

さて後今地に移せりと云ることも更に證なし。高津宮御世に。定墨江之津と云事はあれど。御社を遷し奉られし事は見えす。たしかの本住吉と云名に泥まれたるものなり。なほことに菟原郡にては叶はぬ事を一つ云へし。さるは皇后の四上し玉ふとさきて。忍熊王於此不可待。敵。則引軍更返屯。於住吉。とあるを。菟原郡なるとする時は。皇后の御船。其住吉の地をよそに打過て上りまし。さて御船の進まりしかば。武庫郡なる務古水門に還ますとあるは。地理叶はず。務古水門にても。菟原郡よりは東の方なるをや。敵の菟原郡に屯したるを見ながら。其よりも奥なる武庫郡に到坐へき謂。更に无事なり。されは忍熊王の屯。於住吉。とある住吉も。今の住吉郡にてころ。よく叶へれ。且上にも云る如く。忍熊王の於此不可待。敵。則引軍更返屯。於住吉。とありて。時皇后聞忍熊王起師以待之。命武内宿禰。國皇子。横出南海。泊于紀伊水門。とあるも。今の住吉の方と見されは。紀伊國の方に廻り玉ふも。よしなきに非ずや。此一手は難波の方より。一手は紀伊の方よりすみて。住吉を中に取こめて伐むとの。計策に出玉ふものなること知られたり。○因看往來船。重さるを記傳に。此時の文を引て。今の地にては叶はずと云れたるは。いかに見られたりしか。更に信られず。○因看往來船。重胤云。記に此時其三柱大神之御名者顯也。と所見たる如く。大神の行爲の。御名と共に顯はれたる始には有ける。其看は例の所知看す事を看と云にて。萬葉一に食國乎。賣之賜牟登。都宮者。高所知武等と。賣之と所知とを並云る是なり。守護字を麻母流と云も。目守にて。物に眼を着て候。居るを云て。此の看往來船と云むか如し。記なる其三柱大神の御言に。我之御魂坐于船上。而云々と宣ひ。其を紀に神有論曰。和魂服王身。而守壽命。荒魂爲先鋒。而導師船。と有る其を承て。則搦荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮。と所見たり。此にて和魂神の看往來船と有と。其請和魂爲王船鎮と。事は一なるを以て。住吉大神の船路を守らせ御在し坐す。其行事の較略をは知るべきなり。と云れた

り。なほ上に。萬葉集の歌をも引て云る處あり。見合すへし。さて玄道云。往來ふ船を看行さむとは。天下の海上を來通ふ船を。悉く護らむと宣へるにて。異賊の船どもの來ることあらは。斥候て待拒むと云ふ意を。裏に含たる御語と聞えたり。所も多かるに。上件四社。ともに皇都に近き津國に鎮坐るは。深縁あることなるへし。と云るもさることなり。○於是隨神教。右に所見たる四柱大神等の御教は。みな御卜に現れて諭し玉へるなり。還務古水門。而ト之。とある一續なり。○鎮坐。住吉神代記には。右の神教の下文に。因則以手搓足尼。祭拜矣。難波長柄泊賜。應駒嶺登坐時。奉寄甘南備山。大神重宣。吾欲住吉地。淳名掠長岡。玉出峽時。皇后勅誰人知此地。今令問賜地。手搓足尼居住地也。在然者。替地賜手搓足尼。可奉寄大神。宣賜時。進手搓足尼啓。今須不賜賜地。而隨大神願賜。以己家舍地等。奉寄於大神。已了即大神住賜。因如御意。改號住吉國。名定大社也云々。とあり。こゝに難波長柄泊賜とあるにても。菟原郡の住吉にあらさること。明らかにしられたり。此御社の事は。神代記に既に注るか如く。即式に攝津國住吉郡住吉坐神社四坐。地名神大月。次相嘗新嘗。とある是なり。四坐の事も。釋私記に先師說云。稱四坐者。神功皇后坐三別殿。歟。一宮祀も。此に同じ。と見ゆ。此にて四坐の本説明かなり。記紀の撰みありし和銅靈龜よりは後。延喜よりは前に。四坐とはなれるなるへし。記には。三柱神者墨江。之三前大神とあり。されと皇后の相殿に祭られ玉ふ事も。既に其御世に定まりたる事にて。住吉神代記に。亦皇后之御手物。金絲搗利麻桶筒持一尺鏡四枚。鈿梓魚鹽地等寄賜。吾與御大神。共相住詔賜。御宮定賜云々とありて。當昔より四坐なりしかと。官牒に載せまつりし

が後の事なりしなるへし。玄道云。御社の事を略抄出むに。天書に。欽明天皇元年九月五日己卯難波
 に行幸し。六日庚辰祝津宮に進幸て。勅使を遣して。住吉神を祭らせ玉ひ。民に位また帛を玉ふ事各
 差あり。初て新羅を征け玉はむとてなりといひ。伊呂波字類抄に。日本紀を引て。天武天皇十三年乙
 酉。天皇攝津國住吉社に行幸して。神田三十町を御酒料に玉ふとあり。此事今本には見えず。此大神
 は海上は更なり。異國の事に與り玉ふ神にます故に。西土へ御使玉ふ時には。必奉幣使を遣はされて
 御祈あり。臨時祭式に。開遣唐船居祭。住吉祭云々。右神祇官差使向社祭之。とありて。祝詞式
 に其祝詞を載られたり。此祝詞はいと古代に遣唐使ありし時のなるへしと。大祓詞後釋末條に説れた
 り。上に出せる萬葉集なる天平五年長歌をも此に考合すへし。同集にかけまくもゆきかじこし。住
 吉の荒人神。船舶にうしはき玉ひ。船舶にみたらしまして云々。土佐日記に。柁取のいはく。此住吉
 の明神は。れいの神をかじ云々。ぬさを奉り玉へといふ。いふに従ひてぬさ奉る。などあるを始め。
 源氏明石巻等にも。大神の海上を守り給よし書けるは。皆本文の故事に據りて。世間にもかく言傳へ
 たればなり。さて古語拾遺に。至磐余稚櫻朝住吉大神顯矣。といひ。且皇代記皇代畧記などにも。
 住吉神顯形とあるは。本文に出せる古傳を指せるにて。記傳にも。此時に實に御形を現玉ひけんよ
 し説れしは。然る説なるに因て按ふに。いせ物語に。昔御門住吉に行幸し玉ひけり。われみても久し
 くなりぬ云々。おほむ神現形し玉ひて。むつまじと君はしらすや云々。などなり。と云り。さて他例

に因るに。此大神を祭る主を脱したり。集解に。按不載所祭之人。今住吉祠官爲津守氏。則上文
 所謂田裳見宿禰。若其族奉而祭之者。と云り。まことにさることなり。攝津志に。境域東西九町南
 北四町。小祠三十餘。神人三百餘家。板屋。拍。津守。大宅。神奴。高木。謂之神主七家。惟津守氏位
 其上。謂之社務。と云り。なほ上の津守連の下に委く云るを見るへし。式和泉國大島郡開口神社ありて。志云。在甲斐明東。住吉舊記云。開口大明神者。伊弉諾尊御子。事勝國勝長孫也。後合祭生玉明神。井領天王。爲住吉之外宮。故朝廷二十年一度。每遣管住吉社。當社亦遣管。當地元開口村。木戸村。原村之間。故俗號三村大明神。按住吉遺管金物用途支配記。有預所案主刀禰。今絶。とあり。天野信景説にも。和泉國大島郡開口村。眞住吉社。鹽土翁にて。俗に三村大明神と云ふ。神功皇后傳征の時。導奉られし故。此地に鎮祭りて。住吉の別宮とす。と云れたり。 ○則平得度海。かくそれ／＼に鎮坐へき處。また
 其神主をも。定め掟て玉ひしかは。大神等の御心と。かの進まさりし皇后の御船も。平かに進みて。
 海を度りましむことなり。さるは此時未住吉には。忍熊王の軍兵とも屯してありければ。其處々に遷し坐さしむへきにあらず。かく掟て玉へりし事を。後より其時直に鎮坐さしめ玉ひし狀には記せるなり。よく思ふへし。

忍熊王復引軍退。到菟道而軍之。皇后南詣紀伊國。會太子於日高。
 以議及群臣。遂欲攻忍熊王。更遷小竹宮。小竹。此云之奴。適是時也。晝暗
 如夜。已經多日。時人曰。常夜行之也。皇后問紀直祖豐耳曰。是惟何由
 矣。時有一老父曰。傳聞如是。惟謂阿豆那比之罪也。問何謂也。對曰。

二社祝者。共合葬歟。因以令推問。巷里有二人曰。小竹祝與天野祝。共爲善友。小竹祝逢病而之死。天野祝血泣曰。吾也生。爲交友。何死之無同穴乎。則伏屍側而自死。仍合葬焉。蓋是之乎。乃開墓視之。實也。故更改棺槨。各異處以埋之。則日暉炳燦。日夜有別。

忍熊王復引軍退。住吉に屯せりける軍兵を引て退玉ふなり。この時忍熊王軍を起して。五十餘年を將軍として。波根子建振熊命を將軍として。その喪船よりも軍を下して。相戦はせ玉へるに。遂打勝。船に向ひて。空船を攻給はむとせし時。御方には。波根子建振熊命を將軍として。山城國菟道の里まで退かれしなり。武振熊の事次に見ゆ。さて皇后此時。攝津國には着玉ひしなり。上に引たる當國風土記に。美奴賣。次に還來ませる時。美奴賣神を此浦に祭り坐て。御船を留おかして。神に献り玉へる故に。此地を美奴賣と名つく。一の傳に。この船いと鳴響みて。牛の吼るか如くて。自然に對馬海より還坐けるが。此地に到りて動かさりしかは。ト合させ玉へるに。神靈の欲し玉ふ由。兆に現れし故に。こゝに留め還坐ぬとも云。此社は。嶺に八部郡汝賣神社とあるを。攝津志に。在菟原郡岩屋村。今稱三社。與大石味泥。共預祭祀。式載八部郡。岩屋村。今稱三社。與大石味泥。共預祭祀。式載八部郡。馬。ともあるは。後に菟原郡に隸たりと見ゆ。かくてまた矢野玄道云。神名帳標注に。同國西生郡座摩神社を。神功皇后の凱旋の日。此所にて飲食したまふといひ傳ふ。社傳に神社の神幸の地に。鎮坐石といふありて。俗に皇后憩息石といへる。これ舊宮の跡なりとぞ。此神を皇后と申すこそ信られね。彼社に傳は

れる。新田義貞朝臣元弘三年に奉られし願文に。座摩太神宮者云々。日本之靈神也。助神功皇后。照神威於萬里之海上。楠正成卿の同年願文に。夫以座摩之神者。神功皇后護身而。百王鎮護之靈神也。など見えて。いかにも皇后に縁ある御社と聞ゆれば。此に御船の船と云は實ならむか。と云るに附て座摩神社の事を考るに。此も住吉神代記に。猪加志利乃神二前。一名爲婆天利神。(元大神居坐爲唐飯所聞食地)右大神者。難波高津宮御宇天皇之世。天子波多毗若郎女之御夢。奉諭覺良久。吾者住吉大神之御魂曾止號。爲婆天利神。亦猪加志利之神止託給支。仍神主津守宿禰令齋祀。祝仁爲加志利津守連等奉仕。奉宛神戶二烟神田七段百四十四步。即在西成郡。とありて。もとより縁ある御社なり。好古云。此時御船の軸の著し所を。軸の町と云ふ。泉州堺邑にありて。兼那百首注に記せり。新羅王が奉りし八十艘の貢船も。境浦につきぬ。故に昔は境を八十浦と云しなり。和泉志に。大鳥郡。軸松村。俗傳神功皇后三韓凱旋。繫九艘於此岸松樹。因有軸松九艘小路等名。○到菟道而軍之。菟道は倭名抄山城國宇治郡是なり。此時の京は。近江國志賀高穴穗宮なるへければ。此王等も其處におはしけん。故倭國には入坐すて。近江の方へと菟道まで退き坐るなり。東平云。皇后の御威勢猛くおはし坐て。御船より下立せ給へる御氣色。當るへうもあらさりければ。さばかりおほし構へたりける忍熊王の待軍も。矢の一筋をも射放たず。菟道まで退きて。もりかへし。再銳氣を養せ給ふなり。かゝる事文面になしど。疑ひおもふ人必有へし。此なん紀文にかくれたる餘情なる。かく説されは。天神地祇の御誨も徒事となり。また忍熊王のさばかり勇猛く待建ひ玉ひつる御いきほひにも似ず。住吉を退き玉ひけるゆゑ。明かならざるに非ずや。よく／＼事實をたどりて合せ

考ふべきなり。さて皇后はそれ追討むともせさせ給はず。まつ紀伊に行幸て。皇太子に日高にて會合
 まし。群臣と計議て。小竹宮に遷らせ給ひしなり。と云り。記には忍熊王不_レ畏_ニ其_レ態_ヲ。興_ニ軍待向_ニ之時_ニ。
 赴_ニ喪船_ニ將_レ攻_ニ空船_ニ。爾自_ニ其喪船_ニ。下_ニ軍相戰_ニ云々。故追退_ニ到_ニ山代_ニ之時_ニ。還立_ニ各不_レ退相戰_ニ。とあり
 て。忍熊王の軍追れて。山城國までは引退つるか。山城國にて留りて。又軍立して還向ふなり。○皇后
 南詣_ニ紀伊國_ニ。和泉志日根郡波太神社の下に。縁起を引て。相殿に坐す八幡宮の源起は。神功皇后征_ニ
 新羅_ニ歸時_ニ。從_ニ務古水門_ニ詣_ニ紀伊國_ニ。繫_ニ御船_ニ于鳥取玉津_ニ。武内宿禰懷_ニ皇子_ニ遊_ニ海岸_ニ。後其地建_ニ社祭
 之_ニ。今貝掛_ニ邑_ニ。指出森_ニ其地也_ニ。また波太宮鳥取氏祖神角疑魂命也。末社有_ニ天湯河板舉_ニ之社_ニ。とも云り
 とあり。此時の事なり。○會太子於日高。日高は倭名抄紀伊國日高郡比太加とあり。さて太子は上の
 例に據に。皇子とあるべきなり。此に太子とありては。三年の文と合はずいかち。されどこゝにかく
 あるそ。古傳のまゝの文には有けると。記傳に云れたる言なり。 ○小竹宮。和泉
 志。和泉郡小竹宮。古蹟在_ニ尾井村_ニ。乃舊府也。とあるは。地たかへり。紀伊國那賀郡。今志野村あり。即
 小竹なりと。紀伊國續風土記に云り。次に云。さて日高より都に上り坐る御路は。續風土記に云。名
 草郡竈山の東南二十餘町。安原庄江南村あり。村の北に津田浦あり。神功皇后の御船の着し處なり。
 皇后筑紫より凱旋の時。譽田皇子に日高郡にて會玉ひ。夫より皇子と共に大和に還らせ玉ふ時。此所
 に御着岸ありて。これより陸路都に上らせ玉ふ。今此地に御船山御臺櫃山なといふ舊跡。儼然として
 存せり。其詳なる事は
 安原庄にみゆ。 相坂村八幡宮。祀神神功皇后。應神天皇。武内宿禰合殿。六尺末社二社。

若宮高良明神社。三尺稻荷社。村の坤山の半腹にあり。安原八幡といふ。當村及江南。松原。井戸。馬
 場。新出島。六箇村の氏神なり。神功皇后三韓より御凱旋の時。本國に到り給ひ。都に遷幸し給ふに。
 日高郡衣奈_ヲ。庄より御船に御し。此地に上陸したまふ頓宮の跡なり。意ふに此地。武内宿禰誕生の地な
 れは。驛を駐め玉へる事知るへし。其後神祠を造營して。御神靈を祭り奉る。是より御經歷の地皆祠
 あり。且來_ニ野上_ニ。實志_ニ是なり。
 事各其地に見えたり。 此地を其初とす。また江南村御船山記この碑文は。天保七年
 仁井田好古撰とあり。 あり云く。名草郡
 安原庄。豈古之所謂阿備者耶。今其地東瀨_ニ山岡_ニ。西枕_ニ平崎_ニ。而村者五焉。在_ニ北者曰_ニ井戸_ニ。其南馬場。在
 東者曰_ニ相坂_ニ。其南松原。其南江南。松原之東數百步曰_ニ栢原_ニ。景行紀所載屋主忍男武雄心命。居_ニ于阿備
 栢原_ニ。是也。江南之西北二百步曰_ニ津田浦_ニ。田中有_ニ兩土堆_ニ。土人呼曰_ニ御船山_ニ。傳言西宮神來_ニ自_ニ西國_ニ。
 泊_ニ船於此_ニ。捨而就_ニ陸_ニ。船化為_ニ山焉_ニ。今江南村中有_ニ神祠_ニ。曰_ニ西宮_ニ。相傳祀_ニ神功皇后_ニ。所謂西宮神謂_ニ此
 也。按_ニ書紀_ニ。神后降_ニ三韓_ニ之明年_ニ。旋_ニ軍向_ニ京_ニ。命_ニ武内宿禰_ニ奉_ニ太子_ニ。而出_ニ南海_ニ。泊_ニ于紀伊水門_ニ。舟師
 直指_ニ難波_ニ。既而神后亦南詣_ニ紀伊國_ニ。會_ニ太子_ニ於日高_ニ。更遷_ニ小竹宮_ニ。今那賀郡有_ニ志野村_ニ。即小竹也。二宮
 就_ニ陸之地_ニ。史缺焉。今詳_ニ其事蹟_ニ。考_ニ之地形_ニ。安原庄是也。所謂御船即謂_ニ二宮之御艦_ニ耳。土人所傳不
 虛矣。自_ニ此至_ニ京師_ニ。車駕所_ニ經歷_ニ。地名往々可_レ考焉。其駐_ニ驛之地_ニ。作_ニ祠以祀_ニ八幡祠_ニ是也。曰_ニ相坂_ニ。
 曰_ニ且來_ニ。曰_ニ野上_ニ。曰_ニ岸_ニ。是其近而著者也。蓋武内大臣生_ニ於栢原_ニ。則此地必當_ニ有_ニ其親故族類_ニ之奉_ニ迎車
 轡_ニ者_ニ。大臣輔_ニ二宮_ニ。而到_ニ于此地_ニ。固有_ニ由焉_ニ。今此地去_ニ海_ニ二里餘_ニ。然猶稱_ニ津田浦_ニ。此古名之存_ニ于今_ニ者

云々。下などあり。○紀直。景行紀に出。○豊耳。紀國造系圖に。第一天道根命。第二比古麻命。天道根命男。第三鬼刀禰命。比古麻命男。第四久志多麻命。鬼刀禰命男。又名目管。第五大名草比古命。久志多麻命男。此代奉。遷。兩宮於今地。云。第六宇遲比古命。大名草比古命男。宇遲比古命男。第七舟本命。古命男。第八夜都賀志彥命。舟本命男。第九等與美々命。夜都賀志彥命男。とありて。豊耳即此人なり。丹生祝氏文云。丹生津比賣及高野大明神仕丹生氏始祖。天魂命。次高御魂命。大伴。次血速魂命。次安魂命。中臣。次安魂命。等祖。次神魂命。紀伊。次最兄坐之。宇遲比古命。別豊耳命。娶國主神女兒阿牟田負。生兒小牟久君我兒等。紀伊國伊都郡侍。丹生真人。乃大丹生直。丹生祝。丹生相見神奴等。三姓始。丹生都比賣乃大御神。高野大御神。及百餘大御神達乎。令奉仕神奴丁云々。按に宇遲比古は。豊耳の曾祖なり。父をいふへし。丹生家譜。とあり。當國續風土記云。丹生氏は豊耳命の後なり。故に國造家と近き親族なり。古に誤などあるか。代國造讓補記に。丹生社奉幣の事見え。又丹生の神輿。玉津島神幸の翌日。草宮に入坐せる事あり。草宮は國造の祖先を祀れる宮なり。天正の亂に。國造忠雄伊都郡の天野に遁れ。慶長の頃。丹生峯雄忠光の後見をなしたるも。皆此縁に據れるなり。と云り。さて又家譜に。第十豊布流。等與美々命男。始賜大直。とあり。大直は紀大直と云ことか。されどここに紀直豊耳とあれば。直の姓は豊布流より先に稱せりしなり。天野社記と云ものに。品太天皇。天都社國都社。山門川海門定賜時爾。伊刀郡。佐夜久乃宮大座時爾。爲雲々口在時止時爾。鷄毛不鳴伎。故爾時爾。常爾冥爾在止知奴。占相依此事。然問諸人等召集互問爾。不得知事。但國造豊耳占相互申互牟止。伊刀村君等祖兄地弟地二人申伎。召上時參向來德神陰明一町明。而參上來坐

伎。然即奈爾奈爾在止。天皇問賜伎。即申久。都奈合爾在止申伎。即奈蘇都奈合止問賜伎。即天野乃祝止。神野乃祝止。二人同心在互。死邪利止。死止母生止母。同棺拈入牟止云伎止。即豊耳占相申伎。と見えたり。希らしき古文なから。誤字ありてよみかたき處あり。此紀と聊か殊なる處あれど。是一の古傳なり。併考ふへし。さて社説には。豊耳命の卜兆にて。右の祝の事顯白たるよし記して。此を應神天皇御代の事とせり。玄道云。按ふに天野社は。下條に擧る如く。此時太后の始て齋玉ひし由なれば。此に天野祝の事あるはいかくなれば。此は彼御世とせるを正き傳にて。天野社を立させ玉へるより。紛れて此御世の事とは。誤り傳たるにやあらむ。と云り。○阿豆那比之罪。信友云。こは多日。日に蝕ありて。天下常闇になれるにはあらず。其時皇后のおはしましける。紀伊國わたりにて。數日怪しき雲霧などの。深く起塞りて。日光を隔て。晝も夜の如く暗かりつる由なり。然るはかたみに別なる神社の祝を。合葬る事を。神の厭惡給へる故ありて。然る怪氣の起たりしなるへし。其を阿豆那比之罪と云へる。阿豆那比相字豆那比の言。即は大祝の詞などにいふ意にて。此は専ら神の厭惡給へる都美なるへし。かの社説に。都奈合とあるも。都奈比とよみて。阿豆那比の阿を省ける語なりしなるへし。○武郷云。阿豆那比を相字豆那比なるへしと云るはいか。字豆那比はさる詞にはあるへからず。借むかじもさることのありしを。老夫の聞傳へて在つるか云々。と申せるによりて。すなはちその傳説にしたかひて。幕處を異にして埋ませ給ひたりければ。やかて怪氣も去て。日暉尋常の如く。炳燦わたることとなりし趣きなり。しかれば此は一處の神異にて。日蝕にはあらず。もとより天日にあづかれる事にはあらずし事明かなるをや。と云れたり。また岡部東平云。阿豆は熱なり。那比は宇良

奈比。於許奈比。都美奈比。麻加奈比など活く奈比なりけり。さて此阿豆奈布さまをいふ時は。志久。志。志支。志祁禮と活く事。源氏物語にあつしくとあるにて心得らるゝなり。さて此事の所作進退の方につきて云ふ時は。阿都加不と云ふ格なり。同言にても。那行と加行とにて。言の條理か違ふこと。よく思ひ見るへし。ナフは繩をなふなといふこと。なづさはる方よりいひ。カハン。カヒ。カフ。カヘといへば。すへて物の所作進退にかゝる。いかにも奇麗なる言語の條々なり。かゝれば阿豆那不は。網纏するあまりに。悶熱懊惱なる義のよしは著明けれども。いかなる故ありて。常夜行くはかりの甚しき罪とはなれると。つら／＼考るに。小竹祝と天野祝とが交友は。後世のいはゆる念契にて。男色の最初なりしにこそ。此二人の祝のこと。何をあかしにて男色とはするそといはんに。いかなる美友にもあれ。一人か逢病ひて世をさりたればとて。自ら奉仕る神事をも捨て自殺せんこと。かけてもあるまじきいはれなればなり。なほいは。その死別をかなしむあまりに。同穴の言だてして。屍によりそひて自殺したらむさま。全。今世の男女の情死に同じきそかし。と云り。今云。此二人男色の穢行により。合葬までせられしを。天野神小竹神の怒りて。天目を遮り給ひたりしと云るは。まことにさもあるへくきこえたり。○小竹祝。通證に神社及系譜未詳とあり。上に引る天野社記には。神野祝とあり。○天野祝は。丹生祝氏なり。天野は紀伊國續風土記に。伊都郡天野莊阿麻乃總三箇村。上天野村カミアノノ神田村カミナ下天野村。小名大總て二箇村。志賀莊の東北にして。官省府莊。慈尊院村の西南三十町にあり。東は古佐布莊コサフに界し。南は花坂村に隣り。西は四村の莊に接し。北は三谷莊。官省府莊に界す。東西南北大抵一里餘。天野の稱。始めて書紀神功皇后紀。及天野祝文に出たり。地の形勢を按るに。四面山巒圍繞し。其

中僅に平坦あり。高峯の上なれば天野と名づく。其平坦大抵長きを断ち短を補ひ。東西十五六町。南北三町。古き書には天野澤といへり。今猶莊中往々澤の名残り。下村の下流。兩山の尾崎出て。其間其狭き所を堀切といふ。里人傳へいふ。當莊古澤なる時。此所を堀開きて水を落したりといふ。莊中小名十六所あり。皆上下二村に總括す。上下二村の名は。水の流れによりて名づく。土地寒く地味悪し。永正の文書に。天野藪垣内の名あり。又寛永の文書に天野奥村の名あり。井に天野社家藏其の地皆詳ならず。上天野村。小名官省府莊。慈尊院村の西南三十町許にあり。小名あり峯と云ふ。此地山巒四周して。幽僻の地なれども。天野明神鎮まり坐る地なるを以て。常に參詣の人多し。年中神事祭禮も多き故。高野の僧徒常に往來し。或は來り遊ぶ者も多し。因りて村中旅舎茶店等あり。又滑稽様の事をなし。遊戯の業を産業とする者多く。山中寒陋の風少し。さて天野明神社は。丹生四所明神社。一宮丹生津比咩大神。二宮丹生高野御子神。三宮飯神。四宮嚴島神。右四所明神の内。一宮二宮は丹生高野二柱の神にして。住吉より此地に鎮まり坐せり。三宮四宮は。中世以後加へ祀る所にして。合せて四所明神と稱ふは。いごとく後の世の事なり。祝部丹生氏は。紀國造と同家にて。住吉より當社に奉仕して今に至る。中世以來高野山檢校社務を兼職し。一山最尊崇を極るを以て。諸殿雜舎大に備はり。最も壯麗を盡し。祭祀神事怠慢あることなし。一宮丹生津比咩大神。延喜式に曰。丹生津比女神社。名神大月。次新嘗。本國神名帳曰。正一位動八等丹生津比咩大神。とある是なり。丹生津比咩は。伊弉諾伊弉册二尊の御兒。天照大御神の御妹にして。稚

日女尊と申し。

武都云。當國天野丹生惣神主家系圖に。始祖天魂尊。次に高御魂尊。次に血連魂尊。次に安魂尊。次に神魂尊。次稚日女尊。稱丹生津姫命。云々。據上代本記及縁起之意。天照大神之御妹也。神武天皇之時。祭祀于大和之國丹生之川上。隨地名一稱丹生津姫命。とあり。井上頼國云。此系圖天野丹生一處所藏なり。さて稚日女尊より。弘仁五年に歿したる家信。までを系たる圖にて。頗る古系なりと云へり。是又異なる傳なれども。稚日女尊を丹生津姫尊なりと爲たるは同じ。故此に擧ぐ。神世より本國和歌浦玉津島に鎮まり坐せり。神功皇后新羅を征伐し給ひし時。此神赤土を以て。功勳を顯はし給ひし故。皇后凱還の後。伊都郡丹生の川上。管川藤代峯に鎮め奉れり。

管川今箇香と書す。藤代峯。土人水呑峠又石堂峯或は子粒嶽ともいふ。古老傳へて藤代峯ともいひしといふ。其地は。上箇香。東富貴。和州坂本三村の界なり。此邊より流れ出る川を丹生川といふ。西北に流るる事五六里にして。紀川に入る。此峯より東の方。和州に流るる川を。又丹生川といふ。神武紀に丹生川上といふ是なり。此邊にて赤土を生ずるを以て。丹生の名あり。又上箇香村より川上。東へ登る事三十町許に。天照大神顯れ給ひし舊地といふあり。うは丹生明神の説傳なるへし。又下箇香村の西川の下に。明神岩といふあり。土人傳へて箇香明神の影向石といふ。是又御鎮座の時。始めて下り給へる石なるべし。今上箇香村に。丹生四社明神を祀りて。莊。そは此御神の居。よく欲し給へる處なるにや。書紀に稚日女尊誨之曰。吾欲中の氏神とす。故に是を箇香明神といふ。居。活田長峽國。因以海上五十峽茅。令。祭。とあるは。生田神社なり。生田社。當社と勳位も同等なるを見れば。同神にて荒魂和魂を別ち祀れるにて。住吉の神荒魂和魂を別ちて。長門と攝津と。兩所に祭りしと同類ならむ。書紀に其偏を洩して。載せされども。下文引く所の播磨風土記に。其洩せる方を書せば。此二書を合せて。此。是より一神兩所に分れ立ち給ひて。御名も別に稱へ奉れるなり。事代主神。初は阿波國にては。事代主神社といひ。攝津國にては。長田神社といふと同例なり。然れども舊一神なるを以て。其間十餘里を隔つといへども。毎年九月十六日。神輿玉津島に遷幸なし奉る。名つけて濱降の神事といふ。又紀伊國造と天野祝部とは。共に大名草彦の子孫にして。玉津島神は。國造の齋き祀れる所。丹生神社は天野祝部の齋き祀る所。神輿遷幸の事も。日前宮の神と。天野の神職と共に同く事を執行ひし事。皆異神ならざる證とすへし。此御神皇后を助け給へる事。詳に播磨風土記に書せり。とあり。其文上にもをりく出せれと。又ここに載す。息長帶日女命。欲レ平ニ新羅國。下坐之時。禱ニ於衆神。爾時國堅。大神

之子爾保都比賣命。著ニ國造石坂比賣命。教曰。好治ニ奉我前者。我爾出ニ善驗。而比々良木八尋梓根底不レ附國。越賣眉引國。玉甲賀々益國。苦尻有レ賣白衾。新羅國矣。以ニ丹浪ニ而將ニ平。賜。如此教賜。於レ此出ニ賜。赤土。其土塗ニ天之逆梓。建ニ神舟之艦船。又染ニ御舟裳及御軍之着。衣。又攪ニ濁海水。渡賜之時。底潛。魚。又高飛鳥等不ニ往來。不レ遮レ前。如是而平ニ伏新羅。已訖還上。乃鎮ニ奉其神於紀伊國。管川。藤代之峯。とある是也。栗田寛云。按播磨名跡志。三木郡有ニ丹生野。又按三才圖會三木郡丹生山田。有ニ丹生山丹生寺。據此本文。蓋美蓋郡之逸文。と云り。位階は。三代實錄貞觀元年正月。奉レ授ニ紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣神從四位下。元慶七年十二月。從四位上とあり。さてまた高野明神位階は。日本紀畧に。延喜六年二月。紀伊國高野御子神に從五位下を奉られ。玉海に。壽永二年十月九日。丹生高野神に一階を加奉ることあり。百鍊抄にも出本國神名帳に。正一位高野御子神とあり。玄道云。高野山に藏る正應六年太政官牒に。弘安四年四月五日。同十二日。當社四所明神の中三大神。蟻通神の託宣に。日本國の神々。蒙古討に發向し玉ふ。先例に任せ。天野大明神一陣に向はせ玉ふへきよし。議定すてに訖ぬ。吾かの楯築の爲に初箭をかくへきに。搥て武具なし。來二十一日巳前に。鏑矢一手弓絃一筋を得さすへし。明神の進發は來二十八日丑刻なりと宣へり。仍て關東より託宣に任せて。弓箭御劍幣帛等を贈献られしに。四月二十一日に。社頭なる數千の鳥。只一隻を残して悉く去る。これ三大神前進の兆なり。二十八日神殿鳴動して地震の如く。奇光赫奕たり。これ明神出御へる瑞相なり。七月二十九日暴風俄に起て。異國の賊船一時に滅亡せり。又合戦の間舟船の外。紅火烟を

交て波頭に飛び。彩龍風を起して海面に現る。此時の報養に。和泉國近木郷コノキを進らるゝ由記さる。こは宇多天皇の御代の事にて。名高き元の忽必烈か入寇せし時の事なるか。此大神も韓國を征玉ひし神に坐て。かく靈威を現し玉へるは。不測とも不測の事ならずや。と云れたり。續風土記に又云く。當社初筒川藤代峯に鎮まり坐しに。夫より處々に遷り給ひ。最後此天野の地に遷り給ひ。永く此地に鎮まり坐せり。其處々に遷らせ給ふ事。天野告門ツクモの文に詳なりとあり。天野告門は古代より傳ふる文なり。又云。此御神の功績。他に秀させ給へる故にや。應神天皇の御世。神地を廣く寄附し給へり。和名抄載する所。伊都那賀兩郡に神戸あり。即其地なるへし。大抵今の高野寺領の地にして小異あり。二宮高野明神。本國神名帳に。正一位丹生高野御子神といふ是なり。祀る神詳ならず。高野山の地主神なるを以て。高野明神と稱ふ。武藏云。然るに神紀に。先師説云。丹生郡比賣社者。高野天野明神とあるは杜撰なるへし。神世より高野山上に鎮まり坐して。天野祝の齋き祀れる處なり。書紀に神功皇后の卷に。天野祝と志野祝合葬の事あり是なり。應神天皇の御代に至りて。丹生明神今の社地に鎮まり坐せる時。此御神をもこゝに遷し奉り。此地にて丹生の神と一所に祀るを以て。神名帳には丹生高野御子神といふなるへし。今高野山壇上にも。丹生の神。高野の神を祀りて。地主神とす。是大師社の方本社にや。今定めかたし。寺家の説に。高野明神は。丹生津比咩第一の御子といひ。或は丹生津比咩と夫婦の神といふ。皆稽據なければ信用しかたし。今山上の寺院に。多く束帶せる神像の丹生明神と相對する書を藏む。是高野明神の神像なり。又別に狩場明神の神像あり。三宮四宮祀る神數説あり。正應六年太政

官牒に。當社四社明神之中。三大神號三蟻通神とあり。然れども蟻通神如何なる神なる事を知らず。寺家説には。丹生明神は母神なり。二宮三宮四宮は。丹生明神の御子にして。二宮高野明神は男神なり。其餘は女神なりと云ふ。按するに高野明神は。此地の地主神にして。神世より此地に鎮まり坐る事。幾百千年とも知るへからず。丹生明神は。播磨風土記に載する如く。神功皇后の御世。始て管川藤代峯に鎮め奉り。其後此地に遷り給ひし御神なれば。高野明神と神縁在せる事古書に見えず。且古は二柱の神に在し事分明なるに。延喜式には。丹生郡比賣神社一社を載せられ。本國神名帳には。正一位勳八等丹生津比咩大神あり。又正一位丹生高野御子神とあり。此二座の神にともまれり。三宮四宮までも。皆丹生明神の御子神にて。四坐相連なりし神といふ。最信用しかたし。社家の説に曰。三宮四宮は。行勝上人總神主と共に。同じ靈夢を受け。尼將軍に請ひて。承元二年創建する所にして。三宮は氣比明神なり。四宮は嚴島明神なり。といへり。按するに鳥羽院の御宇。清盛安藝守たりし時。彼國を以て。高野の大塔を造營すへき由院宣を賜はりて。清盛登山せし夜の夢に。大師化現して。越前氣比と。安藝の嚴島とは。西海北陸境異なれども。金剛胎藏兩界の目出度所なるを。氣比の社は繁昌して。嚴島は荒廢せり。相携へて修理し給へと語ると見て夢覺たり。清盛高野下向の後院參して。右の夢想を發聞して。任を延て嚴島を修理せし事。修驗記に詳なり。是に據れば清盛夢想の事。大師の意に出るを以。行勝の徒大師の教に従ひ。清盛の意を受けて。二神を此地に創建せるなるへし。寺家いふ所の説に比すれば。差理に近し。恐くは其實を得るなるへし。とあり。○血泣。集解に哭泣に改めて。哭原作レ血。據ニ古本ニ改。とあり。

三月丙申朔庚子。命武内宿禰。和珥臣祖武振熊。卒數萬衆。令擊忍熊王。爰武内宿禰等選精兵。從山背出之。至菟道。以屯河北。忍熊王出營。

欲戰。時有熊之疑者。爲忍熊王軍之先鋒。熊之疑者。葛野城首之祖也。則欲勸已衆。因以高唱之歌曰。烏智箇多能。阿邏々摩菟麼邏。摩菟麼邏珥。和多利喻祇氏。菟區喻彌珥。末利椰塢多具倍。宇摩比等破。于摩譬若奴知野。伊徒姑播茂。伊徒姑奴池。伊裝阿波那和例波。多摩岐波屢。于池能阿層餓。波邏濃知波。異佐誤阿例椰。伊裝阿波那和例波。


庚子。五日也。○和珥臣。既出。○武振熊。記云。太子御方者。以三九邇臣之祖難波根子建振熊命。爲三將軍。とあり。記傳云。仁德卷六十五年の下に。和珥臣祖難波根子武振熊とあり。書紀の年立に依に。今年より。仁德天皇の六十五年までは。百七十四年を経たり。是 姓氏錄。和爾部朝臣條に。彦姥津命二世孫難波宿禰とある。此人の事ならむか。さて又眞野臣條に。天足彦國押人命三世孫。彦國尊命之後也。男大口納命。男難波宿禰。男大矢口宿禰。後氣長足姫皇尊。征伐新羅。凱旋之日。便留爲三鎮守將軍云々。とあるに依れば。難波宿禰は彦國尊命の孫なり。時代も右の懸大かた此に合へり。又彦國尊命の孫なれば。即彦姥津命の三世にあたり。彦國尊命の事は既に出。 大日本史にも右の書こもを引て。難波根子。蓋與三難波宿禰同人。或其子也。今不可詳。と云れたり。さて此時武内宿禰と一になり給ひけむ。記には

此命のみ此役に出て。武内宿禰を洩されたり。○從山背出之云々。菟道も山城なれとも。此にては河内攝津を経て。山城國紀伊郡あたりを。かく云るなり。又按に從は爾の意か。例は田兒之浦從は田兒の浦になり。古事記に著從三其河一流下とあるは。其河に流下なり。さらはこも山背に出てなり。○至菟道。この菟道と云るは宇治郡に屬て。今も宇治彼方町と云。和名抄宇治郡とある是なり。式宇治郡彼方神社とある里なるを知へし。○屯河北は。宇治川の北なり。南は久世郡に屬たり。○熊之疑。名義末詳。もしくは。熊之は地名か。人名に之字を用ゐたるは。神名大月之近などの例なり。 熊疑と云人の名は。萬葉などにもあり。大和國平群郡有熊疑邑。今云額田部。と通證に云り。熊之疑。大和志に添上郡大安寺舊名と記せり。此熊之疑を。守部かクマノコレモノと訓て。説云ることとも信られず。 注熊之疑者の上。集解に一云二字を補ひて云。原脫此二字。據古本補。とあり。○葛野城首。葛野は倭名抄山城國葛野郡葛野。乃應神紀に。至菟道野上。而歌曰。知婆能。伽豆怒塢彌例婆。とある。即是なり。城も地名なるへし。未詳 姓氏錄。左京。葛野連。關速日命六世孫。伊香我色乎命之後也。未定 葛野臣。大倭根子彦國牽天皇。元 皇。皇子。彦布都意斯麻己止命之後也。とあれと。此氏によしありとも通えず。○一云多吳吉師。永享本に吉を吾に作るは誤なり。本に次なる一云も。吾師とある。本を以て書き入たるなり。 多吳は氏。地名な 吉師は尸なり。上文なる難波吉士。吉士は氏なり。混ふへからず。 續紀神龜二年正月。授正六位上多胡吉師手外從五位下。とあり。手は名 考證に。多胡吉師。世系末詳。神功紀作多吳吉師。とあり。さてまた記應神段に。阿知吉師及和邇吉師あり。記傳云。紀に吉士某。また某。吉士某など云る名多し。まれに吉師とも書り。 是なり。此はもと新羅國の

官十七等の中の。第十四を吉士と云よし。漢籍北史に見えたれば。皇國にても其を取て。藩人の品に用られたりと見えて。繼體卷に吉士老。敏達卷に吉士金。吉士木連子。吉士譯語彦。また安康卷に難波吉士日香蚊。雄略卷に日鷹吉士堅磐。固安錢。難波吉士赤目子など。なほ卷々に多く見えたり。其居地を以。其吉士と云るなり。さて後には。やかて姓氏となれり。と見ゆるもあり。○武郷云。この中に難波吉士とあるは異姓なり。これをも一にせられたるは誤なり。この事雄略紀に添く云り。さて此吉士と云者の事を記せるを考るに。或は韓國に遣す使。或は韓人の朝れるを接待ふ事など。凡て藩國の事に仕奉れり。是を以思ふに。もと韓國より歸化居る者を。此品になし賜ひて。子孫も其職を繼りと見ゆ。阿知吉師和邇吉師も其類也。と云り。なほ其説にも云れた。○本に此に又。一云多吳吾師之遠祖と十字あれども。集解に古本に據て刪り去れり。從ふへし。通説にも。清水。吉を吾と誤れる本を書入置しか。注となれるものなり。

○鳥智箇多能。契冲曰。鳥智箇多は地名彼方也。神名帳宇治彼方神社とあり。此神社は。百練抄に宇治離宮。明神授二階とある是也。帳考に。今大路方者謂宇治橋北。今在二橋傍とあり。大路方は假字た。かへり。いかた。拾遺愚草。彼方やはるけきみちに雪つもあり。まつよかさなる宇治の橋姫。夫木集。彼方や都のたつみ誰すみて。まさのすみかま烟立らむ。○阿邇々摩菟麼邇。本に邇々を邇乙に訛れり。古寫本ともに从て訂せり。摩本に麼と作り。一本に據て改む。考本には麻。に作れり。次の句と同じければなり。釋紀に阿邇々荒々也とあり。あらまつばらは。荒々松原を省きて云なり。あらく。と。まばらなる松原を云。マハラと云も。間荒の轉なり。宇治川の北地に。當昔まばらなる松原のありしならむ。萬葉一に。霰打。安良禮松原。住吉之云々。なともあり。○和多利噲祇氏。渡行てなり。忍熊王は宇

治川の南久世郡に屯してありければ。宇治川の北なる松原に渡行きてなり。○菟區踰彌珥は。槻弓にて。槻木以て造れる弓なり。記傳云。槻を都久と云は。月夜をも都久用と云。和名抄に槻津木。堪作レ弓とあり。守部云。草木考云。槻は其材其葉。よく樺に似たり。之を曲にせるに。其葉は樺葉に似て。邊の岐齒に尖りなく。其材は脈理連絡戻りければ。いと強勁なり。因て今は多く紫版紫抗の料とせり。其勁き事兼木に勝れり。と云り。古弓材に用ひしも。けに義理なり。按に江陰縣志云。槻質堅而勁。多葉繁陰。人家門巷多樹之。俗にケヤキに槻字を用ひしは。ツキといとよく似たればなり。されとツキは木理交料して。ケヤキの如く直聳ならず。其葉もケヤキに似たれど。ケヤキは葉邊の岐齒。けに鋸齒の如く尖れり。ツキは尖齒なし。圖識に圖狀あり。むかし陸奥國にて秀衡の作れる十萬弓を見しに。まさしく今も云る槻の材なりき。と云り。按に。延喜兵庫式云。梓弓一張。長七尺六寸。槻柘檀准之。長功十五日。中功短功連加一とて。中古專竹弓には成りしにこう。上代の製は然らず。今は十二三年前。陸奥安達郡の民。古代の木弓を持來て。或君侯に奉りつる事ありき。其製を聞くに。削りたるものに非ず。弓の料に苗より生し立て。年來握を付たれば。長九尺一寸の間本末なく。其堅き事角の如くして。箭を飛す事今の竹弓の及ぶへき物にあらずと云り。とあり。○末利椰塙多俱倍。守部云。此末利椰と云事心得かたし。解云目在矢なり。和名抄云鳴箭。日本紀私記曰八目鑄夜豆女加布良。と見えたるや是ならむ。目とは鐵に穴あるを云なるへし。蠟目と云目即是也など云る。此目在矢説よしやあしや。奈良東大寺什物圖に。古代の鑄箭圖を出せる。其形は



かくの如くなれば。又圓矢とも云まじきにあらず。又按に末は奈を誤れるにて。響矢なるも知へからず。萬葉九。紀國の昔弓雄の響矢もてとあり。何れ

にまれ。此は勇み健ひて云處なれば。嚴重矢ならては應ひかたし。多具倍は令副にて相具するを云。○宇摩比等破。貴人はなり。通證云。紀中君子指紳良家等。訓三宇摩比等。蓋美稱也。仁德紀歌。于摩臂若能。多苑履虛等太氏。萬葉集云。水鷹刈。信濃乃真弓。吾引者。宇真人佐備而。不常將言可聞。こあり。美酒をウマサケ。○于摩臂若奴知野。貴人共やなり。思ふ共など云に同じ。野は助語なり。○伊徒姑播茂。通證云。伊徒姑謂同輩。と云れたれど。同輩のみにもあらず。親き輩を云がもとなり。記八千矛神御歌に。伊刀古夜能。伊毛能美許等とある記傳云。伊刀古夜能は。妹と云む枕言と聞えたり。伊刀古とは。人を深く親睦む稱にて。伊刀富志伎子と云ふ事なり。萬葉十六に伊刀古名兄乃君とあるは。名兄とは妻の夫を云ふさまによめる語なり。然れば此は夫を親睦しみて伊刀古と云り。又神樂歌。乎見名乃與佐々也。會禮毛加毛。伊止己世仁。萬伊止己世仁世卒也。伊止己世の世は。こあるは。妻にせむと云ふ意と聞え。風俗歌に。伊止古世乃加止仁。天宇止乎比佐介天とあるも。むつまじくする人の門に。調度を提てと云事なり。これらと彼萬葉なるを合せて思ふに。夫婦は殊に親睦しむ物なれば。互にそ伊刀古と云けむ。又従父母兄弟も。本はたかひに親睦て云しか。定れる稱になれるなるへし。と云れたり。此御軍は敵も御方も。みな互に顔を見知り。情をも見知れる輩なれば。それをよめるなり。さて播茂は是も助辭なり。○伊徒姑奴池。奴池の意上に同じ。さて此四句は。雙方互に優り劣りなく。互角なるを云。貴人は貴人と與み。親族はなほ次に云へし。○伊裝阿波那和例

波。率將相戰我者なり。伊裝は人を誘ひさそひ立るなり。戰ふ事を選ふと云は。萬葉一に高山與。耳梨山與。相之時云々。これ高山耳梨の關し時と云歌。とあるに同じ。那はたゞに將戰と云はかはりて。いと切迫りて。已に其事に及ふ上より云て。那に歎く意あり。古歌に多く云る辭にてみな同じ。己かうへにも。人のうへにも。物の上にも。廣く用る辭なるを。此那はたゞ自。然せむと欲することのみ用て。他の上には云ぬ辭なり。是半との差なり。○多摩岐波屨は。程來經なりと。ある人の云るさる言なり。程は時間の事なり。それを多摩と云。言の本は未思ひ得ねと。試にいば。タマはトマなるへし。即ち時間なり。阿良多麻。奴婆多麻の多麻も此に同じく。年月日時の。移り變りもてゆくを云言なり。又たまさか。たまさか。ふたたまも時なり。轉りては希なる義とされるも。時の至ることは希なるか故なるへし。されは多摩岐波屨は。時節來經るにて。年月時日の經行事なり。さて字知とつゞく意は。記傳にも云れし如く顯現なり。其は現身現世など云て。人の此世に生てあるほどを云り。故萬葉に。命と多くつゞけ。世ともつゞけ。内限とよめるも。現世の限なり。又たゞ世の事を阿良多世と云るも。更程の世。程來經る世と云と同一事にて。世と云命と云現と云ふ。皆年月日時を。經行間の事なる故に。多摩岐波屨とは云なり。序に云。阿良多麻は更程にて。あらとは萬葉に。年月のうつりかはるを。りくを云るなり。○于池能阿層。内の阿會にて。内は武内宿禰を指し。阿層は。私記曰。阿會美。師説帝王相親之詞也。と云るか如く。意は吾兄なるへし。但し帝王には。限るべからず。○波羅濃知波。腹内はなり。知は字知の畧。○異佐誤阿例椰。有砂乎なり。椰は反語にて。砂の無事となるなり。○伊裝阿波那和例波。打返し云るにて。いよ／＼戰はむとする事の。切迫なるさま見えたり。一首の意は。彼敵等かいかめ

しく旌指物を揚て。屯居る遠方の地の松原に。速渡行て。弓に矢を相副へ。貴人は貴人共。親き共は親き共。此度は互角に對會て。必戰して勝負を決すへし。去來我は先人の懼るゝ武内等にわたり合はむ。いかに宿禰なればとて。腹内に石眞砂も有へからねは。箭の徹らぬ事はよもあらし。いさ我は宿禰と相戰はなごなり。東平云。此歌まことにいさましき軍令にて。此將軍の名を熊之凝といへるも。かゝる勇猛の建雄なりしゆゑなり。されは此歌に勇められて。王方俄に隊伍黒み。諸軍勇み立て。河を渡し駈んご爲しさま見るか如し。此なん次なる儲弦の計略の。俄に出來しゆゑよしにて。文外の餘意なりける。かく見されは。儲弦の謀略も徒事なるに非すや。と云へるは。よく見られたる説なり。

時武内宿禰令三軍。悉令椎結。因以號令曰。各以儲弦藏于髮中。且佩木刀。既而舉皇后之命。誘忍熊王曰。吾勿貪天下。唯懷幼王。從君王者也。豈有距戰耶。願共絕弦捨兵。與連和焉。然則君王登天。業以安席高枕。專制萬機。則顯令軍中。悉斷弦解刀。投於河水。

忍熊王信其誘言。悉令軍衆解兵投河水而斷弦。爰武内宿禰令三軍出儲弦更張。以佩真刀。度河進之。忍熊王知被欺。謂倉見別。五十狹茅宿禰曰。吾既被欺。今無儲兵。豈可得戰乎。曳兵稍退。武内宿禰出精兵而追之。適遇于逢坂。以破。故號其處曰逢坂也。軍衆走之。及于狹々浪栗林。而多斬。於是血流溢栗林。故惡是事。至于今其栗林之菓不進御所也。

時武内宿禰令三軍云々。上に云る如く。宿禰其河を渡さむとする形勢を見て。今力戰なは。官軍の傷ひ多からむとて。密に軍士に椎結せたるなり。○令椎結。此を見れば上代の人。みな垂髪せしなるへし。椎結。景行紀に椎結とあるも同じ事なり。已に云り。さて此は表には胃を脱かせ髪を結び。和睦の形をあらはし。裏には弓弦を其内に藏めむかための計策なり。○各以儲弦云々。以字本になし。今中臣本薩摩本に依て補ふ。儲弦記に設弦一名宇佐由豆留とあり。記傳云。宇佐由弦は。掛替に儲置弦なり。仁徳卷大御歌に。于磨臂苦能。多苑屢虛等太豆。于礎由豆流。多由磨苑餓務瑠。奈羅陪互毛餓。

望。此に儲弦ヲサユツルと訓る。袁は宇と殊に近く通音なり。さて此訓たゞ仁徳紀にのみに依れるならは。直にウサユとこそあるべきに。ヲサユとしも訓るは。然も言る古語の世に遺れるに依れるなるへし。契沖此名を釋て。藏弓弦の畧なるへしと云り。藏と云むこといかゞ。軍防令に。凡兵士云々毎人弓一張。弓弦袋一口。副絃二條。江家次第射撃射手云々。若弦斷者以替弦掛之。なご見えたり。とあり。さて弦は和名抄に由美都流とあり。○髮中。本高按本髮を髻と作り。集解にも古本に依て改めたり記には頂髮中とあり。タギフサの事は。景行紀箭藏頭髻の下に云り。○幼王の王。一本に主とあり。○悉斷絃解刀云々。記云。爾建振熊命權而令云下息長帶日賣命者既崩。故無可更戰。即絶弓絃。欺陽歸服。とありて。建振熊の命の事とせり。されは此は一人を略きて云る傳にて。異なるにはあらず○信誘言。記にては此時再び誘むける狀にて。且趣も異なり。さるは記傳云。紀には上文に自其喪船下軍相戰とあるは。其時既に實の喪船には非ることを。顯したる如くにも聞ゆめれと然らず。若其時に顯したらむには。太子の崩坐ぬと云しは偽なること。其時に敵方にも既に知たるへきに。今又太后崩坐ぬと。同じさまの偽事せむには。敵よも信まされはなり。されは今又如此權りたるは。かの喪船より軍を下したる時も。なほ喪船は實の喪船として。其偽は敵方には未知らす。太子もさきに既に崩坐ぬと心得居る趣なり。書紀は此處の趣異なり。と云り。○投河水。薩摩本また一本に水字なし。○曳兵稍退。曳兵の上。本高本乃字あり。記に探出設弦。更張追擊。故逃退。とあり。さてこゝにいと不審かしき事あり。今次々に

言試んとす。まつ武内宿禰は。至菟道屯河北とあり。今の離宮明神また宇治遠方の地に屯したりしなり。先是に忍熊王は。住吉より引還して。河南なる今の平等院の方に屯して。川を中に隔て。共に相對立しなり。さて其川を渡りて。武内宿禰と戦はんと思して。烏智箇多能。阿邏々摩菟邏。摩菟邏邏珥。和多利喻祇氏。と唱へしは。即河北なる彼方の地に亘らむとせるにて。まことに能く地理叶へり。然るに却らまに。武内宿禰の方より。度河進之とありて。平等院のあたりにて戦を始めしさまなり。さて王軍利あらずして。曳兵稍退とあるは。何れの方へ退きしにか。いと不審し。王はもと近江の方を根據となし玉ふなれば。其方に退むとするに。河北は武内宿禰の大軍屯聚し。且度河て進來りしなりければ。今近江に走らむと爲玉ふには。行へき道なきか如し。こゝに此事を。當國人西野古海か地圖を按して云に。是は必平等院の方より。綴喜郡田原郷にかゝり。それより宇治河の南なる小田原。大石谷など云。嶮岨の山々を打越え。近江國栗太郡田上山の下に出て。夫より勢田に出る路次あり。今これを禪定寺越といひ。宇治田原越とも云。そこに出しなるへし。彼天平寶字八年九月に。惠美押勝か反せし時も。官軍この道にかゝりて。武野云。續紀に押勝起兵反。其夜相招黨與。遣自宇治。奔原道。先至近江。燒勢田橋。押勝見之失色。即便走高島郡云々とあり。また文德實錄天安元年四月。始置近江國相坂大石龍花等三處之關。刻とある大石關も此道なり。敵の前途を遮りし地なり。されは昔より。此道はいとよく開けて。公道なりしこと明らかなり。さて忍熊王は。其道より近江に出て勢田橋を渡り。山科の方より向ふへき敵に逢はむと。この時武内宿禰の別手の軍兵。必近江に打向ひしか。ありしは明かなり。故其方に向ひて。今一軍爲むと進みしさまなり。さらば此紀の武

宿願出精兵二而道之は。逢坂に向ひたりしか。狭々浪栗林即今の栗津邊なり。舊馬樂歌に。あたりにて痛く戦ひ。栗津原の御栗栖とあればなり。遂に戦負て。木奈し方に退き。遂に瀬田濟に沈みしものならむと云へり。此説に據れば。地理はまことに叶へるかことし。されど古事記に。逃退逢坂。對立亦戰。爾追迫敗。出沙々那美。悉斷其軍。とある。此紀の文のさまに依れば。忍熊王は。今の宇治の河北より。山科路を逃退き。逢坂まで至りしか引反し。再び敵に逢しさまに聞えたり。記傳などにも。しか。見られたるか如し。されど上にも云る如く。河南にて敗北せしものか。敵の屯聚せる河北に渡らるべきよしなく。よしやたとひ路はありとて。敗軍か敵の満々たる中を。通り抜る氣力あるへからず。また地理のさまを思ふにも。他に路あるへくもなし。さらば上に云る田原道と見れば。いと穩かなるへけれど。逢坂に逃退くと云る。古事記の文面上。何となくおたやかならず。此事は是まで一人も疑ひし人のなきはいとも不審し。後人よく考へて定めおかまほしきものなり。○適遇于逢坂。逢坂は近江國滋賀郡なり。孝徳紀大化二年詔に。凡畿内東云々。南云々。西云々。北自近江狭々波合坂山。以來爲畿内國。とありて。山城と近江の堺にて。近江に屬り。今大津の西々。萬葉以下の歌とも。さて名義は。此にて兩軍適遇しよりの名なる事。次に見えたるか如し。○狭々波栗林。狭々浪は記云。追迫敗於沙々那美。天武紀に悉會於波波。萬葉一に。石走淡海國乃。樂浪乃大津宮。又神樂浪之。志賀佐射禮浪。又樂浪之。思賀乃辛崎。などあり。守部か注に。淺井家記に引る近江國風土記に。淡海國一名細浪國とあるに依れば。舊くは一國の名なりしか。いつしか滋賀郡邊の名に

残り。されどこの風土記と云もの。疑粟栖等と。はしきよしなきにもあらず。栗林は催馬樂歌に。栗津原乃御栗栖乃。とある處なるへし。崇徳寺四至の文に。東限とあり。守部云。みくるすは御栗栖なり。神功紀に狭々浪栗林と見え。又山科小栗栖野なども云をみれば。古此邊に御苑ありしなるへし。栗栖とは。粟を生し立て。其子を出す地を云。今世にも木の實野菜を出す處を粟といひて。其を賣始むるを粟開と云へり。と云り。栗津原は志賀郡にて。大津より勢田に行間あり。沈勢田濟死とある地理によく叶へり。○多斬。岡邊東平云。こゝにて倉見別も熊之疑も。思ひのまよにはたらきて。戦死せられしなるへし。其は王の御最後の御供は。五十狭茅宿禰ひとりなれば。彼勇士たち殿して。討死せられたりけん。此時を除て又有へからされはなり。尿禪の故事は云に及はず。血流盜栗林の語勢。彼方此方入亂て。戦ひしさま見るに足れり。もし通行のみを。後より斬屠りしのみと見むは。事實を尋ねず。文面を荒く見通すなり。然らば其烈しき戦は。彼二人を除て誰とかせむ。と云り。さる事なり。○其栗林之菓云々。或人云。是を例として粟子をよ進らしこ。集解に云へるは非なり。進らざるは狭々浪のに限れり。其云々とある其字に眼を着へし。○御所を。本にオモノと訓る。神又天皇の聞食す御饌の食なるか故に云。神武紀に糧をオモノと訓るは。御食物の義也。これに御を添たるは尊みたるなり。されはオモノは御食の意なり。さて今膳所のあたりの濱を。おももの濱と云るは。日吉の御供を調る所なりと。谷川氏の説なり。○記云。於是其將軍既信詐。弭弓藏兵。爾自頂髮中。探出設弦。更張追擊。故逃退逢坂。對立亦戰。爾追迫

敗。出。沙々那美。悉斬其軍。とあり。

忍熊王逃無所入。則喚五十狹茅宿禰而歌之曰。伊裝阿藝。伊佐智須區禰。多摩枳波屢。于知能阿曾餓。勾夫菟智能。伊多氏於破孺破。珥倍迺利能。介豆岐齊奈。則共沈瀨田濟。而死之。于時武内宿禰歌之曰。阿布彌能彌。齊多能和多利珥。伽豆區菩利。梅珥志彌曳泥麼。異枳迺倍呂之茂。於是探其屍。而不得也。然後數日之。出於菟道河。武内宿禰亦歌曰。阿布彌能彌。齊多能和多利珥。介豆區菩利。多那伽彌須疑氏。于泥珥等邏倍菟。

逃無所入。記に於是其忍熊王。與伊佐比宿禰。共被追迫。乘船浮海。とあり。○伊裝阿藝は。記傳云。率吾君なり。此は結の潛爲なつと云にかゝれり。阿藝は崇神卷に叩頭之處曰。吾君とあるは。神名帳に和伎とある地なり。是を以て知るへし。臣をも子をも。對ひては君と呼ふこと常なり。此は五十狹茅宿禰を詔へるなり。とあり。○伊佐智須區禰。多摩枳波屢。于知能阿曾餓。勾夫菟智能。伊多氏於

破孺波。于知能の能。本に熊に詠る。今諸本に據る。記にはこれまでの五句。布流玖麻賀。伊多且淡波受波。の二句に作れり。○伊多氏於破孺波。記傳云。不負痛手者なり。痛手の事は。白檮原宮段に五瀨命を。御手負登美毘古之痛矢申。故爾詔云々。負賤奴之痛手。とある處に云り。さて此不負は。負むよりはと云意なり。是古語一格にて。萬葉の歌に二十餘首此例あり。と云り。○珥倍迺利能は。倍を保の假名に用おしは。通音なれば轉用せしなり。これをニヘなと訓まん。記傳云。鷓鴣之なり。和名抄に。郭璞方言注云。鷓鴣野鳥。小而好沒水中也。和名運保。此文誤あり。揚氏方言に。野鳥其小而好沒。今かいつぶりといふ鳥なり。處によりては。今も運本とも美本ともいふとあり。或人河内にてチヤンフタロ。四國にてイヨミ。また駿河にてはウミスマ。と云り。さて此は次の介豆岐の枕詞なり。記には。運本村理能。阿布美能字美運。加豆岐勢那和。とあり。かや。近江の海とよむは。此歌のつらきに依て。此句を直に次の句の枕詞と心得。又には。運本村理能。と云るは。記傳に云れたるは。さることなり。又近江の湖を。にほの海とよむは。それと異なり。此は興福寺官務帳と云物に。近江國現善寺。在野洲郡。運保庄。亦稱。運保寺。又號。忍願寺。僧字七字。本尊。彌勒佛也。舒明天皇十二年庚子年。日文大德神創。と云事見たり。此事大安寺三綱記。社録と云ものにも出たり。右の興福寺官務帳は。嘉吉元年の頃の書なり。されは古く野洲郡に。運保と云地はありて。そこを運保の海とも云ひしなり。にほの海とよむは。記傳に。美本村理能。迦豆伎云々。萬葉十四。爾保村里能。可豆思加和世乎。此も潜く意の。四に。二寶鳥乃。潜池水。などあり。さて記によるに。こもも阿布彌能宇彌珥の一句。ある方まされり。漏たるものなるへし。○介豆岐齊奈は。潜將爲なり。記傳云。潜は頭衝といふ意の言にて。頭を衝入れて。逆に水中に沈むを云ふ。此れは海に入りて。死むといふことなり。記には齊奈の下に和字あり。和は吾なりといへり。守部は。誘ふ聲なるへし。神武紀八咫鳥神聲

に。天神子召レ汝。怡舛過怡舛過とある。此過と合すへし。と云へり。一首の意は。五十狹茅宿禰よ。今は逃れかたきに。武内か名に高き。頭槌の太刀の痛手負て。憂目見むよりも。鴉鳥の如く。此淡海の湖に潜水て。われは將レ死。いさく。吾君も諸共に然爲よとなり。○瀬田濟は。倭名抄近江國栗太郡勢田。記には即入レ海共死。とあり。○阿布彌能彌。齊多能和多利珥。淡海之海瀬田之濟になり。○加豆區苔利。梅珥志彌曳泥麼。潛鳥。目不見者なり。志は助辭なり。水鳥の水中に没しは。人の目に見えざるを以て。二人の死屍の見えぬに云かけたるなり。○異根殖倍呂之茂。久老云。息滯しもなりと云へり。此言後世には。憤字の訓に偏て。忿怒の方にのみ云めれど。古は然らず。何事にまれ。念に晴す心のゆかぬ事に云り。萬葉十九に。伊伎騰保流。許己呂能宇知乎。思延。などあり。一首の意は。淡海の海の。此勢多渡を。追留る限と追迫來しに。思ひよらす鴉ごりの如。水中に潜入ぬ。目にたに見えは。生捕にしてましを。目に見えぬは。水中より逃れて。何處にか行隠れけんも知かたし。くちをしき事せしかな。と云るなり。東平云。此歌裏心は。潜没坐ける處は。眼に見えずとて。かづきあけぬやうやある。さてはかしの意なり。云々せよと。強て令するよりは。遙にまざりて。軍兵俄に心を決し。身をかへり見す。潜きけん。風歌のむね返々思ふへしと云り。○出於菟道河。本に河を阿に詛る。○多那伽彌須疑氏。本に彌を泓に誤れり。田上過てなり。田上川は栗太郡に屬けり。宇治川の源なり。雄略紀に谷上濱。萬葉一に。磐走。淡海乃國之。衣手能田上山之。などあり。舊事紀に淡海國谷上。刀婢なども見えたり。○于泥珥等選倍菟。守部云。於ニ宇治ニ捕上つなり。トラフは取を延したるにて。踏をフマへと云類なり。今世に。生捕などするのみ

を。捕ふとおほえたるは偏なり。されは此も日數經て。流の下へ寄來しを。取上たるをかく云るなり。と云り。さてかく云るにて。其死屍を見出て。心の晴たるよとなり。東平は。瀬田にかつる鳥なるを。田上をも過て。やうと宇治にて屍を現御身にとりなして。とかくして生捕得つと。安心せさせけるよしなり。須疑氏と等選倍部との。ふたつそ眼精なると云たり。さて此王の墓を攝津志に。河邊郡中山寺村。中山寺後有ニ荒墳。曰ニ健墳。相傳忍熊王之墓。とあり。記傳に。大和國添下郡に。押熊村にある神社。一坐は押熊神。一坐は麿坂神と申すとかやと見ゆ。醍醐雜抄に。宇治離宮の下社は。忍熊皇子にて。延喜御時神託に因て。山城國司に仰せて建られしよし記せり。

日本書紀通釋卷之三十六

飯田武郷謹撰

神功皇后
攝政元年

冬十月癸亥朔甲子。群臣尊_ニ皇后曰_ニ皇太后。是年也大歲辛巳。即爲_ニ攝_一政_一元年。フサチラサキニ

甲子は三日也。○攝政元年。舊事紀にもかくあり。さて其下に。物部多遲麻連公爲大連とあり。武内宿禰を。故の如く大臣と成玉ふこと。補任に見えたり。釋紀に。兼方案之。神功皇后不_レ即_ニ帝位。仍古事記不_レ立_ニ帝皇御代_一也。とあり。然るに水鏡に。此日位に即玉ひき。女帝は此御時より始りしなり。と云へるは非なり。此御時記傳云。記には息長帶比賣命の御世をは立てず。仲哀天皇の御段の次には。直に應神天皇なるを。書紀には其間に。此太后の御卷を立て。仲哀天皇崩坐し明年を。其攝政元年とし。其六十九年と云に崩坐_スまでを。其御世として。其明年をなむ應神天皇の元年とはせられける。是に世の識者。今此異を論はむに。先記の趣は。當昔の實のありかたの傳のまゝに記せるもの。書紀は。漢國の例。後世の意を以て。きはやかに定められたるものなり。武郷云。此論一わたりはさる事なれど。通證に。栗山氏の説を辨へて。亦與_ニ後漢攝政例_一雖異矣。唯無_ニ即位_一。仍稱_ニ皇后_一。古事記不_レ別立_ニ紀者_一。非_ニ編年書_一也。といはれたるか如く。記の趣。うのかみの實のありかたの傳と云るは。さるものから。別に皇后の御世を立てるは。編年の書に非ざるか故なり。また漢國の例に據られずとも。立太子即

位等の事あらむからには。本紀を立てるはもとより此紀の例なり。古書に其趣に記し。然云ふ故は。凡て上代のさまは。天皇崩なせるは。有や無やはしらねども。例を立て記さんには。かくありぬへき事なり。胎中天皇と申す御稱の。ありしなごも此故なり。坐ぬれば。即其太子の御代にて。太子又即天皇に坐り。されは仲哀天皇既に崩坐ては。品陀別命御腹内より。おのつから天皇に坐々て。其御世にそ有ける。胎中天皇と申す御稱の。ありしなごも此故なり。然れども未生坐さす。御腹内に坐々しほごは。臣連八十伴緒。ここく〜に大后に仕へ奉り。其間に。新羅國の。事など。大業あり。生坐ても幼坐しほごはさらにも申さす。成長坐て後も。大后の世に坐々ける限は。大御親に坐ませは。敬ひ仕奉り玉ひて。よろつ其御心に随ひ賜ひつへければ。御子はおのつからなほ太子の如くに坐々て。太后そ自天皇の如くには坐々ける。故津國風土記などには。此大后を天皇として記せることあるうかし。然れども又眞に其御世と申すへきには。た非す。又攝政など云稱も。そのかみは無かりしことなり。然れども又實には。本より此御子そ天皇には坐々て。大后の御世と申すには非るか故に。此記には其御世をは立てさるなり。武紀云。これまた上に云る如く。記は編年書に非る。か故に。御世を立てへきよしなき事あるを思ふべし。然るを書紀に。此太后の御卷を立て攝政の御世とし。其紀年を以て記されたることは。書紀は凡て上つ御代々々をも。漢國の例後世の定め如くに。記しなされたる書なれば。此間をもきはやかにせさる事あたはず。是紀のおのつからの勢なり。武紀云。こゝなりと云れたる事なり。例を立て書むには。自らの勢ありぬへきなり。強てきはやかに定められたるものに非ず。さるはなほ義を以て正さむごならは。大后の御世をは立てすして。近世水戸の。史など然り。かの攝政元年とせられたる年を。直に應神天皇元年とせむも可なるへけれど。其も彼も共にみな。後世より強て定むるにこそあれ。武紀云。此論實に云れたり。然るに栗山氏か。撰者以て攝政。書。其見たるなど。漢國の例になら。固卓焉。但不附之仲哀應神。而掲爲一紀。爲可惜耳。と云れひて。強て定たる説なり。固の事には非れば。何れにてもあるへき中に。彼書の定めも。天皇とは書さすし

て。なほ皇太后と書し。攝政とせられたるなど。うけばりたる其御世には非るけちめ。著き記しさまにて。皆理あり。實のありかたには甚く背かす。攝政と云稱。又其間の紀年を殊に立られたるなどは。うのかみのありかたにはあらざれども。うけばりて天皇には坐させざる差を。あらはざむとするには。攝政など云稱をも立せることをえず。又既に一御世と立るうへは。その年をも託すはあへからず。若かの攝政の元年を。たゞに應神天皇の元年とする時は。返りてまことのありかたに。たかふかたもあれば。此間の記さきは。書紀の趣もみな謂れたることなり。また正史ともあるなれば。さてあらむも何てふことかあらむ。と云れたるは。まことに論ひ得たる説といふへし。さて攝政の文字は。東平説に。孟子に堯老而舜攝と見え。史記に。周公恐天下聞武王崩而畔。周公乃踐祚。代成王攝行政。と云る。是即攝政の初なれども。皇后の御時。漢籍いまた參渡らす。これらの故事にもとつき給ふへきにあらす。よしや此御世に。漢籍わつかに渡參さぬと。況ても。うれに假ひ給ふへき御代の風にあらず。攝政を。マツリコトフサ子玉フといひ。攝政元年を。マツリコトフサ子玉フコトノハシメトシと云るなど。みな皇國の古の言語風にあらねは。字によりての訓なること疑なく。太政大臣を。オホマツリコトノオホイマウチキミ。大納言を。オホイ物申スツカサ。など訓る例の如くにそ有ける。と云れたるさる言なり。みな後世よりあてたるなれば。文字に附て義を求むへからす。

二年冬十一月丁亥朔甲午。葬天皇於河内國長野陵。

甲子は八日也。○長野陵。記には河内之惠賀之長江とあり。記傳云。惠賀は。應神天皇の御陵も。惠賀之裳伏。岡と見え。雄略卷顯宗卷に餌香市。崇峻卷に餌香川原。天武卷に衛我河。餌我川は石川とも云て。石川郡より北へ流れて。

古市郡を經。志紀郡の東界を。長江は。允恭天皇の御陵も。惠賀長枝とある同地なり。さて此御陵。書紀に長野陵と見え。諸陵式には。惠我長野西陵。穴門豊浦宮御宇仲哀天皇。在河内國志紀郡。兆域東西二町南北二町。陵戸一畑。守戸四畑とあり。かくの如く書紀にも式にも。長野とありて。彼允恭天皇の御陵を。書紀には長野原。式には惠我長野北陵とありて。共に長江とは見え。さて又二陵共に。式には惠我とのみにて。惠我と云ことも無し。長野と云は。神名式に志紀郡長野神社もあり。さて續紀十八に。遣使於大内。山科。惠我。直山等陵。云々。と見えたる惠我は。西陵か北陵か。さたかならず。このあたりに。長江と云地名の他に見えたるは。式に志紀郡志紀長吉神社あり。此吉字延と訓て同地ならむか。さて此御陵河内志に在。丹南郡岡村。陵畔有家六と云り。岡村は。續紀に志紀郡とし。今も其郡界に近し。又かの長野神社も。今は丹南郡に入て。葉へりと云り。陵墓一覽にも。丹南郡岡村とあり。いま字ミサンザイと云所なりと云。さてまた記傳に。筑前國大保村と云に。大靈石神社と云あり。其社の前に塚のあるを。此天皇の御陵なりと云なるは。穴門豊浦宮に遷し奉らむとするほど。少時。歎。奉りし跡などやあらむ。おほつかなし。と云れたり。

三年癸未
三年春正月丙戌朔戊子。立魯田別皇子。爲皇太子。因以都於磐余。是若櫻宮。

戊子は三日。○爲皇太子。此皇子は胎中より天皇には坐させと。皇后の天下所知看し程は。先帝の皇太子と立給へるなり。然るを通證に引る栗山氏説に。據立爲皇太子一文。則其南面僭位可知也。と

云れたる。あちきなき漢心の論なり。然るに同書最積説に。先帝既亡。幼主有。御而行。廢立。稱以。大后命。西土亦已然。應有。と云るは。ほら論ひ得たるか如くなれと。これまた待。其長。など云るはいか。さらば東平も云し如く。など六十九年まで。なかに。しくは攝政し玉ひける。かにかくに。漢國の例を以て。さばやかに論せんとするからに。かゝる説ともいはるなり。記傳にも既に云れし如く。仲哀天皇既に崩坐ては。此天皇御腹中より。おのつから天皇に坐々て。其御代にそ有ける。此論とも。上に已に云り。引合すへし。然はあれと。神武天皇以來。いまた幼皇の例も坐々されは。この時權に皇太子とは。稱奉らせ玉ひけむ。故其まゝにあけたるなり。何の僭位など云事かあらむ。○磐余は。大和國十市郡の地名なり。神武紀に出て其處に委く云り。○是謂若櫻宮。永享本に此五字なきは脱したるなり。按に宮號は地名とは見え。皇后の御美徳を稱へて。宮號と爲しよものなるへし。櫻は神代より。櫻大刀自神の神靈に生て。木花開耶姫の御名も。木花は櫻なり。それより御世々々の皇后の御容貌の麗く。其御美徳の表物として譬來りけんを。殊に此皇后は。容貌壯麗カクハシク父王異焉とあるか如く。いと美麗しく坐ませりしことは申すまでもなく。これまでの御世に例もなき三韓を。御自御征伐ありしは。皇國の花の光を。海外までに輝かし玉ひしなどを以。宮號には稱へまゐらせたりけん。稚はこれも稱辭にて。日之稚宮稚日本根子などの類なり。然るに此宮號を疑ひ奉る説ありて。それは此後履中天皇元年春二月。皇太子即位於磐余稚櫻宮とありて。稚櫻の名義も同三年に出たり。この稚は。非時花の義。これにかれも。にて。今云歸花の事也。同じ磐余の地なるよりして。稚櫻は履中の宮號の方を正すと定め。記傳に是謂若櫻宮とある細注は。履中天皇の宮號を思ひて。後人のさかしらに書加たるなり。書紀には。和加には凡て稚字をのみ

用ひて。若し書る例はなきを以て知へしと云れたれど。此説信かたし。古語拾遺には。神功皇后の御世を。磐余稚櫻朝と書き。履中の御世を。後磐余稚櫻朝と書き。延喜式には狹城盾列池上陵。磐余稚櫻宮御宇神功皇后。在大和國添下郡とあるのみならず。本書の六十九年夏四月。皇太后崩於稚櫻宮と記されたるにあらすや。かくまたたじかなる文を。疑ひたるのみにあらず。こゝに若字を書くに依て。此紀に例なしと云れたれど。天武紀十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣とあり。其他にも見えたり。記にこの宮號なしとて。此紀なるを後人の書加へたるなりと云れたるは心うし。さらば履中紀なるはいかにと云に。處も同じ磐余にて。櫻の祥瑞ありしを歡喜玉ひて。再稚櫻宮と稱へ玉ひけん。これまた然あるべき事なり。されど其御世の稚は同言ながら非時意にて。物の幼稚き義に取玉へるなり。故其時にも。後磐余稚櫻宮と申して。先朝の宮號と唱別られたりけん。何の疑かはしき事かあらん。なほ此事履中紀にも云へり。

五年乙酉

五年春二月癸卯朔己酉。新羅王遣汗禮斯伐。毛麻利叱智。富羅茂智等。朝貢。仍有返。先質微叱許智伐早之情。是以詔許智伐早而給之。使者汗禮斯伐。毛麻利叱智等。告臣曰。我王以坐。臣久不還。而悉沒。

妻子爲孥。冀蹇還本土。知虛實而請焉。皇太后則聽之。因以副葛城襲津彦而遣之。共對馬宿于鉏海水門。

三月。本に二月とあり。今秘閣本永享本中臣本一活字本並河本に據て改む。長曆に二月无癸卯朔己酉とあれはなり。○己酉は七日。○汗禮斯伐。毛麻利叱智。富羅茂智。伐は傍に勃とあれば。ゴツと訓へし。通證に據下文一則二人名也とあり。○微叱許智伐早。前に微叱許智波珍干岐とありし人なり。釋紀に伐早弘仁私記曰。冠名也。私記曰。伐音勃。是上干岐也。干岐三位。伐早一位。然則先爲三位。今爲一位とあり。北史新羅傳。官有十七等。一日伊閔干。貴如相國。東國通鑑に。一日伊伐淪。二日伊尺淪。四日波珍淪。五日大阿淪。皆授眞骨とあるにて知へし。但し右の文に。干岐三位とあるはたかへり。干岐は彼國の王族の號なること既に云り。先に波珍たるか今伐早になれるなり。波珍は第四。伐早は第一位にて。一日伊伐淪とあるこれなり。○沒妻子。本に沒を設に説る。今永享本中臣本薩摩本に據て訂せり。○孥の訓。ツカサヤツコは。官奴なり。官にて仕ふ奴婢を云ふ。○請焉とは。虚實を知て。實ならば朝廷に請申して。其冤を解かむ事を願ひ奉らむとなり。○葛城襲津彦。記孝元に建内宿禰之子并九云々。葛城長江曾都毘古者。玉手臣的。臣。生江臣。阿藝那臣等之祖也。記傳云。葛城の事は上に出。此人の葛城に居りけむ事は。御女石之比賣命の御歌に。迦豆

良紀多迦美夜。和藝幣能阿多理。とよみ玉ひ。又允恭卷に。此人の孫玉田宿禰の家。葛城なりし趣見えたるなどを以て知へし。長江も地名とは聞ゆれど。何處ならむ詳ならず。記に河内、惠賀之長江と云地見えたるは。式に志紀郡志紀長吉神社ある此なり。されど其處とも定め難し。但し子孫。姓氏録に河内國に多く見ゆ。下に引るか如し。曾は熊曾の曾に同じ。此人甚勇健かりし故に。此名を負へるなるへし。さて此人。神功卷五年に初て見えて。仁徳の四十一年まで見ゆ。其間凡百五十年なり。善長き人なりけん。萬葉十一に。葛木之。其津彦真弓。荒木爾毛云々。とあり。駿河風土記に。荒木田。葛津彦とあり。伊賀風土記に。阿拜郡荒木山有神。號。須智明神。所。聖明神の相殿に坐。葛城。葛津彦は。武内の御子なり。さて又續後紀に。武内宿禰第六男とあるに據れば。筑後高良社なる。借從五位上那男美命も。高良玉垂。命第六子と。當國帳に見えたれば。疑なく此公を祭れるなり。○鉏海水門。新羅地名なり。下の四十七年に。失道至沙比とあるこれなり。地理のさまを按るに。今の慶尙道金海あたりの水門なるへくおほゆ。

時新羅使者毛麻利叱智等。竊分船及水手。載微叱旱岐。令逃於新羅。乃造藪靈。置微叱許智之床。詳為病者。告襲津彦曰。微叱許智忽病之將死。襲津彦使人令看病。即知欺。而捉新羅使者二人。納檻中。

以火焚而殺。乃詣新羅。次于蹈躡津。拔草羅城還之。是時俘人等。今桑原。佐糜。高宮。忍海。凡四邑。漢人等之始祖也。

水手。カコの名義。應神紀十三年に見ゆ。一の訓フナコ。倭名抄に布奈古。萬葉九に三船子などあり。○藪靈。私記曰。久散比度加太。○微叱許智之床。本に許を脱せり。今考本集解本に从る。○令看病者。本に者字なし。今中臣本に从る。○檻中。八雲御抄に。宇奈夜は人を籠る處を云とあり。言義未詳。和訓栞に。うやなやといふ俗語に近し。うくなやまじき意にやと云つれど。あたれりともおほえず。さて天武紀には檻。牢と訓り。但し人にはうなやと云。毛物獸にはヲリと云るか。雜令檻。穿の義解に。檻者圈とありて。圈にもヲリの訓あり。○以火焚而殺。當時の刑なるへし。欽明紀に。馬飼首歌依か死する時のことを云て。收縛其子守石與中瀨氷。將投水中。とある本注に。投火爲刑蓋古之制也。とあるなことを合せ考ふへし。さて此時の事に似たる事あり。通證に。東國通鑑曰。新羅朴提上如倭死之。朴提上曰。於倭當以謀給。不可下以口舌。諭臣若得罪而逃者。及臣既行。請囚臣家屬。乃以死自誓不見妻子。倭王謂。提上實叛者。於是出師將襲新羅。仍以提上未斯欣爲郷道。提上勸未斯欣潛還。乃焚殺木島中。文獻備考云。慶尙道。葛津彦。在南三十里。新羅朴提。上死。于倭。其妻登。此望之。哭而死云々。とあり。今按三國遺事。三國史

記。亦有此事。而三國遺事。未斯欣作。美海。然為晉義熙十四年事。則允恭天皇七年矣。時世大異。而事相似耳。云云。されど此時の傳を。彼は混はせしものと見えたり。白石遺文にも説ありと。矢野玄道云り。○蹈輪津は。今詳ならねど。次なる草羅城に近き地とは知られたり。集解に。繼體天皇二十三年紀曰。入任那已叱己利城。伊叱夫禮智干岐。次于多々羅原。按蹈輪蓋新羅之地。其時得以屬任那。繼體天皇二十三年。遂為新羅所掠。とあり。されど此蹈輪津は。今の慶尙道梁山郡の地にて。繼體紀なるとは異なり。敏達紀多々羅邑。推古紀多々羅城とあるも。繼體紀と同じ地ならん。○草羅城。雄略紀に。投身對馬之外。竄跡於羅羅之表。とあり。文献備考新羅地名に。良州本歙良洲。高麗曰。梁山。本朝慶尙道梁山郡。とある處なり。さて東國通鑑に。新羅慈悲王六年。倭侵新羅。歙良城。と云事あり。さて城をサシと訓るは韓語なり。紀中多く出。○桑原。倭名抄大和國葛上郡桑原。姓氏錄に。大和桑原直。漢高帝十世孫。萬得。使主之後也。續紀二十。大和國葛上郡人。從八位上。桑原直。賜桑原直姓。同廿七。同國桑原村主。同麻呂等。四十八人。賜姓桑原公。とあるは。此俘人の後なるへし。なほ次 ○佐藤。大和志に葛上郡神戶今日曰佐味莊。東佐味。南佐味。二村みゆ。とあり。同書十市郡佐味村見ゆ。集解に。按從於新羅沙比所俘之人。故有此名。とあり。○高宮。倭名抄葛上郡高宮。靈異記にもみえたり。○忍海。倭名抄忍海郡於之乃美。續紀養老六年三月。伊勢國忍漢人。依下文。忍海。疑脫海字。安得。近江國忍海部手太須。播磨國忍海漢人麻呂などあり。考證に。肥前國風土記云。三根郡漢部郷。昔者來目皇子為征伐新羅。勅忍海漢人。將來居此村。令造兵器。因曰漢部郷。並可證。案忍海大和

國郡名。古工人多住其地。三年十一月紀忍海手人亦此。と云り。此漢人の後なるへし。○四邑漢人。此時に將て來りし俘人は。韓人なから。みな漢人なりけん。此例いと多し。然るを集解に。案謂新羅人。為漢人。猶如今俗謂鮮人。為唐人。と云れたるは。深く考へられさりしなり。

十三年癸巳

十三年春二月丁巳朔甲子。命武内宿禰。從太子。令拜角鹿筥飯大神。癸酉。太子至自角鹿。是日。皇太后宴。太子於大殿。皇太后舉觴。以壽于皇太子。因以歌曰。虛能彌企破。和餓彌企那羅儒。區之能伽彌。等虛豫珥伊麻輸。伊破多々須。周玖那彌伽未能。等豫保枳。保枳茂苔倍之。訶武保枳。保枳玖流保之。摩菟利虛辭彌企層。阿佐孺鳩齊佐々。武内宿禰為太子答歌之曰。許能彌企鳩。伽彌雞武比等破。曾能菟豆彌。于輸珥多氏氏。于多比菟々。伽彌雞梅伽墓。許能彌企能。阿椰珥。于多娜濃芝作沙。

甲子は八日。○令拜角鹿筥飯大神。記云。故建内宿禰命。率其太子。為將。而。經歷淡海及若狹國。

之時。於高志前之角鹿造假宮而坐云々。とありて。此太子越海まで遠く行幸けるは。禊祓の爲なり。記傳云。そも、此御禊は。何事に因てと云事知られず。武郡云。重胤は此御禊を。香坂王忍熊王を日向玉有を以知るへし。記には故字を其事より受たれど。此紀には禊の事見えず。また年數を數多に過したれば。此説はいかゞあらん。また玄道云。この御禊は。平田翁又信友等の説に。神祇令なる道饗祭の義解。臨時祭式に。蕃客云々の條を引て。漢人の朝れる時。又還れる時。又皇國の御使の諸蕃國に往て。還られし時にも。就禊せられしは。蕃國よりつぎ來れる死靈神をも。皇部に入れじの御祭なれば。これも漢國より返り坐るに因ての。御禊わざなるへしと論はれし。實によりき考なりと云れたれど。さらば皇后御自ら上り坐へき道理なるに。太子を下らしめ玉へるは。なほさる事にはあらし。守部か。彼伊非諾尊の日向海まで。按ふに上代には。禊祓は貴も賤きも。聊も心行幸し類にして。最重き所由そありけらし。と云れしはさることなりけり。 輕き禊は。郷里近き海川にてし。重きはや、遠き國の海邊に行ても物せしなるへし。さて又一處にも限らず。數處を重ねても爲しなるへし。武郡云。此に靈王の伊勢に赴き玉ふ時。又京に歸坐時。路の間に處々の御禊あり。また後世に七瀬の祓と云事ある。みな上代の式の遺れるものなりしことなど。詳に云れたり。本書に附て考ふべし。されはこゝも。淡海の海又若狹の海の海邊などにて。御禊つゝ經歷賜ひしなるへし。さて記の文のさま。云々之時とあるは。高志前と云處も。淡海若狹の内にある如聞ゆれども。此は古文のさまにて。淡海若狹を経て。高志前に到坐る時に。其國の角鹿にと云意なり。經歷とあるにて。淡海若狹は既に經過しこと知らる。さては淡海若狹を經歷と云こと。用なきに似たれども。かく云て。此國々を経て。處々に御禊しつゝ幸行る由を願したるものなり。さて越前國に到坐るも。なほ御禊のためなるへし。と云れたり。故つらゝ考るに。淡海若狹を經歷玉ふは。實に御禊の爲なるへけれど。越前國に到坐るは。筥飯大神を拜み給はむ爲と見えたり。さるは此大神は。仲哀天皇また皇后の奉爲に。殊なる所緣坐す事は。始角鹿に幸しし時。行宮を造りて坐々ける時に。

此大神に御祈願ともありし事と見えて。紀には漏れたれども。八年の三月樞日宮より。皇后玉妃命武内宿禰安曇連を卒て。再び角鹿に到坐して。此大神を祭り玉ひし事ありて。其時大神の玉妃命に託して神教ありし事。氣比宮社傳に見えたり。此事は其全文を已に仲哀紀に引たれば。今は略けり。かくて此神教の如く。寇賊自服しかは。其報賽の御祭に。必太子並に武内宿禰を下し給ふへきこと。もとより然あるへき理なり。故是以今太子と武内宿禰とを下して。此大神を祭らしめ玉ふになんありける。これを以おもへは。淡海若狹にて。ちしめ玉はむか爲の御禊なる。さて氣比大神の事は。記の上のつゝきに。爾坐其地。伊奢沙和氣大神之命。見於夜夢云々。故亦稱其御名。號御食津大神。故於今謂氣比大神とあり。此大神は。式に越前國敦賀郡氣比神社七座並名是なり。此七座の祭神は。本殿三座御食津大神。又保食神とも社傳に云り。左仲哀天皇。右神功皇后。東殿日本武尊。惣社應神天皇常宮大神。常宮は此社の攝社なるか。こゝにまた後に合せ祭りしものか。西殿武内宿禰命。平殿玉妃尊。これ七座なり。なほ此餘に。七社御子神。觀神社。金神社。林神社。鏡神社。また二社。御子神。懸領神社。佐々別神社。などあり。御名義は。記傳に。氣は食なり。比は産靈などの靈なるへし。書紀に筥飯と書れたれど。御食津大神と稱奉れるに因て。其意を以て食靈大神と申すなり。さて又此御禊に因て。此大神の坐す地名をも。氣比とは云なり。書紀垂仁卷に。既に此地名見え。又仲哀天皇二年にも。筥飯宮とあるなどは。後の名を以て語傳へたるものなり。と云れたれど。なほ按に。此御社には保食神の異なる御所緣ありて。大なる筥に飯を盛て供へ奉る式あり。其飯を舂くには。今も足にてふます。手杵もて精らけたるを。飯に入れて蒸し。それをものに盛りて打ぬき。稻

蕪にて其上つかたを束ね。大きなる筈に盛て進るなり。此は予か親しく其大神に仕へし處を以て云なり。されは筈飯の義とすへし。なほ此御名の事は次に云へし。神位は。續後紀承和六年十二月。奉_レ授_二越前國正三位勳一等氣比大神從二位_一。とあるより。寛平五年十二月二十九日格に。正一位勳一等氣比大神宮とあり。さて此神社に。仲哀天皇を合祀れるは。玄道説に。天書に此年二月八日甲子に。先帝の靈を越前に祭りて。氣比大神と號すといひ。風土記を始て。編年紀。皇代記。一宮記。異本水鏡。和漢合運などに。御社を專_レ仲哀天皇なりといへれば。此時御父天皇をは。併祀給へるにそ有へき。と云れたり。○癸酉は十七日なり。○皇太后舉_レ觴以壽于太子。記云。於是還上坐時。其御祖息長帶日賣命。釀_二待酒_一以獻。とあり。壽をサカホカヒと訓るは。記に酒樂之歌也とあり。記傳云。本賀比は本岐を延たる言にて。泥具を延て泥賀布と云宮内省式に。大殿祭此云_二於保登能保加比_一とあるこれなり。祝詞式に載れる大殿祭詞。即大殿壽と云同し。宮内省式に。大殿祭此云_二於保登能保加比_一とあるこれなり。祝詞式に載れる大殿祭詞。即大殿壽と云同し。○虛能彌企波。此御酒者なり。○和餓彌企那羅儒。非_二吾御酒_一なり。記傳云。吾釀て献る御酒には非すと云意なり。○區之能加彌は。藥之神なり。少彦名神の藥之神たること。神代紀に見えたるが如し。さて酒は。其もと藥の爲に神の作り玉ふものなれば。こゝにては。即酒之神の事となるなり。この事は次に云。さてかく詠せ玉へるは。皇太子の御病なく。いつまでも榮えませと。所念行御心以て。此酒に託し給ふなり。崇神紀に。活日か三輪にて天皇に献る御酒を。大物主神に託しまつりたる。同じ心はへなり。○等虛豫珥伊麻輪。常世坐なり。此神の常世國に度_レ坐_レ事。神代紀に見えたる。

り。此國の事は既に云り。○伊破多々須。石立すなり。此神御身は常世國に坐して。御魂を石に留めて。此顯し國に。處々に立給ふことを詔へるなり。通證に。存_二化跡_一於石と云るか如し。穴持_レ像_レ石神社。同國能登郡宿那彦神_レ像_レ石神社あり。また文德實錄。齊衡三年。常陸國大洗磯崎酒列磯崎の故事。此事神代紀に引りなごを思ふに。此二柱神に。石は彼此由縁あれば。其御靈の石にて。立賜ふこと知られたり。○周玖那彌伽未能は。少御神之なり。萬葉七にも少御神とあり。さて此神酒を掌_レ賜ふことは。釋紀私記に。少彦名神是造_レ酒神也。今有_二其遺跡_一云々。とあるも。さる古傳のありしなり。○等豫保枳。豐壽なり。豐は豐樂_{トヨノアケリトヨサカノホリ}豐榮登_{トヨノアケリトヨサカノホリ}などの豐に同じ。○保枳茂若倍之は。記傳云。壽令_レ廻なり。まづ廻るを母登本流と云は。古言の常なるを。母登本須と云は。もどほらすにて。廻らすなり。さて廻るを。俗言に麻波流と云。廻らすを麻波須と云て。萬の事は一に定まらず。此をも彼をも。此處をも彼處をも爲_レ廻るを。麻波須と云る事多し。撫まほす拍まほすなどの類なり。又思ひまはすなど云も。左右に思ひ考へ。左右に言めくらしめて。善きさまに云なすを云ふ。かくて母登本須も。此俗言の麻波須に當りて。契沖か。今の祝ひまほりなりと云る。さることなり。但し母登本流と。母登本須との差あれば。此は祝ひまほしと云に當れり。さま／＼に壽意にて。玖流本斯と同じさまのことなり。と云れたるか如し。さて此二句。記には訶武保枳の次にあり。○訶武保枳。神壽なり。神は神集神議神祝などの神と同じ。○保枳玖流保之。壽令_レ轉なり。守部云。母登本斯と同意なるを。只少しつゝ詞を轉て云る。前後に多かり。其は廻_レの米を母に通はして。廻_レといひ。又麻に通して廻ると云。此め

くりまはる形容を。久留々々云。されは本岐玖流本斯と云も。壽廻らすなり。廻らすとは壽たる上にて。又壽て久理返し祝壽よしなり。思廻す言廻すと云も。くりかへす意なるに合せて知へし。なほ此處の句等。神壽と豐壽とを相合せ。壽轉じと壽廻じとを。相對へてきけは。よく右の意は聞えたり。と云れたり。此説宜し。○摩菟利虛辭彌企層。献來し御酒となり。献るをたゞ麻都流とのみも云り。萬葉一に山神の奉る御調。十八に萬調麻都流などなほ多し。さて此は少彦名神より。献り來し酒そとなり。○阿佐孺鳩齊佐々。記傳云。阿佐受は阿佐々受か。其はまつ池川などの。水無くなりて潤るを。阿須と云へは。令潤を阿佐須と云へし。俗言にいへは。あせさすなり。萬葉十 四に。駒を令馳をほさせてと云り。されは阿佐受は不令潤なるを。同言の重なる言は。一省きても云例にて。阿佐受と云るか。若然らば御盃を乾潤さず。引續々々飲賜への意なり。衰勢は飲めなり。明宮段國栖人の歌にも。云々岐許志母智衰勢とあり。食ふをも飲をも。共に衰須と云り。佐々は先つ萬葉に。佐々云に神樂とも樂とも書るは。神樂に佐々と唱ふることある故なり。佐々那美を神樂聲浪と書る聲字を以て知へし。此事の由は上巻石屋戸 段に云り考合すへし。て其神樂に唱る佐々と。今此佐々と本一なるへし。其は彼石屋戸の時の吉例に依て。凡て神樂の時は更にも云はす。人に酒食を進むるにも。自飲食にも祝て。佐々と云るなるへし。崇神卷に。活日と云人の。御酒を天皇に奉る歌の結に。伊句臂佐伊句臂佐とあるも。己か名を白して。佐々と勸奉れるなり。伊句臂は作者の名。二の佐は即此の佐々と同じきを類して。二たひに云るなり。凡ての歌のまきは。此の御歌と聞きを以ても知へし。然るを私記にも契申も。これをば暫久なりと注したるは非なり。説て幾久と云ことはあれど。そは意異にして。説語にはあらず。

さて今世には飲食のみならず。何事にも人を催し誘ふに。佐あ佐あ云は。又飲食の祝言より轉れるなるへし。但しかの石屋戸の神樂に。大御神の出生さむことを。催しいなひ奉。と云れたり。○一首の意は。此御酒は 吾釀て献る御酒にはあらず。太子の御壽命を幸へ玉ふ。御樂神と坐すか上に。動きなき巖にさへ立玉ふ。少御神の懇なる神壽に壽廻し。豐壽に壽轉して。贈献來し御酒なれば。御盃乾潤さず飲せ。佐あ佐あと催し誘ひ玉ふなり。さて守部云。吾釀玉へる酒をかく白し玉へる。偽にはあらず。其日少御神を齋奉玉ひて。實に然か禰玉ひしにそある。酒は所謂醴酒の類なるへし。御兒に坐は。末酔ふ酒は奉るへからず。神代紀鹿葦津姫御子養育し玉ふ祭に。釀三天。甜酒嘗之とあり。此御歌かけまくは恐かれど。御言少なる中に。深き餘情こもりて。いと多く愛く尊き御歌なるへしと云れたり。○許能彌企鳩。伽彌雞武比等破。此御酒を釀けむ人はなり。肥傳云。那流といはすして那牟と云るは。其人誰となき故なり。大 後御歌に。少御神の獻賜ふとあるを承て。誰か釀たりとも其人は知られぬさまに。○曾能菟豆彌。其鼓なり。守部云。曾能とは釀酒に。當昔口鼓を打て。歌ひつゝ舞つと釀ならひなりける故に。かみけむ人と云を承て。其とは云なり。次明宮朝云。吉野之國主等於吉野云々。献其大御酒之時。擊口鼓爲伎而歌云々。また儀式に。且春且歌とあるも是なり。また彼明宮朝に。知釀酒人名仁菴。又名須々許理等參來也云々。姓氏錄酒部公條に。大鳥鶴天皇御代。從韓國參來人兄曾々保利。弟曾々保利二人云々。令造御酒云々。とある此須々許理。曾々保利等の稱も。造酒とて口を嚙るより出たるなり。倭姫命世記に。味酒鈴鹿とつけ。字鏡に醢須々保利

などある類を相合て知へし。今世にても。造酒家に立より見るに。米を洗ヒレシ精シラるにも醸するにも。口
 笛を吹鳴し。是即須ヤ 保流なり手つき足つき。やと儼ニに似たる態を爲すめるは。古の遺れるなり。いかにして
 然か爲るそと尋ねたるに。只爲習しなれば。其所以は知されども。醸たる酒の弱き時は。故に口鼓を
 打事あるを見れば。諸實モロキのよく涌立ワキむことを。誘イサナふわさなるへし。此外祝事忌事多かる。其爲レなら
 はしに背く時は。極て酒熱ナクすと云き。此等の事とも何處の國にても。造酒の人々は。其々に心得たる
 へければ。只聊探出たるのみ。と云り。○于輪理多氏ニは。立ニ白也。私記曰。師説古時白邊立ニ鼓。
 以ニ其聲助ニ杵聲也。とあり。記明宮段に。吉野之國主等。於ニ吉野之白橋上ニ作ニ横白ニ而。於ニ其横白ニ
 釀ニ大御酒ニ云々。擊ニ口鼓ニ爲レ伎而歌曰。ともありて。上代には白に酒を醸しけり。なほ其事類神
紀に云へし。大神宮
 儀式帳。清酒作スミサケトク物忌職掌に。陶内人ノ作進ツクリオケテマツルミカ。颯ニ三ニ口仁ニ。確ニ吞ニ白御酒備儲供奉。とあるを合せて知へ
 し。○于多比菟々。歌乍なり。記傳云。儀式大嘗會儀に。造酒童女先春ニ御飯稻ニ。次酒波等。共ニ不ニ易
 手。且春且歌。歌詞當
時制之とあるは。稻を春時の事なれと。醸時カムも准へて思ふへし。とあり。○伽彌雞梅
 伽彌。將レ釀哉なり。記には迦美祁禮加母ニあり。さて記には此次に。麻比都々ニ。迦美祁禮加母ニの二句
 あり。○許能彌企能句阿都珥句。記には許能美岐能句美岐能句阿夜邇ニあり。通説に。古事記作美岐能阿夜邇
六字一句也。と云れたれ。二句
とす。○于多娜濃芝作沙。類史には作沙を佐沙ニに作る。釋紀中臣本考本ニもに枳佐ニに作る。本の濃芝の傍
に。枳字を添
たるも。さる本に
因て書入しなり。于多は契冲説に。宴の下略なるへしと云り。宴樂ウケケスレきなり。記傳の轉樂の説
は甚しき非事なり。枳佐ニとあ

るによらは。枳は上の雞梅伽墓の辭の結なり。郷風芝のみにては。伽墓の結になりかたし。雞
梅伽墓郷風芝枳と云にて。辭上下ととのへり。さて沙々を沙との
 み一ツ云も。かの伊句臂佐の例の如し。又沙々として。上は郷濃芝にても。辭違へるには非ず。其時は
 上の雞梅伽墓にて語絶キレて。加の辭下へは係らず。然る格も例あることなり。辭のどとのひを。よ
く辨ふべきなり。と記傳に
 云れたるか如し。されは本のまゝに。于多郷濃芝作沙として。
叶はさるにはあらず。記と同じければなり。○一首の意は。けにも此御酒を醸しけむ人は。然
 も鼓を白の邊に立置キて。擊キて歌ひつゝ醸カければ歎カも。其驗ありて。此御酒のあやに味く。今日の宴ウケケの樂しさ
 よ。佐あ佐あとなり。さて守部云。此歌あやに美味とはいはすして。あやに樂しと云るは。彼歌ひつ
 醸カれれかも。舞つゝ醸カれれかも。とあるを承たるにて。酒の美味意は其中にこめたるなり。よく心
 つけて味ふへし。と云れたるか如し。○記云。此者酒樂サカヒカヒ之歌也とあり。記傳云。佐加本賀比ニ訓へ
 し。此に樂字カを書るは。宴樂の時にうたふ歌なる故なり。本賀比と云言は。樂字の義はあたらされども。かの大殿祭
のたぐひなり。祭字もホカヒには當らされども。彼祭に讀
詞なる故に。やか
て祭字を書り。とあり。○さて本には此次に。三十九年是年也大歳己未。魏志云。明帝景初三年六月。倭女王遣
大夫難斗米等。詣。郡。求。詣。天子。朝
將送詣。京師。也。四十年。魏志云。正始元年。遣。建忠校尉楯
撫等。奉。詔。書。印。綬。詣。倭國。也。四十三年。魏志云。正始四年。倭王復遣。使
大夫伊聲耜。掖耶。等。八人。上。獻。の三章あり。
 もとより本文ならぬ事は著明ければ。集解本に據ニ古本及清家本ニ刪レ之とあるに從て。今も除けり。
 右の文ニもには。諸本に異同もあれども。本文なら。さるは玄道云。天書曰。二十八年秋七月。皇后使ニ於魏ニ。令レ窺ニ異
 國之地形。並民之風俗ニ矣。とあり。馭戎慨言にも既に論はれし如く。天使を漢國へ賜ひて。音信を通
 はし賜ひし事は。更になきことなれと。王代一覽。歴史畧評注。八幡本紀などに。大后三十年。吳孫權

か日本を攻むとて。數萬の人數を渡せしか。海上にて疫疾にかゝりて。死者多かりし故に。其事をえ果さぬよし記せるは。皇國の何書に出たるか知らねと。宋司馬光か資治通鑑に。吳主孫權黃龍二年正月。使將軍衛溫諸葛直。將甲士萬人。浮海求夷州。同五年二月。衛溫諸葛直軍行經歲。士卒疾疫死者什八九。宣洲絕遠。卒不可得至。得夷洲數千人。還。溫直坐無功誅。胡三省注。後漢書東夷傳曰。會稽海外有夷洲及宣洲。傳言秦始皇使徐福。將童男女數千人。入海求蓬萊神仙。不得。福懼誅不敢還。遂止此洲云々。沈瑩臨海水志曰。夷洲在臨海東南。去郡二千里。土地无霜雪。草木不死。四面是山谿云々。今人相傳。倭人即徐福止王之地。國中至今。廟祀徐福。といひ。吳志にも宣洲在海中。長老傳言云々とて。徐福が事をいひ。人民時有至會稽。貨市。會稽東治縣人。有入海行。亦有遭風流移至宣洲者。所在絕遠云々とて。衛溫等か還る事を同年に係たり。或説に夷洲宣洲は琉球國ならむと云るも。然る説なるか。彼黃龍二年は。即御祖命攝政三十年にて。彼奴どもの皇國近く來りしことは論なければ。類聚大補任。榻嶋曉筆などに。此御代廿五年。三十七年。四十四年に。并に新羅と合戦ありし由見えたるは。若くは吳賊孫權か來寇せむとせしを。混傳へたるにや。とおほゆれば。御祖命及大臣大連たちの神策遠謀にて。密に人を吳魏の國に遣はして。異賊の情狀を窺はせ給ひけむ事は。あらすとも定めかたし。因に云む。徐福は王と爲るとあるは。皇國にまれ。琉球にまれ。偏阪の一小里を賜はりて接しを云るにて。赤縣太古傳に。王とは小里に長とある者をいふ。彼國の例なりと論れたる

か如し。冬讀書餘にも。吾所云守者。彼或記爲王。薩摩王豐後王之類也。是不知皇國无封王制。且世有其土者。皆呼爲守而然也。とあるを案ふへし。と云れたり。

四十六年
丙寅

四十六年春三月乙亥朔。遣斯摩宿禰于卓淳國。於是卓淳王末錦早岐告斯摩宿禰曰。甲子年七月。中。百濟人久氏。彌州流。莫古。二人到於我土。曰。百濟王聞東方有日本貴國。而遣臣等令朝其貴國。故求道路。以至于斯土。若能教臣等令通道路。則我王必深德君王。時謂久氏等曰。本聞東有貴國。然未曾有通。不知其道。唯海遠浪峻。則乘大船僅可得通。若雖有路津。何以得達耶。於是久氏等曰。然即當今不得通也。不若更還之。備船舶而後通矣。仍曰。若有貴國使人來。必應告吾國。如此。乃還。爰斯摩宿禰即以僊人爾波移與卓淳人過古二人。遣于百濟國。慰勞其王。時百濟肖古王。深之歡喜而厚遇

焉。仍以五色綵絹各一疋。及角弓箭。并鐵鋌四十枚。幣爾波移。便復開寶藏。以示諸珍異。曰。吾國多有是珍寶。欲貢貴國。不知道路。有志無從。然猶今付使者。尋貢獻耳。於是爾波移奉事而還。告志摩宿禰。便自卓淳還之也。

斯摩宿禰。出自詳ならず。卓淳國下に。本に斯摩宿禰者不知何姓人也とあり。集解に。古本无。私記挿入。と云て刪られたるは然る言なり。今其に从ふ。○卓淳國。本の傍訓に。卓を得とあり。淳は訓にシユとあれども。薩摩本にはシユンとあり。さて此國は。釋紀に兼方案之。卓淳國者任那國之別種也。とあれど。今其地詳ならず。欽明紀五年に。新羅に滅されたるよし見ゆ。○末錦早岐。末錦は王の名。早岐は號にて。諸韓にて王をも其族をも通はして云ること。既に云り。○甲子年は。四十四年なり。○七月中。通證に。應神紀九月中。皆謂中句也とあり。訓ナカノトヲカとのみあれども。ナカノトヲカハカリなど訓へし。○久氏。彌州流。莫古。三人の名なり。氏傍訓蹄テイと訓む。釋紀に州音都とあり。音を通はせて云るなり。○百濟王聞東方云々。記傳云。此の文によるに。元年の紀に。高麗百濟二國王。聞新羅收圖籍降於日本國云々。自來于營外叩頭云々。とあるは。後に加へられたることよくこそ通えられ。百濟の参りし

は。これより後の事にこそあれ。と云り。此事なほ次に云へし。○有日本貴國。集解に日本二字をば刪りて。貴上原有日本二字。古本無。傍訓挿入。と云へり。されどこの古本と云もの疑はしければ。本のまゝにてあるなり。○斯土は。卓淳國なり。○徳の訓。オムカシミセム。雄略紀にも徳字をよめり。下文欣感も同じ。さてオをウに通はして。ウムカシと云へる事。續紀宣命にも見え。またオを畧きてムカシとのみ云へる事も。靈異記の訓。萬葉の歌にも見ゆ。また字鏡には。偉慶於毛加志ともあり。序に云。字鏡に可咲は見。體祝一而咲祝。阿奈字加志とあり。さらば笑ふ方に云も。於字加志の略として。於の假字と定むべきか。なほよく考ふべし。○若雖有路津。本のまゝにては通えかたし。今按に若下に無船舶の三字を脱たるか。次文に更還備船舶と云事あるにて。しかおもはるゝなり。○倭人。繼體紀に毛野臣倭人。説文に倭從也とあれハ。トモヒトと訓へし。○爾波移。私記移音野とあり。欽明紀などにも。韓人の名に。多く移を也の音に用ゐたり。○肖古王。本に肖を肖とあり。永享本考本肖とあるに从ふ。續紀にも近肖古王とあれども。下文四十九年文また三國史記。東國通鑑等にも肖とあり。記に照とあるは。音同じきまゝに通はし書るにて。肖なることいよく明らけし。記傳云。肖古王は東國通鑑に依れば。百濟第六世の王にして。其元年は後漢桓帝永康元年にして。成務天皇三十七年にあたり。神功皇后の新羅を征賜ひし年。此王の三十四年に當れり。又欽明卷に。百濟聖明王曰。昔我先祖速古王貴首王之世。安羅加羅卓淳早岐等云々。とあるも。彼太后の御世の事にして。速古王即肖古王なり。此は肖と速と。彼國の音相通ひて書りと見ゆ。さて續紀四十に。延暦九年

津連眞道等上表言。眞道等本系。出自百濟國。貴須王。貴須王者。百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者云々。降及近肖古王。遙慕聖化。始聘貴國。是即神功皇后攝政之年也。其後輕島豐明朝。御宇應神天皇云々。國主貴須王云々。と見ゆ。これも肖古字を肖に誤れり。さて此は肖古王なるを。近肖古王とあるも。混れつる誤なり。四年に當りて。遙に後なり。さて貴須王は。書紀に肖古王の子にして。太后の六十四年に薨。とあり。武郷熱按に。此眞道の上と見ゆ。肖古とも作り。東國通鑑には仇首王とあり。又姓氏錄に近肖古王と云も見えたり。とあり。武郷熱按に。此眞道の上言に據れば。彼國の肖古王第六世。近肖古王第十世とを。一にせしか如くなれど。さにはあらて。其家の傳説には。我皇朝に始めて聘せしは。近肖古王と爲たるなり。己か家の本系を誤りて。いかてか是則神功皇后攝政之年也。などは書くべき。さらは紀の年立はいかにと云に。古事記なる御世々々天皇の崩年に據て。紀と引合すれば。干支二廻の相違あり。此事は管政友か。古事記年紀考と云もの據て。作れる對照表に詳かなり。其説につきて云ふ。その記の年紀と。韓史の年紀とは。いとよく合へれば。其方に附て次々に論はんとす。されど紀はもとより正史なれば。其を改め直さんにはあらねど。記の年紀はた。すてかたければなり。其記の年に據れば。近肖古王とある方。彼家の傳説にもあへれば。すてかたきか故なり。なほ此王の年立の。此紀と合はざる事など。應神紀に委しく云へし。○綵絹。通證に。志美。染也。齊明紀綵帛訓同とあり。○一疋。疋小爾雅。倍。兩謂之疋。二丈爲一兩。倍。兩四丈也。をムラと云る言義未詳。後撰集に。くれはとりといふ綾を。ふたむら包て遣しける。くれはとりあやにこひしくありしかは。ふたむら山も越すなりにき。二疋に二村。フムラ。山をかけたなり。垂仁紀には。疋をマキと訓り。いづれか古へならむしらす。○角弓箭。倭名抄調度部。角弓。爾雅注云。弭

都能由美。今之角弓也。とあり。箋注云。所引釋器郭注文。詩小雅象弭魚服。傳云。象弭弓。反末也。所以解抄。鐵。說文云。和名久路加爾。黑金也。箋注云。按仁德紀鐵訓。久呂加爾。枕冊子亦有是名。即黑金之義。神功紀鐵鏡。孝德紀齊明紀鐵。新撰字鏡鍊字。皆訓。彌利加爾。練熱鐵之義云々。彌利不爲レ語。當依新撰字鏡及日本紀訓云。彌利加爾也。とあり。○四十枚の訓。フル詳ならず。通證に。今按刀劍曰。幾柄。一曰。幾。是也。など云るは。更によしなし。○幣爾波移。本に幣を弊に作る。今考本集解本に从る。○然猶。二字集解に古本无と云て刪れり。○還之也。薩摩本に也字なし。

四十七年
丁卯

四十七年夏四月。百濟王使久氏。彌州流。莫古。令朝貢。時新羅國調使與久氏共詣。於是皇太后。太子譽田別尊。大歡喜之曰。先王所望國人今來朝之。痛哉不逮于天皇矣。群臣皆莫不流涕。仍檢校二國之貢物。於是新羅貢物者珍異甚多。百濟貢物者少賤不良。便問久氏等曰。百濟貢物不。及新羅。奈之何。對曰。臣等失道。至沙比。則新羅人捕臣等。禁囹圄。經三月。而欲殺。時久氏等向天而咒詛之。新羅人怖其咒

詛而不殺。則奪我貢物。因以爲己國之貢物。以新羅賤物。相易爲臣國之貢物。謂臣等曰。若語此辭者。及于還日。當殺汝等。故久氏等恐怖而從耳。是以僅得達于天朝。時皇太后。譽田別尊。責新羅使者。因以祈天神曰。當遣誰人於百濟。將檢事之虛實。當遣誰人於新羅。將推問其罪。便天神誨之曰。令武內宿禰行議。因以千熊長彥爲使者。當如所願。一云。千熊長彥武藏國人。今是額田部。槻本首等之始祖也。百濟記云。職麻那那加比跪者。蓋是歟也。於是遣千熊長彥于新羅。責以濫百濟之獻物。

百濟王使云々。令朝貢。令字古本に无きに據て。集解本に刪れり。本高本に既にも云へる如く。此記には新羅王の服へる時に。高麗百濟二國王も。營外に來りて歎曰云々とあれど。甚疑はし。上に引る桓武天皇延暦九年紀。津連眞道上表に。近肖古王に及びて。遂に聖化を慕ひ。始て貴國に聘る。これ則神功皇后攝政の年なりと云ひ。近肖古王の事上に云り三代格十七。又賦役令集解に引る。延暦十六年五月癸丑の勅に。百濟王等遠慕皇化。航海梯山。輸欵久矣。神功攝政之世。則肖古王遣使貢其方物云々。と宣

給へるも。皆この時のことを指せり。記傳に云れし如く。これを百濟國の朝貢せし初なるべき。なほ此事應神紀に云ふへし。○至沙比の下。本に新羅二字あり。本高本になし。集解に衍として刪れり從へし。上文に銀海水門とある此地なり。○囹圄。倭名抄。唐韻云。囹圄獄名也。和名比度夜。とあり。仁賢紀敏達紀孝德紀などに獄。天武紀に囚獄を。みなしかよめり。靈異紀には囚獄二合ヒトヤと見ゆ記傳云。人屋の謂なり。凡て屋はみな人の屋なるに。別てかく名くるは。物を入るゝ如くに。人を籠置屋なるを以てなり。棺と同じ例なり。とあり。○咒詛。訓にノロヒトホフとあり。眞本にホをコに作る。さらはのろひてとこひたる由なるへし。信友云。ノロヒは。怨ある人に禍を負ふせむと。ふかく一向に念ひつめて。ものする所爲ごきこゆ。伊勢物語に。天のさか手をうちてなんのろひをる。むくつけき事。人ののろひことは。おふものにやあらむ。おはぬものにやあらむ。うつほ物語に。うけひのろひをせむとて云々。此はうけひてのろひたるなり。榮花物語に。のろ／＼しきと云る詞も見えたり。何れも怨めしけにのみものせるを云へるなり。トコヒは言靈によりてする術。ノロヒは言にいはす。念つめてものするなり。さてノロフと云ふ言の意。ノロとは。あからめせずして。視注やうの意なるへし。そは慶の一名をノロとも云ふ處あり。獵人これを捕へむとするに。福壽舞ふ状をすれば。目を放たず視注をる。傍よりうかねらひて捕ると云へり。本草にも獵人舞來。則慶舞注視。とも見えたるも同じ。俗に一方にのみかゝつらひて。傍の事に意のわたらぬ人を。ノロシと云ふも同意にて。かの獵のノロも同言なり。と云り。尙考へし。詛の事は神代紀注に云り。○語此辭者。本に語を誤に作れり。今信友校本の一本に从ふ。○祈天神。こゝにはたゞ天神とのみあれど。住吉神代記に。皇后祈大神曰云々。使大神具指人誨賜云云。とありて。住吉大神の御誨と爲り。上代はかく大事ある時は。天神地祇の命を

乞承まじき。己命の叡智のみは頼みまさて。神に祈て御政を行はせ給ひしこと。此段を見ても推量り奉られて。いごも貴し。○天朝は。御門より起り。皇國をも惣稱せるなり。○千熊長彦。詳ならず。千熊は地名にて。長彦は名なるへし。さらば千熊之と訓へし。栗田氏説あり。次に云。○本の注に。千熊長彦者。分明不_レ知_二其姓_一人の十二字あり。集解に。古本无。蓋私記攙入。と云て刪去れり。今それに従ふ。○一云千熊長彦武藏國人今是云々。本に千熊長彦四字無し。集解に。今以_二古本_一補。とあるに从れり。武藏國人は。神代紀に。天穗日命此武藏國造祖とあり。此事次に云。さて國造本紀に。思國造。思下太。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命。補此五字栗田寛説に據て。補へり。以下も同じ。十世孫志久麻彦定_二賜國造_一とあり。栗田寛云。志久麻彦は。此の千熊長彦又藤原那加比跪と同人なるへし。和名抄を按るに。陸奥國色麻志加郡色麻萬之加郷あり。是より出たる名にやあらん。次に。伊具國造。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。豐島命定_二賜國造_一とある豐島命は見あたらず。前條に引る。千熊長彦一云武藏國人とあるは。實に志久麻彦ならむには。この豐島命の名は。武藏國豐島止志郡より出するなるへし。また次に染羽國造。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。足彦命定_二賜國造_一とある足彦命も。姓も考なし。阿岐國造同祖十世孫とあるを思ふに。阿尺國造比止禰命。阿尺國造。志賀高穴穗朝御世。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。比止禰命定_二賜國造_一。思國造志久麻彦。伊具國造豐島命と。此足彦命と兄弟なり。と云り。なほよく考ふへし。○額田部槻本首。考なし。神代紀に。天津彦根命額田部連等遠祖とあり。右に引る天穗日命と。天津彦根命と兄

弟なれば。此氏にて武藏國人と云には。由ありけなり。なほ考ふへし。槻本氏は。天武紀朱鳥元年八月。槻本村主勝麻呂賜_二姓連_一と見えたり。氏人は。續紀十六槻本連若子。また同書三十五。槻本公老。後記。五。槻本公奈豆麻呂と云もあり。續後紀槻本連良棟等。賜_二姓安堀宿禰_一。其先出自_二後漢獻帝後_一也。とあり。此の氏は大友村主と同族なり。推古紀十年に云り。併せ考へし。また天武紀槻本村主の下にも云り。和名抄攝津國西成郡槻本都木乃毛止とあり。○百濟記云々は。後人の攙入なる事。首卷に云るか如し。さて此書は。其頃百濟國人の撰へる書にて。皇國に傳はれるなり。此卷にも。續紀欽明紀等の細書に。百濟本記。職麻那々加比跪は。シマナナカヒク。と訓へきか。またはシクマナナカヒクか。さらば一の那は衍なるへし。さて歟也の也字。永享本に無し。決く衍なり。○皇后の四十七年。魏志に。これより先卑彌呼。狗奴國の男王卑彌呼と和せず。こゝに至て載斯烏等を魏につかはして。相攻撃する状をつく。魏王塞曹椽三張政等を倭國につかはして。檄もて告諭せしむ。卑彌呼の宗女壹與を立て王とす。壹與邪狗をして政等を送り還らしめ。物を献したりし事。見えたり。但しこれらみな。筑紫の偏土。又は倭國人などのしわざなり。此卑彌呼と云ものを。姫子りとか爲へき。男に姫と云ことあるへくもあらず。

四十九年 己巳

四十九年春三月。以_二荒田別鹿我別_一爲_二將軍_一。則與_二久氏等_一共勒_レ兵而度_レ

之。至卓淳。因將襲新羅。時或曰。兵衆少乏。不可破新羅。更復奉沙白蓋盧。請增軍士。即命木羅斤資。沙沙奴跪。是二人不知其姓名也。但木羅斤資者。百濟將也。領精兵。與沙白蓋盧共遣之。俱集于卓淳。擊新羅而破之。因以平定比自林。南加羅。喙國。安羅。多羅。卓淳。加羅七國。仍移兵西廻。至古奚津。屠南蠻。忱彌多禮。以賜百濟。於是其王肖古。及王子貴須。亦領軍來會。時比利。辟中。布彌支。半古四邑。自然降服。是以百濟王父子。及荒田別。木羅斤資等。共會意流村。今云三州。流須祇。相見欣感。厚禮送遣之。唯千熊長彥與百濟王。至于百濟國。登辟支山。盟之。復登古沙山。共居磐石上。時百濟王盟之曰。若敷草爲坐。恐見火燒。且取木爲坐。恐爲水流。故居磐石而盟者。示長遠之不朽者也。是以自今以後。千秋萬歲。無絕無窮。常稱西蕃。春秋朝貢。則將千熊長彥。至都下。厚加禮遇。亦副

久氏等而送之。

荒田別鹿我別は。應神紀十五年に。遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟。仍徵王仁止美連條とあり。姓氏錄連條に。尋來津公同祖。豐城入彥命之後也。四世孫荒田別命。また田邊史。豐城入彥命四世孫大荒田別命。また大野朝臣。豐城入彥命四世孫大荒田別命。とあり。さて國造本紀。浮田國造。志賀高穴穗朝。瑞籬朝。五世孫。賀我別王定賜國造とあり。此五世孫の上に。皇子豐城命の五字。脱たるものなるへしと。栗田寛云り。さらば賀我別王を。豐城命五世孫として。姓氏錄に合せて考ふれば。荒田別命の子なるへし。さて鹿我別巫別を。荒田別と並へ云るを。以てみれば。鹿我別巫別は同人なるへし。此賀我別王。成務朝に國造となされしを。當昔已に功勳ありし人なるへし。○爲將軍。玄道云。征伐の將軍を遣はされしは。新羅國の其罪に伏し奉らて。詔使を拒み奉りし故こそ聞えたる。と云り。○因將襲新羅。因字。秘閣本中臣本永享本薩摩本に國と作り。卓淳國なり。さて此文に因る時は。今の慶尙道の邊海近き國と見えたり。○沙白蓋盧。集解に。按卓淳人也と云り。○木羅斤資沙々奴跪。本注に是二人不知其姓名也。但木羅斤資者百濟將也。の十九字あり。本高本になし。集解にも私記摺入として刪れり。上の千熊長彥の下の注と同じければ。其に从ふへし。名の様をおもふに。けに百濟の將なるへけれど。これはもと皇國人にて。彼國に遣はされて。軍將となりたるものと通えたり。敏達紀なる火蓋北國遠率日羅が。百濟に居りし事と思ふへし。○俱集。俱字本に但とあり。今中臣

本舊板本集解本に从ふ。又按に疑くは祖字の誤しものか。○擊新羅而破之。天書に。此時新羅和を請ふて貢物を奉る。とあり。○比自煉。通證に釋煉音益。今按字書無煉字。當作煉。玉篇煉音木。とあれど。天智紀に答煉春初。又煉日比子など云人もあれば。強て誤とも云ひ難し。古かゝる字もありけらし。此國は文献備考に。新羅火王郡。本比自火郡。一云比斯伐。高麗昌寧郡。顯宗入密城。本朝昌寧縣。仁祖朝入靈山。とある處なるへし。さて是より以下の七國は。欽明紀二十三年に見えたる。任那國十國の内なり。今此等の國等を平定しめ玉へるは。蒲生氏説に。新羅所侵地とあるか如くなるへし。○南加羅。私記に南は阿利比志とあり。韓語なり。加羅は數種あり。次に云。此なるは南方に依れる加羅なり。○倅國。釋紀倅音毒。音毒此國詳ならず。文献備考海防部に。慶尙道金海下に德島。在南十里德只島。在南五十里また熊川下加德島。在東南海中七十里德山浦。在四十里とあり。これらのうち倅國にはよしあらぬか。○安羅多羅加羅。安羅は今慶尙道咸安郡に阿羅伽伽あり。これなり。伽伽の一種なり。文献備考に。阿羅伽伽國。一作阿其法興王滅阿良國。以其地爲州。景德王改爲咸安郡。とあるこれなり。多羅は同書に。新羅江陽郡。本大真州郡。其一作阿其高麗陝州。顯宗本朝陝州郡。とある地なり。加羅は。又伽伽とも云り。數種あり。金官加洛あり。輿地志に。今金海府。宮壁在府西三百步。有首露王墓云。大伽伽國あり。輿地志に。大伽伽今高靈縣。南一里有宮闕遺址云々。小伽伽國あり。高麗地志曰。固城縣本小伽伽新羅取之置郡。古寧伽伽國あり。三國地志曰。古寧郡本古寧伽伽新羅取之爲郡。阿羅伽伽國あり。出。星山伽伽國あり。東國記異曰。星山伽伽。今京山。一云碧珍。三國遺事以星山爲六伽伽之一。とあり。さて安羅も伽伽の一種なれども。後に此地に任那日本府を置

れしより。其在所によりて安羅日本府とも云へり。東國通鑑六。高句麗條に。督衆士造梯。衝於安羅。同四。安樂王と云も見えたり。さて此等の國とも。近き頃出たる。我允恭天皇三年高麗國にて立たる。東夫餘永樂王碑文にも。任那加羅安羅等と云名見えたり。○古奚津。ケイ詳ならず。集解に。全羅道有古阜郡古阜縣とあるは。叶へりや否しや。○南蠻忱彌多禮。忱應神紀に枕と作り。一本には枕とあり。何れにてもとと讀るれど。忱とある方宜しかるへし。さて南蠻は。百濟國の南邊を云るなり。通證に謂韓國之蠻。非四夷云。忱彌多禮をさして云るものなり。忱彌多禮。詳ならず。今全羅道南邊に同福縣あり。文献備考に。百濟時豆夫只縣。新羅高麗時同福縣。初入。本朝同福縣。太宗朝入和順。稱福順。とあり。もしくはこゝなごにや。○王子を。セシムと讀るは韓語なり。○貴須。釋紀に須音主とあり。此王の事既に云り。なほ六十四年の下に云へし。○比利。辟中。布彌支。半古。本に支を友に誤れり。今釋紀又考本に據る。集韻支音祇とあり。この四邑も詳ならず。但し魏志馬韓五十四國の内に卑離國あり。南蠻の内なるへし。○意流村。今云州流須紙。今詳ならず。村をスキと訓るは天智紀にもあり。通證。須祇蓋韓語也。南史百濟國邑曰擔魯。猶中國言郡縣とあり。○送遣之。荒田別鹿我別木羅斤資を。皇國に送り返すなり。○至于百濟國。本に至字なし。中臣本永享本應永本薩摩本等に依て補ふ。南方の國より。百濟國境に歸り至るなり。さて按に。此時百濟の都は北漢城なり。即今の北漢山城なり。近肖古王二十六年に。この地に都を移せり。○辟支山。支本に友に詭る。今釋紀に據て改む。辟支山詳ならず。今忠清道大興縣に。白日山

と云あり。名のさまを思ふに。もしくはその山にもあるへし。通證に。无例蓋韓語。八雲御鈔云。牟禮山名。今朝鮮語云ニ毛惠。とあり。皇國にても山をムレと云り。記の雄畧條の御製に。美延斯怒能。袁牟漏賀多氣爾。皇極紀御製に。伊磨紀那屬乎武例とあり。韓語の轉れるか。但し古言か。○古沙。詳ならず。欽明紀に古婁國とあるは同じからず。其は任那の一國なり。北史百濟傳に。其都曰古拔城云々。其外更有三五方。中方曰古沙城。とあり。○敷草爲坐。本に敷を數と作り。今並河本考本集解本等に據る。坐の訓井シキ。應神紀に席をも訓り。今も然云り。○居磐石而盟。永享本石の下に上字あり。○都下は。通證に百濟の都城とあり。

五十年庚午

五十年春二月。荒田別等還之。夏五月。千熊長彦。久氏等。至自百濟。於是皇太后歡之。問久氏曰。海西諸韓。既賜汝國。今何事。以頻復來也。久氏等奏曰。天朝鴻澤。遠及弊邑。吾王歡喜踊躍。不任于心。故因還使。以致至誠。雖逮萬世。何年非朝。皇太后勅云。善哉汝言。是朕懷也。增賜多沙城。爲往還路。驛。

諸韓。上に南嶽忱彌多禮などあるを云。○踊躍。欽明紀にも見えて。何れもホトハシリと訓り。散々飛走にて。嬉しきにも哀しきにも云り。字鏡に。忡心憂也。心保止波志留。○多沙。繼體紀に。加羅多沙津とあり。文献備考云。新羅河東郡。本韓多沙郡。本朝慶尙道河東府とあり。此地なり。○路驛。通證に驛既館也。倭名沙無末夜とあり。驛の事は老德紀に委しく云へし。扶桑畧記に。五十年始造路驛とあり。玄道云。天書扶桑畧記濫觴抄などに。夏四月諸州に詔して。驛路を作て行路に便にせしむとあるは。若くは此多沙城の事を。混し傳たるにはあらざるか。と云り。

五十一年辛未

五十一年春三月。百濟王亦遣久氏朝貢。於是皇太后語太子及武内宿禰曰。朕所交親百濟國者。是天所致。非由人故。玩好珍物。先所未有。不闕歲時。常來貢獻。朕省此款。每用喜焉。如朕存時。敢加恩惠。即年以千熊長彦。副久氏等。遣百濟國。因以垂大恩曰。朕從神所驗。始開道路。平定海西。以賜百濟。今復厚結好。永寵賞之。是時百濟王父子。並額致地啓曰。貴國鴻恩。重於天地。何日何時。敢有忘哉。

聖王在上。明如日月。今臣在下。固如山岳。永爲西蕃。終無貳心。

五十二年
壬申

五十二年秋九月丁卯朔丙子。久氏等從千熊長彥詣之。則獻七枝刀一口。七子鏡一面。及種々重寶。仍啓曰。臣國以西有水源。出自谷那鐵山。其遶七日行之不及。當飲是水。便取是山鐵。以永奉聖朝。乃謂孫枕流王曰。今我所通海東貴國。是天所啓。是以垂天恩。割海西而賜我。由是國基永固。汝當善脩和好。聚斂土物。奉貢不絕。雖死何恨。自是以後。每年相續朝貢焉。

丙子は十日なり。○七枝刀。萬葉集に狗劍和射見我原。注釋に高麗國劍鋒有七枝。と云ことあり。年山紀開六。二鞘の刀七枝。刀の條に。萬葉四。人言をしけみや君を二さやの。家をへたてゝ懸つゝあらむ。御釋云。二鞘は兩枝。刀を刺す鞘か。中に隔のあれば。家を隔てゝと云んため也。神功皇后紀に。七枝刀一口。七子鏡一面。この七枝刀といふは。本は一にて。末の七つにわかれたる刀なるを。七

鞘にをさむる故に。なゝつさやのたちと云か。兩枝船をふたまたふねとよめることく。なゝまたのたちとよむへきか。六帖刀の歌に。あふ事の刀さしたる七子の。さやかに人の戀らるゝかな。又鞘の歌に。七子のさやのくちくつとひつゝ。われを刀にさして行なり。二首ともに神功紀によるか云々。今按に。六帖の歌に七子とよめるは。神功紀に七子鏡とあるを。刀の事とおもひ誤てよめるか。七枝のさやとよめらは。本文にかなふへきにや。さて二さやの刀。七さやの刀といふは。いかに作れるにかあらむ。製法不審なり。上代の事はかりかたし。また兩枝船もおほつかなし。と云れたり。今按に。東大寺寶物中に。一つ鞘にて。口のあまたある小刀ありと云り。これ七枝刀ありし證なり。高麗國劍鋒有七枝とあるか如く。諸韓にはかゝる刀。上代に多かりしものと見えたり。○七子鏡。此は周りに七箇の子ありて。俗に七曜紋と云ものゝ狀したる鏡と通えたり。今俗に七子と云ものは。此を多く集めたることあり。さて此刀また鏡等を献れることは。記應神段。百濟國貢横刀及大鏡とあり。即此時の事を記したるなるへし。ここに大后の御世に係たれど。即應神天皇の御世なれば。此に記せると御代違へるにあらず。○谷那鐵山。應神紀八年本注に。峴南。支侵。谷那。東韓之地とあり。天智紀に谷那首と見えたるは。此地に依れる人か。百濟の地なり。文献備考に。全羅道百濟欲乃郡。新羅。谷城郡。高麗。谷城郡。初入昇平。後入羅州。とあり。谷那鐵山はもしくは此處なるへし。○枕流王。枕一本耽ともあり。女々も。されど枕にてもトムの

音に妨なし。又悦字にてもあるへし。此王の事下に出。○自是以後。本に以字なし。今集解に據古本補とあるに从ふ。

五十五年
乙亥

五十五年。百濟肖古王薨。

肖本に背に謬る。今永享本に據る。其よしは已に上に云り。此王の事も已に出。上にも云るか如く。百濟に於て。時代も大に異なれど。此王の子孫とも。皇國に多く歸化りて。姓氏録に。石野連。大丘連。三善宿禰。春野連。面氏。巴汝氏。汝野氏。眞野連。錦部造等。皆其末裔の氏なり。

五十六年
丙子

五十六年。百濟王子貴須立爲王。

貴須王。此王の事上にも云つれど。なほ次の六十四年の下に云へし。此王もまた彼國の舊に。仇首王と近仇首王と二人ありて。まさきれやすし。次に云。

六十二年
壬午

六十二年。新羅不朝。即年遣襲津彦擊新羅。

百濟記云。壬午年。新羅不奉貴國。貴國遣沙至比跪令討之。新羅人莊飭美女二人。迎誘於津。沙至比跪受其美女。反伐加羅國。加羅國王已本早岐。及兒百久氏。阿首至。關沙利。伊羅麻酒。爾汝至等。將其人民。來奔百濟。百濟厚遇之。加羅國王妹既殿至。向大倭啓云。天皇

遣沙至比跪。以討新羅。而納新羅美女。捨而不討。反滅我國。兄弟人民皆爲流離。不任憂思。故以來啓。天皇大怒。即遣木羅斤資。領兵衆來會。加羅復。其社稷。一云。沙至比跪知天皇怒。不敢公還。乃自竄伏。其妹有子。於皇宮者。比跪密遣使人問天皇。怒解。不妹乃託夢言。今夜夢見沙至比跪。天皇大怒云。比跪何敢來。妹以皇言報之。比跪知不免。入石穴而死也。

遣襲津彦擊新羅。東國通鑑。晉大元十七年。新羅奈勿王三十七年。倭人來圍新羅金城。七日不解。云ふ事あり。これは仁德天皇八年壬午の事なり。此時の事を傳誤りて記るものによ。按に今年は壬午なり。また仁德天皇十年も壬午なり。○沙至比跪。集解に。按襲津彦沙至比跪。此語相近。然檢事跡大齟齬。蓋別人也。と云れたり。なほ次に云へし。○新羅人莊飭美女二人より復其社稷とあるまでの文。本傍注に。清本爲疏。猶可見佗本也。とあり。疏なる事は本より云までもなければ。卷首にも云る如く。總て本文に異國の書名などを著して書る例ならねは。百濟記より以下入石穴而死也まで。盡く疏にて。後人の摺入なる事は明らかし。○百久氏。阿首至。考に。此六字を一人の名と見えたりとあれど。なほ二人なるへし。さて氏を釋紀また考本に至に作る。阿首至の至を。永享本には互と作り。○關沙利。本に關を國と作り。今釋紀考本薩摩本及傍注に从る。音は何れの本にも。ヲクイク兩音なり。○伊羅麻酒爾汝至。以上五人の名なるへし。○流離。本に離を沈とあり。今集解に據古本改とあるに依る。○來會加羅。本に會字集とあり。今考本に據て改む。○其妹。誰と

も知かたし。本より誤傳なれば考るに由なし。○妹以皇言。本に妹字なし。今中臣本水戸本に从ふ。○入石穴而死。石穴をイハツホと訓るは。和訓栞に。岩壺の義。岩の自ら掘穿たれて壺となれるなり。新六帖に。いはつほにたごふはかりの山の井に。つゝかなくても世を過さはや。とあり。後世には前もあり。さて上にも云る如く。これを葛城製津彦の事とするは。甚しき訛なり。此命は應神天皇十四年にも。加羅國に勅使を奉りまじし事あれば。此は他事を謬傳へたる忘説なること論なし。

六十四年。百濟貴須王薨。王子枕流王立爲王。

百濟貴須王。本に百濟下國字あるは例に違へり。今永享本に从て削る。さて此王の子孫も姓氏録に見えて。菅野朝臣。葛井宿禰。宮原宿禰。津宿禰。中科宿禰。雁高宿禰。廣津連。河内連等か祖なり。○枕流王は。貴須王か子とあれど。彼國籍に依れば。近仇首王の子とせり。近仇首王は。近肖古王か子なり。さて枕流王の次に辰斯立とある世次も。よく叶へれば。彼國籍の方正しきやうなれど。此紀とは世代大に異にて。近仇首死て枕流の立は。通鑑に仁德天皇七十二年の事なれば。従ひかたきか如し。されど上にも云る如く。肖古仇首二王を。此皇后御世の王とする時は。近肖古近貴須二王は。數世の後の王なれば。此枕流王以下は此御世の事にはあらずして。なほ仁德天皇の御世の事なるへし。肖古貴須と。近肖古近貴須と。一になれるより。其間の世次の王の名を記し漏して。かゝる訛傳も出來しものなるへし。なほ彼

六十四年
甲申

國王ごもの世次の事は。應神紀十七年の下に委しく云へし。

六十五年。百濟枕流王薨。王子阿花年少。叔父辰斯奪立爲王。

王子阿花。東國通鑑に。晋大元十年。百濟枕流王二年王薨。太子阿莘幼。王弟辰斯立。とあり。通鑑の莘は華字の誤寫なり。彼國の書にも華字に作るあり。此紀に花とあるを以て訂すへし。さて上にも云る如く。此事通鑑の年立にては。仁德天皇七十三年の事なれば。時代には異りあり。○本に此次に。六十六年是年晋武帝泰初二年。の三十四字あり。本高本一校本にはなし。集解にも。古本無。後人所加。とあれは。今もそれに従へり。文に異同あれども。今訂すに及はず。

六十五年
乙酉

六十九年夏四月辛酉朔丁丑。皇太后崩於稚櫻宮。時年一百歲。冬十月戊午朔壬申。葬狹城盾列陵。是日追尊皇太后。曰氣長足姬尊。是年也大歲己丑。

六十九年
己丑

丁丑。十七日也。○崩。通證に。前紀皇后曰薨。至此始曰崩。江次第曰。天子皇后曰崩。後漢書皇太

后皇后皆書崩。とあり。されど此紀には。此後も皇后には薨と作り。崩とあるは。續紀より後なり。此皇后は上にも云へる如く。攝政とは申せども。さる名を眞せまつ。りしは後の事にて。大方一御代の天皇と同じく坐々しかは。其御卷を立てしさまも。餘の皇后とは同じからず。故天皇の御例と併しく崩と書るなり。此に至て書法を改めしにはあらしかし。○時年一百歳。此五字本に細字と爲り。今考本集解本本高本ともに依て。連書して大字とせり。さて御年。天書には一百十二歳。記傳に引る或書には一百十一とあり。○壬申。十五日なり。○狭城盾列陵は。諸陵式に狭城盾列池上陵。磐余稚櫻宮御宇神功皇后。在大和國添下郡。兆域東西二町南北二町。守戸五烟。今山陵村にありて。字五社神と云塚。即此御陵なり。此等の事。なほ成務天皇の御陵の下に云り。は既にも云る如く。狭城になほ比婆須比賣命。寺間陵と。稱徳帝の高野陵とあり。續後紀十二に。承和十年云々。搜檢圖錄。北則神功皇后之陵。南則成務天皇之陵也。世人相傳以三南陵。爲三神功皇后之陵。偏依此口傳。每神功皇后之崇。空謝成務天皇之陵。今日改云々。とありて。南北二山陵のまかひしことあり。この二陵の事を。記傳山陵志などに種々論ひて。口傳の方や却りて正しからんとあれど。近頃世に現れし西大寺所藏天平年中の班田圖に。北を神功皇后の敷地。南を成務天皇の敷地と録せれば。尙圖錄は正しかりける。さて又記にも。仲哀天皇の御陵を記せる次に。皇后御年一百歳崩。葬于狭城楯列陵也。と云十六字の細書あり。記傳に。後人のしわざなりと師の云れたる。此は決く然り。文のさま此記の例に非ず。又御代々々段終の細書の例にも異なればなり。そはまつ皇后と申すことも。下巻に至ては二所に見えたれども。此卷に

は例なき文字なり。又凡て御世々々の天皇の御年の數。多くは書紀と異なるに。此一百歳は被紀と同じさまも。中々にいかり。又狭城楯列も。書紀の文字のまじりなり。此記には狹木又沙記と書ま。多他那美と書るをや。さればこの細書は。後世になりて。書紀に依りて書入れたるものなり。と云れたり。○是日追尊云々は。記傳云。いと心得す。此は漢國にて葬て諡を着る例に倣ひて。書なされたる例のしわざなるへし。と云へり。按に追尊は必有しものなるへし。されど是日などあるは。記傳に云れしごとく。あまり際やかなる心ちす。○氣長足姫尊。記傳云。此御名を後の諡の如く記されたれども然らず。御弟をも息長日子と申ししかは。此も生時よりの御名なりしこと著し。彼息長日子の例を以思へは。此姫尊も本は息長日女命と申ししを。崩坐て後に。足日女とは加へ申せるにやあらむ。と云れたるか如くなるへし。此御名の總ての義は。仲哀紀。さるは此御時迄。未追尊して諡を奉る等の事はなかりしかと。此皇后は始て海外國を征伐玉ひて。彼國の者ども。服從來し御世なりければ。其人ともなど。漢國にて葬て諡を着る例ある事などを申上て。さてしか定められ玉ひけむ。さるは此皇后を祭れる宮を。香椎。廟と申せるなごも。彼國人の申せるに倣ひ玉ひけむ事。下に云るか如きをも思合せて知へし。

さるを記傳に。此は漢國の例に倣て。書なされたる例のしわざなるへし。と云れたるは一個の論なり。さて此皇后を祭れる社は。諸國にいと多かる中に。最著明きは。筑前國糟屋郡香椎。廟。今も香椎村にあり。續紀二十二に。天平寶字三年八月。遣太宰帥船親王於香椎廟。奏下應伐新羅之狀。同六年十一月。遣參議藤原朝臣巨勢麻呂。散位土師宿禰犬養。奉幣于香椎廟。以爲征新羅調習軍旅也。續後紀一に。天長十年夏四月。遣和氣臣眞綱。奉御劍幣帛於八幡大菩薩宮。及香椎廟。告新即位也。とあり。記傳云。抑此廟は。仲哀天皇な

りとも申し。神功皇后なりとも申して。決らざる由なり。右の續紀の趣に依るに。神功皇后なるへし。兵範記にも。香椎、大多羅志姫宮とあり。さて此をば。神社と申さずして。古書に廟とのみあること。他に例なき事なり。又神名帳にも載らず。いかさまにも所以あることなるへし。故思ふに。まつ漢國の意を以て云はく。諸の神社はみな廟とも云へき物なれども。然云る例なく。凡て皇國に廟と云ることは無きに。此をのみ殊に廟と云は。神功皇后の征け賜ひし後。三韓國のひたふるに服従ひ參來し御代に。彼國より此皇后の御靈を奉齋れる宮にやあらむ。されは皇國のなへての神社の例に非ず。異國より奉齋れる宮なるか故に。其例を別む爲に。廟とは號奉り玉へるにやあらむ。此はこゝろみに推度りて云のみなり。さて後世の歌に。香椎宮とよめるは。此廟の御事なり。又字佐八幡宮縁起に。嵯峨天皇の御世。神功皇后の託宮に因て。弘仁十四年に勅して。新に大帶姫宮を造らしむるよし云るは。式に豐前國宇佐郡大帶姫廟社と云れたり。故つら／＼考る社とある社なるべし。宇佐宮三坐の一なり。是をしも廟と申すは。香椎廟に倣ての稱なるへし。と云れたり。故つら／＼考るに。廿二社注式に引る或書に。賀襲宮者。昔足仲比古天皇の后。息長足比賣命。及大臣武内宿禰命。此の行宮に在りて新羅を伐んと謀り玉へりき。かくて後便廟堂と爲て。后宮は東にあり。臣廟は西にあり。とある文に因るに。新羅を伐玉はむと謀り玉ふ廟堂なりしか故に。その名を存して。宮といはす。廟とは申し習ひしものなるへし。さるは韓國にて。事謀りする屋をば。廟堂といひし故に。なほかの記傳に云れし如く。韓人か後に。其事謀り玉ひし處なりと聞奉りて。廟堂と申し奉りしか。皇國人も其ことのまゝに。廟とは稱したるものなるへし。彼或書には。其由を聞傳へて書しもの

みえたり。信友も記傳説に因て。本朝无題詩に。釋蓮行か同宮の詩註に。古岸有蘆草之藪。古老語云。古人殖唐蘆之種。四時不枯也。とあるも。韓人か殖奉れるにやあらむと云り。共に理たる説共也。また同集釋蓮禪か詩註に。香椎宮行牒威權滿日域。抱關者不能行留。とあり。當時御社の御榮の程思ひやるへし。

日本書紀卷第九終

日本書紀通釋卷之三十七

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十

譽田天皇

應神天皇

紀應神天皇

天中記帝王曰。帝王世紀曰。天子至尊之定名也。應神受命。爲天所生子。故謂之天子。とあり。

譽田天皇。足仲彥天皇第四子也。母曰氣長足姬尊。天皇以下皇后討新羅之年。歲次庚辰冬十二月。生於筑紫之蚊田。

蚊田は。神功紀に號其產處曰宇瀨也とあり。其處の舊名なるへし。此御產處は筑前國怡土郡深江の地にありとも。成は糟屋部宇瀨村に在とも。或は那珂郡宮崎濱に在とも云へり。既に前紀に云へり。宇佐託宣集に。伐三韓歸本朝。於筑前國蚊田而生皇子とあり。

幼而聰達。玄監深遠。動容進止。聖表有異焉。皇太后攝政之三年。立爲皇太子。時年三。初天皇在孕。而天神地祇授三韓。既產之。穴生腕上。其形如鞞。是肖皇太后爲雄裝之負。鞞。肖此云。故稱其名。謂譽田天皇。上古時俗。號鞞。謂褒武多焉。

動容進止。安康紀に威儀。天武紀に進止。共にフルマヒと訓り。萬葉三に咲比振麻比。○有異。舊事紀に異を契に作れり。○立爲皇太子。時年三。按するに。天皇仲哀帝九年庚辰に生れ給へれば。皇后攝政三年癸未に至りて。四歳に成坐れば。三は四とあるへし。水鏡編年紀には四とあり。集解には古本に據て。時年三の三字を刪たり。○在孕而云々。授三韓。この事仲哀紀に見えて既に云へり。記云。凡此國者。坐汝命御腹之御子之所知國者也。○爲雄裝負鞞。肥前風土記。松浦郡登望驛。在郡昔者氣長足姬尊到於此處。留爲雄裝。御臂之鞞落於此村。因號鞞驛。驛東西之海有嶋云々。とあり。負は佩なり。背に負ふ物には非されはなり。○肖は。貫之集源氏うつほの物語また盛衰記七などに。あえものごあるあえに同じ。あえものはあやかりものなり。拾遺集雜に。風はやみ峯の葛葉のともすれば。あやかりやすき人のころか。ともあり。あやかりは。肖假の義なるへし。今も人によく似ることを。かりうつしなど云ゆり。○謂譽田天皇。こゝは謂大鞞別

尊こと有へきなり。○上古時俗云々。永享本に上古上に一云の二字あり。鞞は登毛と訓む事既に云り。褒武多は河内國古市郡の地名なる事も。既に云るか如く。鞞の古名に非ず。此十字は後人の附註なり。除くへし。

一云。初天皇爲太子。行于越國。拜祭角鹿筥飯大神。時大神與太子名相易。故號大神曰去來紗別神。太子名譽田別尊。然則可謂大神本名譽田別神。太子元名去來紗別尊。然無所見也。未詳。

一云は。通證に見古事仲哀記。大同小異。ごあるか如し。集解に古事記所載説也ごあるはたかへり。○大神與太子名相易。かくては大神と太子と。互に御名を取替て易玉ふなり。按するに記にては。大神のみ天皇の御名を乞て易玉ふなり。此時天皇の御名大鞞別尊と申せるを。それを神の乞て御名と爲玉ふなり。○號大神曰去來紗別神。記云。坐其地伊奢沙和氣大神之命。見於夜夢云。以吾名欲易御子之御名。ごあり。これに據れば去來紗別神は。大神の本の御名なること明らかなり。然るに此紀に。號大神曰去來紗別神。太子名譽田別尊。ごありては。互に御名を取替玉ふにて。一書の説にはあるへけれど。謬傳なるへし。○然則可謂云々より。未詳まで二十八字は。決して後人の攪入なり。

集解に古本に無しとて削られたるは。まことに然ることなり。

攝政六十九年夏四月。皇太后崩。

崩下。本注に時年百歳の四字あり。集解に古本無とて刪去たり。今もそれに従ふ。

元年庚寅

元年春正月丁亥朔皇太子即位。是年也大歳庚寅。

大日本史に。天皇即位時年七十一。注に年據ニ水鏡愚管抄皇代記及本書生年。とあり。

二年辛卯

二年春二月庚辰朔壬午。立仲姫爲皇后。后生荒田皇女。大鷦鷯天皇。根鳥皇子。先是。天皇以皇后姉高城入姫爲妃。生額田大中彦皇子。大山守皇子。去來眞稚皇子。大原皇女。潞來田皇女。又妃皇后弟弟姫。生阿倍皇女。淡路御原皇女。紀之菟野皇女。次妃和珥臣祖日觸使主之女。宮主宅媛。生菟道稚郎子皇子。矢田皇女。雌鳥皇女。次妃宅媛之弟小

甕姫。小説。此云。鳥灘謎。生菟道稚郎姫皇女。次妃河派仲彦女弟姫。生稚野毛二。派皇子。摩多。次妃櫻井田部連男鋸之妹糸媛。生隼總別皇子。次妃日向泉長姫。生大葉枝皇子。小葉枝皇子。凡是天皇男女并二十王也。

庚辰朔壬午。本に辰を戌に。午を子に作る。通證に推長曆。當作庚辰朔壬午。三日也。とあり。集解にも。推長曆。而從古本。とて。今の如く改めたり。水戸本にも其説あり。さる事なれば今もそれに依つ。○立仲姫爲皇后。仁德紀に。母曰仲姫命。五百城入彦皇子之孫也。とあり。皇子は景行帝の御子。本紀に見えたり。記云。品陀眞若王之女三柱女王。一名高木之入日賣命。次中日賣命。次弟日賣命。此女王之父品陀眞若王者。五百木之入日子命。娶尾張連之祖。建伊那陀宿禰之女。志理都紀斗賣。生子者。とあり。なほ仁德紀に云ふへし。○荒田皇女。記に木之荒田郎女とあり。式紀伊國那賀郡荒田神社。在廣田庄毛利村。と通證にあり。○大鷦鷯天皇。倭名抄鷦鷯和名佐々木。此鳥を名に負玉へるよしは本紀に見ゆ。○根鳥皇子。名義未詳。地名か。○額田大中彦皇子。額田は地名にて。彼此にある中に。通證に。倭名抄大和國平群郡額田沼加多。或曰河内國河内郡額田村有祠。祭大中彦皇子云。とあり。○大山守皇子。御名の事。下に見えたる處に云へし。○去來眞稚皇子。記に伊奢之眞若命に作

る。崇神帝の御子にも同名あり。○大原皇女。大和國高市郡に大原あり。萬葉二に大原之古爾之鄉爾。八に藤原夫人字曰大原大刀自とあり。今も大原村あり。○滂來田皇女。本に來字を脱せり。訓も誤れり。今熱田本永享本薩摩本に據て補ふ。記に高目郎女とあるに依て。滂をコムと訓へし。私記にも古牟久太と訓り。字書に滂與、濼同積水也とあり。仁德紀滂をコミと訓む。安閑紀浸字訓亦同。或人云。饒頭屋本箇用集に。滂をゴミと濁音に訓り。仁德紀に北河之滂。和訓業に。日本紀に浸字滂字をよめり。水のこむと云これなりと云り。然らば滿てる意ならん。榮花物語月宴卷に。しきふみんのつかさ皆参りこみたり云々。日本後紀五に。筑後國滂。詔令。顯。とあるも。滂とよむへし。字鏡集雜字記等に。滂をコミノミツと注せり。是は滂をコミとよむことの耳遠さゆゑ。是彼引出つ。今河内國古市郡譽田天皇の廟殿の在る地を。譽田と書てコンタとよめり。其は舊。滂田なりしを。遂に譽田の字に讀配りたるなめり。かゝれば此地に由ある御名なるへし。滂來は地名にて。和名抄河内國石川郡紺口郷。式同郡成口神社もあり。○阿倍皇女。本に倍を位に誤れり。今古寫本ともに據て改む。倭名抄駿河國阿倍郡。又大和國十市郡に阿倍村あり。靈異記に。阿部山田之道とあり。攝津國東生郡に安倍野あり。○淡路御原皇女。記に阿貝知能三腹郎女に作る。貝はるも是なり。此事既に云り。攝津國東生郡に安倍野あり。○淡路御原皇女。記に阿貝知能三腹郎女に作る。貝はるも是なり。此事既に云り。○紀之菟野皇女。之字衍な。記に木之菟野郎女に作る。紀伊國伊都郡今字野村あり。さて記に此文に次て。三野郎女あり。此紀は脱たるなり。下に二十王とある數足らす。されと三野皇女を補へる本あるは。私に加へたる。さて記傳云。此中日賣命弟日賣命の御腹の女王等の御名に。畿内にもあらざる。紀國又淡路などを負せるは。いかなる由にかあらむ。とあり。○和珥臣祖日觸使主。瑪を本に珥に誤る。今類記に依て正して引り。記に丸邇之比布禮能意富美とあり。日觸は名なり。使主借また意富美は。名の下に附て云一の稱名なり。○宮主宅媛。記に宮主矢河枝比賣と作り。名義詳ならず。さて和珥臣以下十

四字。神皇本紀に。物部多遲麻大連女香室媛の十一字に作る。又天孫本紀には。香室媛を山無媛とあり。いづれも詳ならず。○菟道稚郎子皇子。倭名抄山城國宇治郡宇治郷。久世郡宇治郷とあり。二の一地の二郡にわたれるなり。此皇子菟道宮に坐しこと。仁德紀に見ゆ。郎子は伊良都古と訓む。郎女に對て知るへし。○矢田皇女。記に八田若郎女とあり。仁德紀にも八田と書る所あり。倭名抄大和國添下郡矢田郷あり。この皇女仁德の皇后になり給へり。○嶋鳥皇女。記に女鳥王とあり。仁德紀に此皇女の事あり。○宅媛之弟小瀛媛。本に弟字を脱せり。今永享本熱田本薩摩本等に依る。記云。矢河枝比賣之弟。袁那辨郎女。注の謎も倍の音なり。○菟道稚郎姬皇女。これも菟道にそ住居まじけん。○河派仲彦女弟媛。本に媛を姫に作る。今熱田本永享本に據る。記云。昨股長日子王之女。息長真若中比賣。とあり。河派は昨股と同じ。和名抄に河内國若江郡川俣郷。式に同郡川俣神社。大和國高市郡川俣神社あり。また和名抄に攝津國住吉郡杭全郷あり。是等なり。さて記云。倭建命子。息長田別王之子。杵俣長日子王。此王之子飯野真黑比賣命。次息長真若中比賣。次弟比賣。とあり。然るに釋紀所引の上宮記に。一云。凡牟都和希王。娶。經。侯。那。賀。都。比。古。女。子。名。弟。比。賣。麻。和。加。一。生。兒。若。野。毛。二。侯。王。娶。母。姉。恩。己。麻。和。加。中。比。賣。一。生。兒。大。郎。子。とあり。凡牟都和希王は應神天皇なり。經字は寫誤なり。母恩の間に姉字あるへし。今假りに補へり。恩己は息長の誤なり。記傳云。古事記倭建命段に。昨俣長日子王之御女三柱見えて。息長真若中比賣は第二。弟比賣は第三女なり。又此段の末に。若野毛二侯王。娶。其。母。弟。百。師。木。伊。呂。辨。亦。名。弟。比。賣。一。生。子。大。郎。子。とあり。かゝれば弟比賣は。若野毛二侯王の御

妻なるを。書紀及上宮記には。此天皇の妃として。二俣王の御母とし。又上宮記には。中比賣をは其御妻とせり。かくて書紀には。二俣王の御妻の事は見えされは。御母を弟比賣とせるも。異なる傳としてあるへきを。上宮記は聊か心得ず。其故はまつ中と云。弟と云名にて。中比賣は御姉なりしことは論なきに。御母の御姉を御妻とし賜はむこと。いかくなればなり。古は母の弟を妻とせし例。これかれあれども。母の姉を妻とせむことあるへくもおほえす。されは此は記の傳を正かるべき。抑此まされば。中比賣をも息長真若といひ。弟比賣をも弟比賣真若と云へれば。真若の同じきよりまさりけむ。と云はれたる。さることなるへし。○稚野毛二派皇子。御名義未詳。記に成務天皇の御子にも。和訶奴氣王あり。二派は河派に據れる地名なるべし。河内志。志紀郡二俣新田と云地見ゆ。神名式に周防國都波郡二俣神社ありさて姓氏錄皇別に。此皇子の御末に。息長真人。山道真人。坂田酒人真人。息長丹生真人。坂田宿禰。息長連等數氏あり。○櫻井田部連男組。記に櫻井田部之祖島垂根とあり。記傳云。櫻井は。和名抄に河内國河内郡櫻井郷とあり。是れなるへし。崇峻卷に。河内國言。於餌香川原云々。爰有櫻井田部連膽停所養之犬云々。これ彼國に此氏人のありし據なり。かくて此氏は。河内の櫻井に住居て。田部を掌りつる氏なり。安閑卷に。以櫻井屯倉與每國田部。給賜香々有媛。また云々。以河内縣部曲。爲田部之元於是乎起とある。此氏これらに由あるへし。さて此氏は。誰の子孫と云こと物に見えたることなければ。姓氏錄に櫻井姓あり先祖憶に知かたし。たゞ國造本紀に。穴門國造。纏向日代朝御代。櫻井

田部連同祖。邇伎都美命四世孫。速都鳥命定賜國造とあれば。此邇伎都美命と云か末とは聞ゆれど。此名も未物に見あたらず。天武紀に。十三年十二月。櫻井田部連賜姓曰宿禰。三代實錄に氏人是かれ見ゆ。讚岐國にもありと云へり。貞觀元年三月。遣右衛門大夫從六位上櫻井田部連貞雄麻呂於河内和泉兩國。辨決兩山之事。と云ることもありとも見えたり。安閑紀二年諸國置屯倉。九月詔。櫻井田部連云々等。主軍屯倉之稅。と云ふ事も見ゆ。なほ次に云。○男組。名義未詳。記には島足根とあり。記傳に。島は地名か。垂根と云例は。伊邪河宮段に出とあり。重胤云。丹後舊事記に。浦島子の事を叙して云。櫻井田部祖島垂根は。當國吉佐郡筒川郡日置里浦島太郎之祖と。國名風土記に見ゆ。又風土記云。日下部首等先祖筒川島子云々。記云。沙木吐古王日下部連祖とあり按に神功紀に依羅吾彦男垂見あり。姓氏錄に。依羅宿禰は彦坐命之後也とあり。古事記に。建者。依羅之阿見古之祖也。とあり。彦坐命と。御兄弟の間。傳の異なるにあらん。此事は神功紀にも云り。これに據れば。日下部首と同流なり。垂見島垂根は。蓋し一人或は父子ならん。和名抄河内國河内郡櫻井郷日下郷。並出たるをも考ふへし今試に其系を考るに。狹穗彦命。彦坐命の子子爾伎都美命。其子依羅吾彦。其子垂見。其子島垂根。其子速津鳥か。但し神功紀に。穴門直祖踐立云々。啓皇后曰。神欲居之地必宜奉定。則以踐立爲下祭荒魂之主。仍祠立於穴門山田邑。踐立の所屬未考へす。と云り。然るに此踐立は。天御孫命の後なりと云る傳あり。この事は神功紀に云り○糸媛。記に糸井媛とあり。地名なるへし。神名帳に大和國城下郡糸井神社あり。此地なるへし。姓氏錄大和諸蕃に糸井造あり。○隼總別皇子。倭名抄に鶺鴒和名波也布佐。隼訓同上とあり。通證に蓋速翎也とあり。此皇子の事も隼の事も。仁德紀に出てそこに云へり。○日向泉長媛。本に媛を姫に作る。今類史及舊事紀に據る。泉は

和名抄に薩摩國出水郡。これなるへし。長は未だ詳ならず。○大葉枝皇子。小葉枝皇子。本に大を太
に作る。今永享本考本舊事紀等に據て改む。葉枝未詳。安寧紀孝昭紀孝安紀に。磯城縣主葉江。顯
宗紀に黃媛波曳などあり。さて記に小羽江王の次に。幡日之若郎女を載たり。此郎女此紀には洩た
れども。記は正しき傳にて。後に履中天皇の皇后となりたまへる。草香幡梭皇女と申せるは。即此郎
女なり。此事は下に委く云へし。然るに此郎女は。仁徳の皇女にて。御母日向皇孫媛なるが。日向の皇孫媛の名の
似たるを以て。まさされて此にも入たるものと見ゆ。と云はれたるは善からず。○男女
二十王也。記に二十王の外に。又娶_二迦具漏比賣。生_三御子川原田郎女。次玉郎女。次忍坂大中比賣。次登
富志郎女。次迦多遲王。柱五又娶_二葛城之野伊呂賣。生_三御子伊奢能麻和迦王。柱一此天皇之御子等并二十六
王。男王十一女王十五。とあり。按に川原田郎女以下は。二派皇子の生ませる御子なり。此天皇の御子
にはあらず。また伊奢能麻和迦王は重複せり。右の六柱。此紀に无きを正しかるへき。また記の并二
十六王男王十一の數ともあはず。疑ふへし。

根鳥皇子。是太田君之始祖也。大山守皇子。是土形君榛原君。凡二族之
始祖也。去來真稚皇子。是深河別之始祖也。

太田君。太本に大に作る。今永享本考本に據る。記には大碓命太田君之祖とあり。此と異なり。和名抄

に美濃國安八郡太田郷。大野郡太田郷。又石津郡に今太田郷太田村あり。加茂郡蜂屋郷に太田村あり。
また式山城國愛宕郡太田神社あり。姓氏錄には載せず。續紀四十に。太田首領
職あるは異姓なり。○土形君。和名抄遠江國城飼
郡土形郷比知加多。土形郷に今下土形村あり。此氏姓氏錄に載せず。○榛原君。和名抄に遠江國葦原
郡葦原郷波以八良。又丹波國多紀郡榛原郷日置郷。今俱に存せり。記に云。大山守命者。山形君。幣岐
君。榛原君等之祖。姓氏錄攝津國
皇別。榛原公。息長真人同祖。大山守命之後也。河内
皇別。葦原。譽田天皇々子。大
山守命之後也。とあり。按に息長真人は。稚渟毛二侯王の後なり。然るに榛原君と同祖とあるは誤な
るへし。○深河別は。和名抄に飛驒國荒城郡深河布加々波。式に山城國葛野郡深川神社あり。大和志
山邊郡深川村あり。考ふへし。○上にも云へる高麗國なる永樂王碑銘に。百殘新羅。舊是屬民。由來朝
貢。而倭以_二辛卯年_一來渡_レ海。破_二百殘_一口_二新羅_一。以爲_二臣民_一。以_二六年丙申_一。王躬率_二水軍_一。討_二利殘國_一云々。
とあるは。此年の如くにも聞こゆれど。碑文のさま。また東國通鑑によるに。仁徳天皇七十九年辛卯。
また其五年後の丙申のことと聞ゆ。この紀には混あるへし。この事なほ次に云ふ。

三年冬十月辛未朔癸酉。東蝦夷悉朝貢。即役蝦夷而作厩坂道。

癸酉は三日。○東蝦夷は。東國蝦夷なり。○厩坂。高市郡にあり。名義下文十五年紀にみゆ。

十一月。處々海人訛唬之不從命。訛唬。此云。佐麼賣玖。則遣阿曇連祖大濱宿禰。平其訛唬。因爲海人之宰。故俗人諺曰。佐麼阿摩者。其是緣也。

海人は。倭名抄。白水郎。辨色立成云。白水郎阿萬。今按日本紀云。用漁人二字。一云用海人二字。とあり。海人は海子漁父潛女等の屬也。名義網部の約なり。佐麼賣玖の佐麼は。萬葉集に言佐敷久とある佐敷と同じ。さて佐敷久とは。鳥の囀と云るに同じくして。さわさわと喧響て聞ゆるを云り。敏達紀に韓婦用韓語言といひ。源氏赤石に。あやしき海人ともなどの。たかき人おはする所と。集り参りて。聞も知玉はぬ事とも。さへつりあへるも。いとめつらかなれと云々。またサロツルのサロ。字鏡にサハサ氏細角也。さばくさえあきらめ玉はて。是は異意となるへし。賣玖は其狀を云言なり。説文訛誘也。小爾雅難言曰。唬。とあり。○不從命。永享本に命の上皇字あり。さて海人とものかくさはめきしは。いかなる由に依てなりけん。知かたし。○遣阿曇連祖云々。此氏は海神の裔なるから。固より海人の事をこりし故に。其訛唬を平けしめ給ひしなり。さて其宰となりては。いよく其事を掌りつるなるへし。履中紀に。阿曇連祖子か。淡路野島の海人を引率て。仲皇子に與せし事なども考ふへし。○海人之宰。宰は御命持なるよし既にいへり。この氏の事に就て。氏族志云。應神帝時。以阿曇連祖大濱爲海人之宰。日本書紀。爾後安曇氏與

高橋朝臣。俱掌御膳之事矣。本朝。皇極天智朝。有阿曇山背連比羅夫。或單稱阿曇連。天武帝時安曇連賜宿禰。日本書紀。桓武帝時。內膳奉膳安曇宿禰繼成。以與高橋氏爭訟。不遵詔旨。流于佐渡。順清和帝時。阿波名方郡人正六位上安曇部栗呂自言。安曇百足宿禰之後。乃勅賜安曇宿禰。三代三條後一條間。有阿曇貞信。安曇元高等。朝野群載。とあり。○佐麼阿摩とは。後世にも海人のさへつりなと云ふ詞ありて。海人は性として口さかなく。言のよしりし事など。上古もありしから。かゝる名稱のありしなるへし。

是歲。百濟辰斯王失禮於天朝。故遣紀角宿禰。羽田矢代宿禰。石川宿禰。木菟宿禰。嘖讓其无禮狀。由是百濟國殺辰斯王。以謝之。紀角宿禰等便立阿花爲王而歸。

辰斯王の事は上に出。○失禮於天朝。本に失禮於貴國天皇とあり。集解に。天朝二字。原作貴國天皇。據古本改。今從之。とあるに據る。わか正史に。貴國天皇と書く。○紀角宿禰以下四人は。武内宿禰の子なり。第一羽田矢代宿禰。次に石川宿禰。次に木菟宿禰。次に木角宿禰なり。記云。木角宿禰者。木臣。都奴臣。坂本臣之祖とあり。紀は景行紀に。屋主忍男武雄心命。娶紀國造祖菟道彥女影媛。生武内

宿禰。とあるに因れるなり。角は和名抄周防國都濃郡都濃郷これなり。國造本紀に。都怒國造。難波高津朝。紀臣同祖。都怒足尼兒。田島足尼定。賜國造。續紀に。紀田島宿禰之孫半多臣。難波高津宮御宇。天皇御世。從周芳國。遷讚岐國。などあり。角臣と稱するよしは。雄略紀に出て。そこに云へり。天武紀十三年十一月。紀臣角臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京皇別紀朝臣。石川朝臣同祖。建内宿禰男。紀角宿禰之後也。角朝臣。紀朝臣同祖。紀角宿禰之後也。坂本朝臣。紀朝臣同祖。紀白城宿禰後也。など見ゆ。又續紀九に角朝臣家主。十七に角朝臣道守など。朝臣の姓は多く見えたり。其他紀岡崎來目連。掃守田首。紀祝。紀部。紀辛梶臣。大家臣。丈部。曰佐など。みな此人の裔なり。式大和國平群郡平群坐紀氏神社。名神大月大新嘗さて仁德紀四十一年三月にも。此人百濟に遣はされしことあり。かく度々の功勳ありしによりて。其子田島宿禰を。國造に任されしなるへし。田島足尼は。續紀延暦十年十二月に見えて。岡田臣。佐婆部首。などの祖なり。氏は。續紀元正紀。紀臣龍麻呂等朝臣を賜。光仁紀。寶龜四年。紀益人為庶人。賜姓田後部云々。賜姓朝臣。紀朝臣伊保等不服。仍舊為寺奴。と云事あり。同時に紀伊安壽郡人紀臣馬養。今昔物語に見えたり。仁明紀。紀伊人紀臣奈須等。朝臣姓を賜はり。紀臣清繼。改賜紀朝臣。文德紀。雀部朝臣春枝。林朝臣並人等。俱改賜紀朝臣。清和紀。左京人山村忌寸安野。川田首安雄等。並紀朝臣を賜はり。陽成紀。右京人紀臣關雄賜朝臣。など見えたり。○羽田矢代宿禰。記云。波多八代宿禰者。波多臣。林臣。波美臣。星川臣。淡海臣。長谷部君之祖也。とあり。羽田は居地の名

なり。神武紀に。層富縣波哆丘岬有新城戶畔者。今添下郡に新木村あれば。波哆も添上下郡にあるへし。また式に高市郡波多神社。和名抄同郡波多郷あり。此人の裔。河内和泉に多くあり。これに據れば。和名抄河内國茨田郡幡多。式和泉國和泉郡波多神社。日根郡波多神社等の地もよしあるへし。矢代未詳。天武紀十三年十一月。波多臣賜姓曰朝臣。姓氏錄右京皇別八多朝臣。石川朝臣同祖。武内宿禰命之後也。三代實錄九。右京人岡屋公祖代等。賜姓八多朝臣。とあるも此裔なり。氏族志云。除目大成抄後三條帝時。有因幡大樟八田宿禰別番別並有遺。唯宿禰不知所出。とあり。○石川宿禰。記云。蘇賀石河宿禰者。蘇我臣。川邊臣。田中臣。高向臣。小治田臣。櫻井臣。岸田臣等之祖也。とあり。蘇我は式大和國高市郡宗我坐宗我都比古神社。又萬葉にも見ゆ。石川は和名抄河内國石川郡以之加波これなり。三代實錄三十二。石川朝臣木村言。始祖武内宿禰男。宗我石川。生於河内國石川別業。故以石川為名。賜宗我大家為居。因賜姓宗我宿禰。天武紀十三年十一月。石川臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京石川朝臣。孝元天皇皇子。彥太忍信命之後也。などあり。三代實錄三十二。右京人石川朝臣木村。箭口朝臣岑業。改石川箭口。並賜姓宗岳朝臣。と云事も見えたり。○木菟宿禰。記云。平群都久宿禰者。平群臣。佐和良臣。馬御繼連等祖也。平群は和名抄平群郡倍久里是なり。木菟名義仁德紀に見えたり。三代實錄に武内宿禰第三男とあり。天武紀十三年十一月。平群臣賜姓曰朝臣。姓氏錄右京平群朝臣。石川朝臣同祖。武内宿禰男。平群都久宿禰之後也。とあり。按ずるに。姓氏錄。平群文室朝臣。都保朝臣。額田首。韓海部首。三代實錄。味酒首。など。みなこの

裔なり。氏人は。東大寺古文書に。聖武帝時。平群文屋朝臣益人あり。三代實錄に。光孝帝時。右京人平群臣春雄等に。朝臣を賜ふことあり。氏族志云。按禮記稱德帝時。安房平群郡人壬生美與曾廣主等。賜姓平群王。生朝臣。桓武帝時。有平群豐原朝臣靜女。是皆平群朝臣之族歟。とあり。○殺辰斯王以謝之。この事東國通鑑に。晋大元十七年。百濟辰斯王八月十一日。百濟王辰斯薨。於狗原行宮。枕流王之子阿華立。とあり。晋大元十七年。我仁德八十年壬辰に當れば。百二十一年後の事なり。上にも引る高麗王の碑銘に。倭以辛卯年。來渡海。破百殘新羅。以爲臣民。とある。この前年の事なるへければ。仁德御世の事とする方正しきか如し。されど今正すへき由なし。晉政友云。此辛卯年は。日本紀に據れば。仁德天皇七十九年なれど。古事記に載せたる。天皇崩御の干支を推て考ふるに。仲哀天皇崩御玉ふて。三十年の後に當れり。紀にはもと神功皇后兩朝の間に。甲子二運り(百二十年)の差異あり。此事は古事記年紀考に委く論へり。さて右の碑銘に。破百殘新羅。とある。此辛卯の年にあたる事なるを。次の年(壬辰)に誤りたるは。雄略紀に。百濟益盧王の殺されし十九年を誤りて。明る二十年に記したるに異なることなし。失禮とは。其語を詳にせされども。或は朝貢を缺き。或は叛逆を謀りしなどの類を云へるものならむ。若し此失禮のたかりその事ならましかば。天朝にて四人の宿禰に仰せて。其元禮を噴進しめ玉ひ。其國にても亦其を恐れて。殺王謝之とまでて。深き罪あるへきや。故に紀に記されたる事共に。この破百殘新羅。以爲臣民。と云へるを合せて。つらく當時のあり様を想像るに。辰斯王はもと慕容の主にて。天朝の御覺えもよからざりしにや。王も亦年頃心安からず。竊かに新羅と謀を協はせて叛きたりしにて。紀角宿禰を兩國に遣はせられて。共に其罪を問はせ玉ひしなるへし。ざるを紀には。百濟の事のみ記るされて。一語たにも新羅の事に及ばず。其は獨此のみならず。新羅にありては。必しするすへきものを。紀には大方略かれたり。たましくこの辛卯の事の如き。他の關係あるによりて。推して考ふることも。謝をウヘナた無きにもあらず。蓋紀を修められし時。新羅には材料とすへき書の乏しかりし故ならん。とあり。なほよく考ふへし。 謝をウヘナフと訓るは。神代紀に服字。神功紀謝罪の二字をもしか訓たれども。なほカシコミマツリキ。などよみてあるへし。

五年甲午

五年秋八月庚寅朔壬寅。令諸國定海人部及山守部。

壬寅は十三日なり。○海人本に部の字なし。今小山田本校本。及信友校本にあるに據て補ふ。集解にも部字あり。記云。定賜海部山部山守部伊勢部。とあり。海人部即海部にて。海人の屬なり。部字なくては。なへての海人即漁子漁父。海女など。の事となりて。部屬の事とはならず。必脱れたる事著し。さて海人部をアマヘとは訓まじきこと。已にいへり。○山守部は。山を守る職の部民なり。この事は顯宗紀に見えたり。さて記に山部山守部とあるに就て記傳に。本二種にあらず。記に並舉たるは是ならず。紀に山部なきを正すとすへし。と云へり。さて萬葉集二に。神樂浪乃大山守云々とあるは。大宮に近きを以て。天皇の御料の山として。大とは稱へたるなるへし。御巫を大御巫と云へるか如くなるへし。さて今この部を定玉ふは。其部屬を集めて。其統治の首領を定め玉ふなり。いはく海人部を阿曇連に。山守部は山部連に隸給ふなり。かくて記なる伊勢部は詳かならず。とあり。さて山守の首領は。姓氏錄。大和皇別。山公内臣同祖。味内宿禰之後也。和泉山公。垂仁天皇皇子五十日彦別命之後也。攝津山守同上。東大寺正倉院文書。聖武帝時。伯耆久米郡人山守連伊等志などなるへし。

冬十月。科伊豆國令造船長十丈。船既成之。試浮于海。便輕泛疾行。

如馳。故名其船。曰枯野。

科を。フレオホセテと訓るは。被_レ經_レ仰_レなり。フレの訓天武紀に見えたり。後世の命令を。○科伊豆國云々。伊豆風土記云。應神天皇五年甲午冬十月。課_二伊豆國_一造_レ船。長十丈。船成泛_レ海。而輕如_レ葉馳。傳云。此船木者。日金山麓奥野之楠也。是本朝造_二大船_一始也。とあり。此文讀賣記第三にあり。信友云。此文は親房記にて。風土記の文とは聞えず。なほ本書可_レ考と云り。萬葉集に伊豆手舟と云るあり。八雲御抄に伊豆に出る舟也とあり。さて伊豆國は。國造本紀。伊豆國造云々。扶桑畧記。天武九年七月條。別_二駿河二郡_一爲_二伊豆國_一。同國風土記。割_二駿河國伊豆之崎_一號_二伊豆國_一。これ倉實記。など併思_レに。此御世に今の如く一國に立_レ立_レさりしは。定かならざれど。泊瀬國難波國の例に_レしても見るへし。○枯野。記の傳は此と聊異なり。高津宮段云。此之御世兔寸河之西有_二一高樹_一。其樹之影。當_二旦日_一者速_二淡道島_一。當_二夕日_一者越_二高安山_一。故切_二是樹_一以作_レ船。甚捷行之船也。時號_二其船_一謂_二枯野_一云々。とあり。枯は借字にて輕疾の義なり。野は_{重胤は乘_レ反ならむと云ひ。記傳に未考。あるひは主意かと云へり。}或人説に。枯野は舟を造りたる所の地名を以。船名に呼取たるれり。然るは式に伊豆國田方郡輕野神社。和名抄に同郡狩野郷もみゆと云れたり。この説然るへし。さて此下に。本に由_二船輕疾_一名_二枯野_一。是義遠焉。若謂_二輕野_一後人訛歟。と云注あり。集解に此十九字古本無。蓋私紀攪入。と云へり。今も其説に就て刪れり。

六年乙未

六年春二月。天皇幸_二近江國_一。至_二菟道野上_一而歌之曰。知婆能。伽豆怒塙彌例磨。茂茂智儂蘆。夜珥波母彌喻。區珥能朋母彌喻。

菟道野上。記云。天皇越_二幸近淡海國_一之時。御_二立宇遲野上_一。望_二葛野_一歌云。云々。菟道は山城國宇治郡。葛野は山城郡名既に出つ。記傳云。古は乙訓も亦葛野に係て云へり。然らば葛野は大名にて。葛野乙訓紀伊三郡に亘りて。其平原の地の總稱なり。ゆるに菟道野上より遠望すへし。此を久世郡葛野富野村_通なりといへるは誤なり。と云へり。○智婆能。千葉之なり。葛野といはん料の發語なり。守部云。千羽は鳥羽の古言なるへし。知と登と音通へり。鳥羽今上鳥羽下鳥羽ありて。甚廣き地なりければ。鳥羽之葛野と謂へきものなり。_{此時未だ郡名にあらず。只一郡の小名なり。}今古圖を以て推考るに。宇治野と指處は。宇治郡の西の極小栗栖野なり。其小栗栖野より。竹田鳥羽葛野と並ひて。直向ひたり。故に其圖に就て如此は定め云なり。といへり。この説是に近し。○伽豆怒塙彌例磨。見_二葛野_一者なり。守部云。なほ此地のこと垂仁紀に。竹野媛云々。到_二葛野_一自墮_レ輿而死之。故號_二其地_一謂_二墮國_一。今謂_二弟國_一説。とあれば。上代は乙訓郡までをも。葛野と稱し事知るへし。鳥羽之葛野とつゞけ玉へる。是をも思ひ合はずへし。と云へり。○茂茂知儂蘆。百千足なり。守部云。民の家居の。百千と足り行くを詔ふなり。古昔は今の皇都邊はさもなくて。難波の船舶の入來る。伏見竹田鳥羽邊を榮えけらし。日本紀畧延曆十三年十

月詔詞に。今の平安京の事を。葛野乃大宮地者。山川毛麗久。四方乃百姓乃參出事毛。便之豆云々。と見えたる鳥羽の邊は。殊に使よろしき地とそみえたる。と云へり。○夜珥波母彌喻。家場所見なり。民居の處を家庭といふ。庭は場なり。○區珥能朋母彌喻。國之秀毛所見なり。秀は國原の中央に顯れて。其真秀たる宜き處々見ゆるよしを詔ふなり。

七年丙申

七年秋九月。高麗人。百濟人。任那人。新羅人。並來朝。時命武内宿禰領諸韓人等作池。因以名池。號韓人池。

高麗人。海東諸國記云。七年丙申。高麗始遣使來。とあり。按に高麗の朝貢。既に神功御世にありしことば。本紀に見えたるか如くなれど。其疑はしきよしありて其處に云へり。されは記傳にも。高麗國の朝貢せし事は。まことに是や始ならむ。たとひこれ始ならずとも。此御代になりての事なりけむ。と云はれたり。この事は既に云へり。○韓人池。大和志に。在城下郡唐古村。今呼柳田池。とあり。新選六帖。輕島の明宮のむかしより。作りそめけん韓人の池。記には新羅國人參渡來。是以建内宿禰命。引率爲之堤池。而作百濟池。記傳云。韓人池百濟池同異未詳かならず。大和志の説も頼には信かたし。恐らくは唐古の名に據て説をなしたるものならん。と云へり。管政友云。高麗永樂王碑銘に據るに。六年丙申。六年は此王の六年なり。丙申即ち此七年に當れり。されまことば。仁德天皇八十四年丙申なり。の觀に。百濟は國をも養ふべき形勢なるに。韓史には東國通鑑に。晉大元十七年のこととせり。此十七年は壬辰にて。丙申より五年前なれど。全く此觀なるを。年をも事をも誤りて。其面影を留めしのみ。記紀には。薄國の事なれば。載せられずと覺し。もとより考へ合すへき由もあらねど。神紀七年(丙申)秋九月云々。號韓人池。また記輕島明宮段に。亦新羅人參渡來云々。是以建内宿禰命引率。爲之堤池。而作百濟池。と見えたるは。紀紀とも同じ事なるを。傳の異なるによりて。轉かの差違をばなせるなり。來朝とは。國王みつからぬ。或は王命もて來れるもの。稱なるを。それに池を作らしめしも似合しからず。又新羅の人を役ばして作れるもの。百濟の稱を眞せし。これもまた其實にそむけり。と思はるれば。此は二書とも誤りにて。實は今年の觀に。伴隨なども多く。又新羅を始めとし。叛きしものも夥しかりつらん。それらを送り來りて。此役をば成されしならん。武内宿禰の其を引率てと云るも。故ある事なるべし。と云り。この事はは次の八年の下に云り。考へ合すべし。

八年丁酉

八年春二月。百濟人來朝。百濟記云。阿花王立。无禮於貴國。故奪我忱彌多禮。及峴南。支侵。谷那。東韓之地。是以遣王子直支于天朝。以脩先王之好也。

忱彌多禮。既出。本に枕に作る。今神功紀及集解に依る。○支侵。詳ならず。魏志東夷傳。馬韓五十四國の内に支侵國見え。東國通鑑外紀にも見えたり。○谷那。既に出つ。○東韓は。十六年紀に見ゆ。○王子直支。通鑑。三國史記。腆支或作直支。東國通鑑。一名映。又曰。丁酉晉安帝隆安元年。百濟阿莘王六年夏五月。百濟與倭結好。遣太子腆支爲質。當仁德天皇八十五年。彼此年紀或有誤謬。とあり。按に阿莘王年を通鑑に準と書けるは誤なり。三年は。通鑑に因れば。わか仁德帝八十五年丁酉のことなれり。年紀大にたかへり。よりて又彼の高麗王碑銘を按するに。九年己亥仁德八十七年に當る。百殘遠警。合倭云々。倭人滿其國境。潰破城地云々。と云事あり。此紀には更に思ひあたる事なれども。合倭といふ文を見れば。通鑑の與倭結好。遣太子腆支爲質。とあるに所由ありげなり。されは是も百濟記をこ

に書き入れしは猶誤にて。仁徳紀八十五年の下に入るべきか。かにかくに本文ならねは。強かち論するに及はす。愛にまた管政女云。是百濟の質を獻れる始にて。戦ありし明年の事なり。無禮於貴國とは。其故を知るに由なけれど。高麗と和をなし。質を送りたるは。もとより力盡ての事なれば。其を怒らせ玉ひて。質を獻し地を獻らしめしにはあるへからず。或は此時より新羅を討ち討め。高麗を征け玉はんとの大御心おはしきして。かねて百濟王の心の動かしらん爲に。質をもめされ。また統御多禮等は。戦に便なる地なれば。獻らしめけんも亦知るべからず。かにかくに今は決めたしと云り。

九年戊戌

九年夏四月。遣武内宿禰於筑紫。以監察百姓。時武内宿禰弟甘美内宿禰。欲廢兄。即讒言于天皇。武内宿禰常有望天下之情。今聞在筑紫。而密謀之。曰。獨裂筑紫。招三韓。令朝於己。遂將有天下。於是天皇則遣使。以令殺武内宿禰。時武内宿禰歎之曰。吾元無貳心。以忠事君。今何禍矣。無罪而死耶。於是有壹伎直祖真根子者。其爲人能似武内宿禰之形。獨惜武内宿禰無罪而空死之。便語武内宿禰曰。今大臣以忠事君。既無黑心。天下共知。願密避之。參赴于朝。親辨無罪。而後死不晚也。且時人每云。僕形似大臣。故今我代大臣而死之。以明

大臣之丹心。則伏釁自死焉。

監察百姓。此時此宿禰の居られし處は。知へからざる如くなれど。筑後國御井郡高良神社の社記に。宿禰此地に居て。九國を鎮められし由云へり。此時の事なるへしと重胤云り。○甘美内宿禰。記云。比古布都押信命。娶尾張連等之祖。意富那毗之妹。葛城之高千那毗賣。生味師内宿禰。此者山代内臣之祖也。とあり。武内宿禰の異母兄弟也。甘美は美稱。内は武内の内とおなじく。天皇の親しみ睦まじみし玉ふより。負れたる美稱なること。既に云へり。この甘美内の宿禰の子孫。後に山城國綴喜郡の地に住みて。其祖名を取て内村と名く。雄略紀山背内村。式體喜郡内神社。これ山城内臣の祖なり。姓氏錄大和國内臣。孝元天皇々子彦太忍信命之後也。山公。内臣同祖。味内宿禰之後也。とあるは。山城より後大和に移りし人の屬なるへし。○欲廢兄。本に欲字脱せり。今熱田本永享本並河本中臣本薩摩本通證等に依る。○讒言。齊明紀纒訓同。萬葉集に人言之。讒乎聞而。催馬樂葦垣に。親にまうよこしけらしも。などあり。言義は令横なり。横さまに人を悪く云なすなり。成務紀に。横をヨコシと訓めるは異なり。この横は。體言なり。○獨裂。裂は分裂して。己か領く地と爲ることか。もしくは裂は製にはあらさるか。○吾元無貳心。本に元字なし。今永享本中臣本考本に據て補ふ。○忠の訓いか。マコトと訓